

(号外) 内閣府
(原稿作成) 発行 国立印刷局

目次

政令

- 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第一項第二号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令(一)
- 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(二)

省令

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(総務)
- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則(法務)
- 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働)
- 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令(国土交通)

〔法規的告示〕

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示(内閣府)
- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を定める告示(法務)

〔その他告示〕

- 有形文化財を重要文化財に指定する件(文部科学)
- 重要文化財に有形文化財を追加して指定する件(同四)
- 文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件(同五)
- 令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件(厚生労働)
- 砂防法第十三条の土地を指定する件(国土交通)

公 告

諸 事 項

- 裁判所
○ 特別破産、免責、再生関係
○ 特殊法人等
○ 地方公共団体
○ 教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の一の届出関係
○ 会社その他の会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

- 四六 ◇財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令(政令第一号)(財務省)

- 1 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令により指定している財政投融資計画において政府保証の予定額について記載すべき法人に、株式会社産業革新投資機構を追加する。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

- 四五 ◇国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(政令第二号)(厚生労働省)

- 第1 国民健康保険法施行令の一部改正
 - 1 国民健康保険組合に係る特別積立金等
国民健康保険組合における特別積立金の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案するものとし、国民健康保険組合における給付費等支払準備金について子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に不足が生じたときにも使用できるものとする。(第十九条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十条第四項関係)
 - 2 国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の賦課等

- (1) 国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。(第二十九条の七第一項第四号関係)
- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、イに掲げる額の見込額から口に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額から口に掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる

額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができるものとする。(第二十九条の七第五項第一号関係)

イ 当該年度における(イ)及び(ロ)に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付に要する費用の額

(ロ) 3の(2)の基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

ロ 当該年度における(イ)及び(ロ)に掲げる額の合算額

(1) 国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金及び同法の規定により貸し付けられる貸付金の額

(ロ) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

ハ 当該年度における子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。(第二十九条の七第五項第二号関係)

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得別総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、(3)のイからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。(第二十九条の七第五項第三号関係)

(5) (4)の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものとする。(第二十九条の七第五項第十号関係)

- 3 国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の減額
 (1) 世帯主等につき算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合又は世帯に出産被保険者がある場合には、十八歳以上被保険者均等割額を減額する。(第二十九条の七第六項第一号～第五号、第八号及び第九号関係)
 (2) 世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額とする。(第二十九条の七第六項第十号及び第十一号関係)
- 4 賦課限度額
 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を六十六万円から六十七万円に引き上げる。(第二十九条の七第二項第九号関係)
- 5 低所得者に対する減額措置に係る判定基準
 (1) 低所得者に対し被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の十分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を三十万五千円から三十一万円に引き上げ、これらの額の十分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五十六万円から五十七万円に引き上げる。(第二十九条の七第六項第一号及び第三号関係)
 (2) 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、(1)に準じた所要の改正を行う。(第二十九条の三第十一項及び第二十九条の四の三第六項関係)

- 6 その他
 その他所要の改正を行う。
- 第2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正
 1 事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金等
 事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金、国民健康保険法第七十三条の規定による国民健康保険組合に対する補助金、基金事業対象保険料必要額及び基金事業対象費用額の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案する。(第一条第一項及び第二項第一号、第二条第一項第二号、第四条第二項第二号、第五条第一項第一号、第五项第三号及び第八項、第十五条第二項並びに第十九条第三号関係)
- 2 低所得者及び出産被保険者に対する減額措置に係る繰入金
 国民健康保険法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額について、十八歳以上均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額も勘案する。(第四条の三第一項及び第四条の五第一項関係)
- 3 保険者支援制度
 低所得者に対する保険料（税）の減額措置の対象となった被保険者の数に応じて、平均保険料（税）の一定割合を繰入金等の公費で補てんする保険者支援制度について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料（税）を勘案する。(第四条の六第一項関係)
- 4 国民健康保険事業費納付金
 国民健康保険法第七十五条の七第一項の規定により都道府県が当該都道府県内の各市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額に、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額を追加する。(第八条第四号及び第十一条の二関係)
- 5 その他
 その他所要の改正を行う。
- 第3 施行期日等
 1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一項関係)
 2 この政令の施行に際し必要な経過措置を定める。(附則第二項～第四項関係)

政 令

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第一項第二号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第一号

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第一項第二号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第一項第二号に規定する法人を定める政令（平成十二年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

九 株式会社産業革新投資機構

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 片山さつき

内閣総理大臣 高市 早苗

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和二十二年法律第百九十二号）第三十五条、第五十七条の二第二項（同法第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第四項、第七十五条の七第一項、第八十一条並びに第八十二条の二第十項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第一条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「介護納付金」という。」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を「介護納付金」に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。」の下に「並びに子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を「介護納付金」に改め、「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に「並びに流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。子ども・子育て支援納付金に改める。

第二十七条の二第一項第一号中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

第二十九条の三第十項中「同条第五項第二号」を「同条第六項第二号」に、「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

第二十九条の四の三第六項中「第二十九条の七第五項第二号」を「第二十九条の七第六項第二号」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

第二十九条の七第一項第一号中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項に次の号を加える。

四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(法第七十一条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための賦課額をいう。第五項において同じ。)

第二十九条の七第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同号イ(2)及びロ(2)中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第八号イ中「ロ及び次項第七号」及び「ハ及び次項第七号」を「以下この条」に改め、同項第九号中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条第三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第七号イ中「ロ」又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改め、同条第四項第一号中「次項」を「第六項」に改め、同条第五項第一号中「五十六万円」を「五十七万円」に「三十万五千円」を「三十万円」に改め、同項第九号中「及び世帯別平等割額」を「及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第三号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三万五千円」を「三十一万円」に改め、同項第九号中「及び被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第六号中「及び第三項」を「第三項及び前項」に改め、同項第八号中「前三項」を「第一項から前項まで」に「及び」を「」並びに「」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三万五千円」を「三十一万円」に改め、同項第四号及び第五号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第六号中「及び第三項」を「第三項及び前項」に改め、同項第八号中「前三項」を「第一項から前項まで」に「及び」を「」並びに「」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三万五千円」を「三十一万円」に改め、同項第九号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」を加え、同項第六号中「被保険者均等割額」に改め、同項に次の二号を加える。

十 世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下この号において「十八歳未満被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課すべき被保険者均等割額(十八歳未満被保険者につき前項第六号の規定に基づき算定した被保険者均等割額(前号各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。)を減額するものであること。

十一 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額であること。

第二十九条の七中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該子ども・子育て支援納付金賦課額(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合は、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額(イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額)である。

イ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。)の額

(2) 次項に規定する基準(同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)に従い第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

口 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

二 子ども・子育て支援納付金賦課額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割額の合計額

三 当該子ども・子育て支援納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者(第八号において「十八歳以上被保険者」という。)につき算定した十八歳以上被保険者均等割額を加算した額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が第十号の

規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額(次号において「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第二号の十八歳以上被保険者均等割額は、次項に規定する基準(同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)に従い前号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額であること。

八 第二号の十八歳以上被保険者均等割額を十八歳以上被保険者の数に按分して算定すること。

九 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

十 第三号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものであること。

第二十九条の七の二第一項中「第五項まで」を「第六項まで」に「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

附則第五条中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「介護納付金」という。並びに「介護納付金」という。に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。の下に「並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、同条第二項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第二条第一項第二号及び第四条第二項第二号イ中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金に改める。

第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に、「第四項」を「第五項」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第二号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加える。

第四条の四第一項第一号中「第二十九条の七第五項第六号」を「第二十九条の七第六項第六号」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第四条の五第一項第一号中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「第四項」を「第五項」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第二号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改める。

第四条の六第一項第一号イ中「のもの」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち令第二十九条の七第五項第三号の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てるためのもの」を加え、同号口(1)中「第二十九条の七第五項第三号イ」を「第二十九条の七第六項第三号イ」に改め、同号口(2)中「第二十九条の七第五項第三号口」を「第二十九条の七第六項第三号口」に改め、同号口(3)中「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同号口(1)中「のもの」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち地方税法第七百三條の四第三千項の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てるためのもの」を加える。

第五条第一項第一号口(1)中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同号口(2)中「並びに当該」を「当該」に「の合算額」を「並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額」に改め、同条第五項第三号中「ハまで」を「三まで」に、「ニに」を「ホに」に、「ホに」を「ヘに」に改め、同号中ホを「ヘとし、ニをホとし、ハの次に次のよう 加える。

二 組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労

働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

第五条第八項中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第八条中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の「号を加える。

四 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

第九条第二項第一号へ中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第二号イ中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ハ中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ハ中「及び介護納付金」を「前条第六号」に、「第十一条」を「第十二条の二」に改め、同号ホ及びル中「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十二条の次に次の「号を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額)

第十二条の二 第八条第四号の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額

二 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

(1) 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合

(2) 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合

ハ イ(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

三 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項、第四項第一号口及び第十三項並びに第三十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定。（以下「」の條において「対象規定」といへ。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていいものは、これを削る。

	改	正	後
--	---	---	---

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の一 [略]

[2・3 略]

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

四 公衆電話機
〔一～三 略〕

四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置

〔一～七 略〕

八 番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第一条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	改	正	後
--	---	---	---

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘 定 科 目 表

資 産

科 目 款（原価部門） 項

1 電気通信事業固定資産
(1) 有形固定資産 第一種指定設備管理部門

第一種指定設備管理部門

1 一般第一種指定設備
一般第一種指定受容ルータ（端末

システム交換機能及び一般受容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）

科 目 款（原価部門） 項

1 電気通信事業固定資産

(1) 有形固定資産 第一種指定設備管理部門

1 一般第一種指定設備
一般第一種指定受容ルータ（端末

システム交換機能及び一般受容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）

総務大臣臨時代理

國務大臣 片山わいわ

一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 S I P サーバ セッションボーダーコントローラ E N U M サーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（I P—V P N サービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備			一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 S I P サーバ セッションボーダーコントローラ E N U M サーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（I P—V P N サービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備
--	--	--	--

	<p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>		<p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）</p> <p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
	<p>信号網設備</p> <p>専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p> <p>専用線ノード装置</p> <p>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p> <p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</p>		<p>信号網設備</p> <p>番号案内データベース及び番号案内設備</p> <p>専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p> <p>専用線ノード装置</p> <p>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p> <p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</p>

(何)	
建物	
土地	
構築物	
機械及び装置	
車両及び船舶	
工具、器具及び備品	
休止設備	
建設仮勘定	
第一種指定設備利用部門	[略]
支援設備（補助部門）	[略]
全般管理（補助部門）	[略]
[略]	

費用
営業費用

科 目	款（原価部門）	項
[略]		
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) [略]
[略]		

収益
営業収益

科 目	款（原価部門）	項
[略]		

(注)

[略]

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1・様式第2 略〕

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

〔表 別紙二 挿入〕

注

[略]

(何)	
建物	
土地	
構築物	
機械及び装置	
車両及び船舶	
工具、器具及び備品	
休止設備	
建設仮勘定	
第一種指定設備利用部門	[同左]
支援設備（補助部門）	[同左]
全般管理（補助部門）	[同左]
[同左]	

費用
営業費用

科 目	款（原価部門）	項
[同左]		
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 [同左]
[同左]		

収益
営業収益

科 目	款（原価部門）	項
[同左]		

(注)

[同左]

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1・様式第2 同左〕

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

〔表 別紙一 挿入〕

注

[同左]

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

[表 別紙四 挿入]

注)

[1・2 略]

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備	特別第一種指定設備	信号網設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	合計
營業費							
うち貸倒損失							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費及び研究費償却							
減価償却費							

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

[表 別紙三 挿入]

注)

[1・2 同左]

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備	特別第一種指定設備	信号網設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	合計
營業費							
うち貸倒損失							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費及び研究費償却							
減価償却費							

		固定資産除却費		固定資産除却費	
うち除却損		うち除却損		通信設備使用料	
通信設備使用料		通信設備使用料		租税公課	
合計		合計		合計	
(単位 %)		(単位 %)		(単位 %)	
直	課	直	課	直	課
活動基準帰属		活動基準帰属		活動基準帰属	
配賦		配賦		配賦	

(注)
[1～4 略]
[様式第4の2 略]

備考
表中の「」の記載は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 後

		法定機能の区分、内容及び対象設備等		法定機能の区分、内容及び対象設備等	
第四条		〔同上〕		第四条	
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
一端末回線伝送機能	〔略〕	〔略〕	一端末回線伝送機能	〔同上〕	〔同上〕

		法定機能の区分、内容及び対象設備等		法定機能の区分、内容及び対象設備等	
第四条		〔同上〕		第四条	
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
一端末回線伝送機能	〔略〕	〔略〕	一端末回線伝送機能	〔同上〕	〔同上〕

		法定機能の区分、内容及び対象設備等		法定機能の区分、内容及び対象設備等	
第四条		〔同上〕		第四条	
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
一端末回線伝送機能	〔同上〕	〔同上〕	一端末回線伝送機能	〔同上〕	〔同上〕

		法定機能の区分、内容及び対象設備等		法定機能の区分、内容及び対象設備等	
第四条		〔同上〕		第四条	
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
一端末回線伝送機能	〔同上〕	〔同上〕	一端末回線伝送機能	〔同上〕	〔同上〕

置を用いて、主として六十
四キロビット毎秒を単位と
するデジタル信号の伝送速
度により、符号、音声その
他の音響又は影像を統合し
て伝送する機能に限る。)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前において、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（次項及び次条第一項において「新規則」という。）の規定の例により、接続約款（電気通信事業法（次項において「法」という。）第三十三条第二項の接続約款をいう。）について、同項の認可の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により法第三十三条第二項の規定による認可があつた場合には、施行日前においても、新規則の規定の例により、その認可を受けることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

(経過措置)

第三条 前条第一項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日が施行日以後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処

分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。
2 第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同令第六条第一項の接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用する。

置を用いて、主として六十
四キロビット毎秒を単位と
するデジタル信号の伝送速
度により、符号、音声その
他の音響又は影像を統合し
て伝送するものであつて、
専ら利用者側の通信の着信
の用に供される場合における
機能に限る。)

置を用いて、主として六十
四キロビット毎秒を単位と
するデジタル信号の伝送速
度により、符号、音声その
他の音響又は影像を統合し
て伝送するものであつて、
専ら利用者側の通信の着信
の用に供される場合における
機能に限る。)

[別紙一]

官

令和8年1月15日 木曜日

			取 得 価 額
海 底 線 設 備	備 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
建			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
機 械 繼			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
機 械 及 び 裝 置			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
車両 及 び 船 舶			
	取 得 価 額		
	帳 簿 価 額		
工 具 、 器 具 及 び 備 品			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
休 止 設 備			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
土 地			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
建 設 仮 効			
	定 減 価 償 却 累 計 額		
	帳 簿 価 額		
無 形 固 定 資 産			
	取 得 価 額		
	物 減 価 償 却 累 計 額		
設 備 区 分 ごとの 固 定 資 产 合 计			
	帳 簿 価 額		

機械設備		帳 簿 儲 額	
伝 送 機 械 設 備	取 得 儲 額	減 価 償 却 累 計 額	
無 線 機 械 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 償 却 累 計 額
電 力 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 償 却 累 計 額
監 機 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 償 却 累 計 額
(何) 減 価 儻 却 累 計 額	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額
25 中 線 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額
通 信 施 星 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額
端 端 未 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額
市 内 線 路 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額
市 外 線 路 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額
土 木 設 備	帳 簿 儲 額	取 得 儲 額	減 価 儻 却 累 計 額

官

報

令和8年1月15日 木曜日

〔別紙三〕

別紙四

○法務省令第一号
民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和七年法律第四十九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年一月十五日
法務大臣 平口 洋

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則
(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(法第二条第一項第一号ハの法務省令で定める電子決定書)

第二条 法第二条第一項第一号ハの法務省令で定める電子決定書は、次に掲げる裁判に係るものとする。

一 上告を却下する上告裁判所の決定

二 上告を棄却する決定

三 上告審として事件を受理しない旨の決定

四 次に掲げる裁判の更正決定

イ 判決

ロ この条に規定する裁判

五 前号の更正決定を変更する決定

(法第二条第一項第三号の法務省令で定める者)

第三条 法第二条第一項第三号の法務省令で定める者は、次のとおりとする。

一 当該保有民事裁判情報に係る事件に関与した者であつて、次に掲げるもの

イ 訴訟代理人のうち委任を受けたもの(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)

ロ 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)第一条の規定により国を代表する者及び同法第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者

二 前号に掲げるもののほか、法第二条第一項第三号に規定する措置を講じなくても個人の権利を害するおそれが少ないことが当該民事裁判情報から明らかである者

(民事裁判関連情報)
第四条 法第二条第一項第四号の法務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。
一 当該民事裁判情報を他の民事裁判情報と區別して識別するために用いる符号その他の情報
二 判決又は決定の別その他の当該民事裁判情報に係る裁判の方式を示す情報
三 原裁判、更正決定により更正された裁判、再審により取り消された裁判その他の当該民事裁判情報に関連する裁判を特定するに足りる情報
(指定の申請)

四 当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官の所属する裁判所及び部を特定するに足りる情報
五 当該民事裁判情報に係る事件の類型(知的財産に關係する訴えに係る事件、労働契約に関する事件、交通事故に基づく損害賠償の訴えに係る事件その他の類型をいう。)を示す情報
六 上訴があつた旨の情報

(指定期間)
第五条 法第五条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地
二 民事裁判情報管理提供業務を行おうとする事務所の所在地

三 民事裁判情報管理提供業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四 役員の氏名及び略歴を記載した書類

五 現に行っている業務の概要を記載した書類

六 民事裁判情報管理提供業務の実施に関する計画を記載した書類

七 役員が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類

八 その他の参考となる事項を記載した書類

九 前項第七号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

二 民事裁判情報管理提供業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項

三 法第八条第二項各号に掲げる事項

一 法第八条第二項各号に掲げる書類のほか、指定を受けようとする法人が法第五条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(指定法人の名称等の変更の届出)
第六条 指定法人は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員の選任又は解任の届出)
第七条 指定法人は、法第五条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名

二 選任又は解任の年月日

三 選任又は解任の理由

四 選任の届出の場合にあつては、選任に係る役員の略歴

二 前項の届出書には、選任の届出の場合にあつては、選任された者が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を誓約する書類を添付しなければならない。

(仮名加工民事裁判情報を提供する方法)
第八条 法第六条第一項第二号の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法

(業務規程)

第九条 指定法人は、法第八条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程を添えて法務大臣に提出しなければならない。

2 指定法人は、法第八条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

法第八条第二項第六号の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 民事裁判情報管理提供業務を行う時間及び休日に関する事項

二 民事裁判情報管理提供業務を行う事務所の所在地

三 民事裁判情報管理提供業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項

四 保有民事裁判情報等の保存期間に関する事項

五 法第六条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項

六 民事裁判情報管理提供業務の目的外使用の禁止に関する事項

七 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の措置に関する事項

八 民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

九 その他民事裁判情報管理提供業務の実施に関し必要な事項

(苦情の処理)

第十条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報の取扱いについて次に掲げる内容の苦情の申出があつた場合には、当該苦情の処理のために必要な事項を調査し、改善が必要であると認めるときは、所要の措置をとらなければならない。

一 当該仮名加工民事裁判情報の内容が当該仮名加工民事裁判情報を係る電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）の内容と相違すること。

二 当該仮名加工民事裁判情報が法第十三条第一項及び業務規程の定めるところにより作成されていないこと。

三 当該仮名加工民事裁判情報に含まれる情報の流通によって個人の権利利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

2 指定法人は、前項の場合又は業務規程の定めに基づく苦情の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、当該仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる。

(事業計画書等)

第十二条 指定法人は、法第九条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて法務大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 前事業年度の予定貸借対照表

四 前事業年度の予定貸借対照表

五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 指定法人は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 変更しようとするとする事項

二 変更しようとするとする年月日

三 変更の理由

(情報提供契約の拒絶)

第十二条 法第十条第一項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 情報提供契約の申込者が、業務規程に定められた法第八条第二項第一号に規定する事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

二 情報提供契約の申込者が情報提供契約を締結していたことがある者である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない民事裁判情報管理提供業務に関する料金があること。

三 情報提供契約の申込者が、業務規程で定める料金の支払方法によって、当該料金を支払うことできること、又は当該料金を支払う資力を有することについて合理的な疑いが認められることがないこと。

四 情報提供契約の申込者が、法第十条第二項又は次条に規定する正当な理由により情報提供契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

(情報提供契約の解除)

第十三条 法第十条第二項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に民事裁判情報管理提供業務に関する料金を支払わなかつたこと。

二 業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項が変更された場合において、情報提供契約を締結した者が変更後の当該事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

三 休止し、又は廃止しようとする年月日

四 休止又は廃止の理由

(業務の休廃止)

第十四条 指定法人は、法第十二条第一項の許可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする民事裁判情報管理提供業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準)

第十五条 法第十三条第一項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人に関する情報であつて次に掲げるものの全部又は一部を削除すること（当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む）。

二 保有民事裁判情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む）。

三 保有民事裁判情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生ずるおそれがある情報の全部又は一部を削除すること（当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む）。

(業務の一部委託等)

- 第十六条** 指定法人は、法第十四条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
- 一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 委託しようとする業務の内容及び範囲
 - 三 委託の期間
 - 四 委託を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 受託者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書類
- 二 受託者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 三 業務の委託契約書の写し
- 四 受託者(受託者が法人である場合にあつては、その役員。以下この号において同じ。)が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該受託者が誓約する書類
- 五 受託者において保有民事裁判情報等の適切な安全管理のために必要な措置が講じられてこないことを示す書類

3 法務大臣は、指定法人に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法務大臣は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その業務の委託が民事裁判情報管理提供業務を行うために必要であり、かつ、受託者がその業務を適正かつ確実に行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

5 前各項の規定は、指定法人が法第十四条第二項後段の承認を受けようとする場合について準用する。

(帳簿)

第十七条 指定法人は、法第十五条の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2 法第十五条の法務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報の件数
- 二 作成した仮名加工民事裁判情報の件数
- 三 情報提供契約に基づき仮名加工民事裁判情報を提供した相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該相手方に提供した仮名加工民事裁判情報の件数

- 四 受け付けた苦情の件数
- 五 前号の苦情の内容及び当該苦情の処理のために講じた措置
- 六 民事裁判情報管理提供業務に関する収入及び支出(身分を示す証明書)

第十八条 法第十七条第一項の証明書は、別記様式によるものとする。

(民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ等)

第十九条 法第十八条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

- 一 法務大臣が新たに指定する指定法人に民事裁判情報管理提供業務を引き継ぐこと。
- 二 法務大臣が新たに指定する指定法人に保有民事裁判情報等を民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿、書類及び資料とともに引き継ぐこと。
- 三 前二号に掲げる事項を行った後、遅滞なく保有民事裁判情報等を消去すること。
- 四 その他法務大臣が必要と認める事項

いの省令は、令和八年一月十五日から施行する。ただし、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記様式(第18条関係)

表面

身分証明書 第号

官職
氏名
生年月日

上記の者は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律第17条第1項に規定する立入検査又は質問を行ふ職員であることを証明する。

交付日 年 月 日まで有効)

法務大臣

上記の者は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律第17条第1項に規定する立入検査又は質問を行ふ職員であることを証明する。

写真

印

裏面

民事裁判情報の活用の促進に関する法律(令和七年法律第四十九号)抜粋

(報告及び検査)
第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正化を実現を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に關し必要な報告を認め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類等の他の物を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならぬ。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、當該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二・二 (略)

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避せ、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは疎遠の陳述をしたとき。

2 法人でない団体で代表者は、同項の規定によるものとむ。以下この項において同じ。)の代表者若しくは代理人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又はその業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合に、その代表者又は代理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被告訴人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則(令和八年法務省令第一号)抜粋

(身分を示す証明書)
第十八条 法第十七条第一項の証明書は、別記様式によるものとする。

注。用紙の大きさは、日本産業規格B列8番(64×91mm)とすること。

○厚生労働省令第二号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条の三第一項、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第三項、第四条の三第一項、第四条の五第一項、第五条第一項第一号口(2)、第三項、第五项第三号二及び第八項、第九条第八項並びに第十一条の二第三項第一号、第四项第一号イ(1)、第二号口(1)及び(2)、第五项第一号イ及びロ並びに第六項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

(国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令)

厚生労働大臣 上野賢一郎

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法

改

正

後

(令第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法)

第三十二条の十の二

(新設)

令第二十九条の七第五項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡資産割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ得割率を乗じて得た額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（以下この条において「補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）が子ども・子育て支援納付金賦課額度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

21 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課額度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を子ども・子育て支援納付金賦課額度額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額のうち所得割額及び資産割額が、それぞれ令第二十九条の七第五項第一号の子ども・子育て支援納付金賦課額のうち所得割額及び資産割額に等しくなるよう計算して得た率とする。）

(令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第三十二条の十の三 令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

二 (略)

二 (略)

改

正

前

(普通調整交付金の額の算定)

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

(普通調整交付金の額の算定)

第三条 普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

一 (略)

二 (略)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

四

次条第一項第四号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象需要額」という。）から第五条第一項第四号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、子ども・子育て支援納付金調整対象収入額が子ども・子育て支援納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

（調整対象需要額の算定方法）

第四条 調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象需要額 イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十日までの間において、当該都道府県が子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金の納付に要した費用の額

口 (1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ (1) イに掲げる額

(2) 当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ(1)及び第七条第一項第四号ハ(1)において「子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

(2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第四号ハ(2)において同じ。）に相当する額の総額

(3) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第四号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

2・8 (略)

（調整対象収入額の算定方法）

第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象収入額 次に掲げる額の合算額

イ 別に定める額に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち施行令第二十九条の七第五項第三号に規定する被保険者（以下「十八歳以上被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。）

（新設）

（調整対象需要額の算定方法）

第四条 調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

（新設）

2・8 (略)

（調整対象収入額の算定方法）

第五条 調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・三 (略)

（新設）

(1)

当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第六項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保險者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

(2) (4) (略)

ハヽヲ (略)

二 (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

第七条

市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

イに掲げる額から口及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ 当該都道府県に係る第四条第一項第四号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第七項において「子ども・子育て支援納付金按分額」とこう。）

(当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数+当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数)

(1+当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数)×(子ども・子育て支援納付金按分調整系数)

口 イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第四号口(2)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

(1) 当該年度における当該市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

(1)

当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保險者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

(2) (4) (略)

ハヽヲ (略)

二 (略)

(市町村調整対象需要額の算定方法)

第七条

市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (新設)

二 (略)

三 (略)

当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保險者（以下この口において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)第七百三条の五第一項に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。)に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(算定政令第四条の四第一項各号に規定する額の算定方法)

第六条の四 算定政令第四条の四第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の四第一項第一号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項・第三項及び第五項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 (略)

(算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法)

第六条の五 算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第五項までの規定に基づき算定される所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 (略)

(算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法)

第六条の五 算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一 算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額並びに被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額 当該年度において被保険者が属する世帯(当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額並びに被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯(当該年度の十月三十一日までの間に地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)第七百三条の五第一項に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。)に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額)

(算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法)
第六条の六 算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

(算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法)
第六条の六 算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

(算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

(算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

第七条 (略)

4 | 2 · 3 (略)
算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

2 · 3 (新設)
第七条 (略)
(算定政令第五条第一項第一号口(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

5 | 1 (略)
(算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)
第七条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。
一 (略)
二 イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た率
イ 前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものの数
口 前々年度における当該組合の被保険者の数

4 | 1 (略)
(算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

第七条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一 (略)

二 イに掲げる額を口に掲げる率を乗じて得た額
イ 当該組合の後期高齢者支援金及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額

口 (略)

三 · 四 (略)

(算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法)

第七条の五 算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者 (指定組合特定被保険者 (同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。)を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十二までにおいて同じ。)に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 · 二 (略)

三 · 四 (略)

(算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

第七条の九 算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 · 二 (略)

三 · 四 (略)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

第七条の十二 算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 · 二 (略)
当該組合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額
イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た率
イ 前々年度における当該組合の被保険者の数

三 · 四 (略)

(算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法)

第七条の十三 算定政令第五条第八項の規定により各組合 (同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。)に対し補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 · 二 (略)
当該組合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額
イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た率
イ 前々年度における当該組合の被保険者の数

(組合普通調整補助金)

第十二条 算定政令第五条第八項の規定により各組合 (同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。)に対し補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 · 三 (略)

(組合普通調整補助金)

第十二条 算定政令第五条第八項の規定により各組合 (同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。)に対し補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 · 三 (略)

四 次条第一項第四号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象需要額」という。）から第十四条第四号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、子ども・子育て支援納付金調整対象需要額が子ども・子育て支援納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

2 (略)

(組合調整対象需要額)

第十三條 組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一、三 (略)

四 子ども・子育て支援納付金調整対象需要額

イ に掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 当該年度の四月一日から三月三十日までの間において子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

四 次項第四号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

2 次の各号に掲げる前項第一号二、第二号口、第三号口及び第四号口に掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一 前項第一号二の療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額から二に掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、又に掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ、ヲ (略)

ワ 算定政令第五条第五項第三号へに掲げる割合

二 前項第二号口の療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ 前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る）、介護納付金の納付に要する費用の見込額、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ、ヘ (略)

四 前項第四号口の療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ 前項第四号イに掲げる額から特定納付費用見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額に限る）を控除した額

三 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(組合調整対象需要額)

第十三條 組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一、三 (略)

(新設)

2 次の各号に掲げる前項第一号二、第二号口及び第三号口に掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一 前項第一号二の療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額から二に掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、又に掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ、ヲ (略)

ワ 算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

二 前項第二号口の療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及び二に掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ 前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ、ヘ (略)

(新設)

口 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額
ハ 第一号ホに掲げる割合
二 特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額の見込額
ホ 第一号ワに掲げる割合

3 (略)	4 第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。
5 (略)	(組合調整対象収入額)
6 (組合調整対象収入額)	第十四条 組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三 (略)
7 (組合調整対象収入額)	四 子ども・子育て支援納付金調整対象収入額 イ 及び口に掲げる額の合算額 イ 別に定める額に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。） ロ 別に定める率に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（錢未満は四捨五入するものとする。）
8 (組合調整対象収入額)	第十四条 組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三 (略) (新設)
9 (組合調整対象収入額)	第十四条 組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三 (略)
10 (組合調整対象収入額)	第十四条 組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三 (略)

(国民健康保険保険料率に関する省令の一部改正)

第四条 国民健康保険保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第十一条 (略)	改	正	後
二 (略)			
3 第一項第二号口の一般納付金標準収納割合(第二十七条第八項において「一般納付金標準収納割合」という。)は、当該市町村において賦課される保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により課税する国民健康保険税を含む。以下同じ。)(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護納付金(以下「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。以下この規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。以下この規定による同じ。)の総額に対する当該市町村において同一の水準とする。			
2 (略)			
3 第一項第二号口の一般納付金標準収納割合(第二十七条第八項において「一般納付金標準収納割合」という。)は、当該市町村において賦課される保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により課税する国民健康保険税を含む。以下同じ。)(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。以下この規定による同じ。)の総額に対する当該市町村において同一の水準とする。			
1 (略)			

(都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法)

第二十五条の二 算定政令第十一条の二第三項第一号に規定する当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該都道府県に係る被保険者の数

(市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法)

第二十五条の三 前条の規定は、算定政令第十一条の二第四項第一号イ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法)

第二十五条の四 算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一 当該市町村に係る被保険者の固定資産税額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二 当該市町村に係る被保険者の数

(都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法)

第二十五条の五 前条の規定は、算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(2)に規定する当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(市町村に係る十八歳以上被保険者の見込数の算定方法)

第二十五条の六 算定政令第十一条の二第五項第一号イに規定する当該年度における当該市町村に係る十八歳以上被保険者(令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。)の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該市町村に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

(都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数の算定方法)

第二十五条の七 算定政令第十一条の二第五項第一号ロに規定する当該年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数の算定方法)

第二十五条の八 算定政令第十一条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、当該都道府県に係る次の各号のいずれかに掲げる数であつて当該都道府県の知事が定める数とする。

一 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

イ 子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額(算定政令第十一条の二第一項第一号の子ども・子育て支援納付金算定基礎額をいう。次項において同じ。)

ロ 当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の総額

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数

口 当該年度における当該都道府県内の各市町村について当該市町村に係る調整前子ども・

2 | 収納割合を乗じて得た額の総額

育て支援給付金額算定期間は当該市町村に係る算定期間第十一条の二第一項第二号に規定する数を乗じて得た額とする。

第一項第二号の子とも・子育て支援納付金納付金標準収納割合 第二十九条の二第十九項に規定する「子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合」(以下「子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合」という。)は、当該市町村において賦課する。

以下この項、第二十九条の二第九項及び第三十三条の二第七項において同じ。)の総額に対する該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。

第二十五条の九

第十六條 法第八十二條
(市町村標準保険料率)

第二十六条 法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

四 子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率（子ども・子育て支援納付金市町村標準算定期基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）
（基礎市町村標準保険料率）

（基础市町村標準保険料率）

第二十七条

2 前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において基礎市町村標準算定基礎額といふ）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額
二ト (略)

イ・ロ
(略)

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同

二 次に掲げる額の合算額

八 算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額

3
15
(略)

次に掲げる額の合算額

2

前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ・ロ
（略）

ハ 算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額

二・ト
（略）

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

(算定政令第三十一条の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第二十五条の二 (略)

(市町村標準保険料率)

第二十六条 法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。)は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(新設)

(基礎市町村標準保険料率)

(子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率)

(新設)

一 産割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準資

二 標準十八歳以上均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額

等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額

三　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

第二十六条第四号の子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額」といふ。）は、各市町村につき、当該年度

における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度に於ける当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額とを余すことなく合併する旨の申立てを行つた。子会社にて当該内子会社に係る第一号に掲げる額の見込額とを余すことなく合併する旨の申立てを行つた。

〔号に付ける割の見送客を担保した客を三吉田林木に保証する事と、三吉田林木は金子田林木様に保証料取納割合で除して得た額を基準とする。〕

二 算定政令第八条第四項の子ども・子育て支援給付金納付金基礎額

イ
法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金（並）市町村が属する都道府県による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限

口において同じ)の納付に要する費用に係る部分に限る)の額
る。口において同じ)の納付に要する費用に係る部分に限る)の額
口 その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用

(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金

子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額は、子ども・子育て支援納付金市町村標準を除く。)の額

所得割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額の合算額とする。

第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる

一 前項の子ども・子育て支援内閣大臣(以下「大臣」といふ)は、前項の規定による額で除して得た率とする。

〔付録ノ二〕
田林村標準所得割合額
〔付録ノ三〕
田林村標準所得割合額

第一項定款第十一條の第二項第一号に掲げる額は、各市町村につき、当該年
度における当該市町村の人口に対する支拂い金額と同様の割率で算出する。

度においては、当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度においては、当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

(第十項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割減額」についての規定)

二 算定政令第十一條の二第四項第二号口(1)に掲げる額

における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額（第十二項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額」という。）

二 算定政令第十一条の二第四項第一号イ(2)に掲げる数

第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額(第十三項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額」という。)

二 算定政令第十二条の二第五項第一号イに掲げる数

8 | 第一項第一号及び第二号の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額(第十四項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額」という。)

二 算定政令第十二条の二第五項第二号ロ(1)に掲げる数

9 | 第二項の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合は、各市町村につき、当該市町村において賦課される保険料の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準(算定政令第十二条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数を第二十五条の八第一項第二号に掲げる数とする場合にあっては、子ども・

10 | 子育て支援納付金標準収納割合と同じ値)とする。

一 子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割額は、各市町村につき、当該年度における第一号に掲げる額を同年度における第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額

二 イに掲げる数にロに掲げる率を乗じて得た率にハに掲げる率を加えた率

当該市町村が属する都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数

ロ 次に掲げる率を合算した率

(1) 算定政令第十二条の二第四項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率

(2) 算定政令第十二条の二第四項第二号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率に一から(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を控除した数を乗じて得た率

ハ 次に掲げる率を合算した率

(1) 算定政令第十二条の二第五項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率

(2) 算定政令第十二条の二第五項第二号ロ(1)に掲げる数で除して得た率に一から(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率

三 イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数にハに掲げる率を乗じて得た数

前号イに掲げる数

ハ ロイイ前号ロ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数

算定政令第十二条の二第四項第一号に掲げる率

11| 子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割減額は、各市町村につき、当該年度における前項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号及び第二号に掲げる数並びに第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

12| 前項第二号イに掲げる数

13| 一から前項第三号ロに掲げる数を控除した数

14| 二 算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率

15| 子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額は、各市町村につき、当該年度における第十項第二号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号に掲げる数及び同年度における第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

16| 一 第十項第二号ハ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指數

17| 二 算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる率

18| 一 子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額

19| 二 当該年度における当該市町村に係る十八歳未満被保険者（令第二十九条の七第六項第十号に規定する十八歳未満被保険者をいう。次号、第三十三条の二第十項第二号及び第三号並びに第十四項において同じ。）の見込数

20| 三 当該年度における当該市町村に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額（当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る。）について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

21| 14| 子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額は、各市町村につき、当該年度における第十項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号に掲げる数及び同年度における第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

22| 一 一から第十二項第一号に掲げる数を控除した数

23| 二 算定政令第十一条の二第五項第二号ロ(1)に掲げる数を同号ロ(2)に掲げる数で除して得た率

24| 15| 第十項第二号イの子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数は、算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

25| 16| 第十項第二号ロ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数は、零を超え、かつ、一以下の数（子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数は、零を超えるものとする場合にあつては一）とする。

26| 17| 第十項第二号ハ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率を第一項第二号又は第三号に掲げるもののとする場合にあつては一）とする。

27| （都道府県標準保険料率）

28| 第三十条 法第八十二条の三第二項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条第一項において「都道府県標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

29| 一（略）

30| 第三十条 法第八十二条の三第二項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条第一項において「都道府県標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

31| 一（略）

四 子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率(子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額を基礎として算定される都道府県標準保険料率をいう。以下同じ。)

(基礎都道府県標準保険料率)

第三十一条 (略)

2 前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額(以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額

二・ト (略)

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用

(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。)の額

一次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額

三・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

2・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

3・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

4・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

5・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

6・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

7・シ (略)

(介護納付金都道府県標準所得割総額)

第三十三条 (略)

8・シ (略)

(介護納付金都道府県標準均等割総額)

第三十三条 (略)

9・シ (略)

(子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

10・シ (略)

(新設)

(新設)

(基礎都道府県標準保険料率)

第三十一条 (略)

2 前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額(以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額

二・ト (略)

チ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用

(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。)の額

一次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額

三・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

2・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

3・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

4・シ (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

5・シ (略)

(介護納付金都道府県標準所得割総額)

第三十三条 (略)

6・シ (略)

(介護納付金都道府県標準均等割総額)

第三十三条 (略)

7・シ (略)

(子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

8・シ (略)

(新設)

10| 子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

11| 一| 子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額

|二| 当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の見込額

三| 当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額(当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る)について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

12| 第四項第二号イの当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額を基準として算定される額とする。

13| 一| 当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二| 当該都道府県に係る被保険者の数

14| 第四項第二号ロの被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度における当該都道府県に係る被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

15| 第六項第二号の十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

16| 第十項第二号の十八歳未満被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

17| 第八項第二号及び第九項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数は、第四項第二号イに掲げる額を算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

18| 第十項第二号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額とす

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 令和八年度における国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第四条の規定の適用については、第一項第四号イ中「一月一日」とあるのは「四月一日」と、同号ロ中「(2)に掲げる額の総額を控除した額」と、同号ハ中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とし、第五条の規定の適用については、第一項第四号中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とする。

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 令和八年度における国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(以下「交付金等省令」という。)第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「第一号」と、「第二号」とあるのは「同条第二号」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「第一号に掲げる額」と、「第二号に掲げる数」とあるのは「同項第二号に掲げる数」とする。

2 令和九年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とする。

3 令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における第四条第一号に掲げる額を令和六年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額の合算した額」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を令和六年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額の合算した額」とする。

3 令和十年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十二条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和九年度における第一号に掲げる額を令和九年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額及び令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和九年度における第一号に掲げる額を令和九年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額及び令和七年度における第三十一条第九項第一号に掲げる額を令和七年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」とする。

(準備行為)

第四条 第四条による改正後の交付金等省令第三十四条による標準保険料率の通知その他の準備行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

○**国土交通省令第二号**

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ一、第六条ノ五第二項、第十二条第二項(これらの規定を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の四十九第一項及び第二項において準用する場合を含む)及び第二十九条ノ八並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十四条の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和九年一月十五日)

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正

国土交通大臣 金子 恭之

(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(認定)		
第三条 法第六条ノ二の認定(以下この章において「認定」という)は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。		
一 ～ 三十三 (略)		
三十四 空気圧縮機		
三十五～五十八 (略)		
(認定の申請)		
第四条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。		
一次条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類		
二 ～ 四 (略)		
2 (略)		
(認定の申請)		
第四条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。		
一次条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類		
二 ～ 四 (略)		
2 (略)		
(認定の基準)		
第五条 認定の基準は、次のとおりとする。		
一 (略)		
二 次に掲げる人員を有すること。		
イ・ロ (略)		
ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が自主検査に關し責任を有するものとして確認を行わせるために選任したもの(以下「検査主任者」という)。		

- 一 (略)
- 二 次に掲げる人員を有すること。
- イ・ロ (略)
- ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が自主検査に關し責任を有するものとして確認を行わせるために選任したもの(以下「検査主任者」という)。

三 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。

イ 製造工事又は改修理工事の実施組織、船舶若しくは物件の開発又は販売の業務の実施組織その他自主検査の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある組織から独立していること。

ロ 前号に掲げる人員の権限及び責任がそれぞれ明確にされたものであること。

四・五 (略)

六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ・ハ (略)

二 次号の内部監査に関する記録

七 次に掲げる基準に適合する内部監査に関する制度を有すること。

イ 内部監査の実施組織が製造工事又は改修理工事の実施組織及び自主検査の実施組織から独立していること。

ロ 第九条の書類に記載された実施方法に従つて実施するものであること。

ハ 製造工事又は改修理工事の実施組織及び自主検査の実施組織に対して、第十条の二第一号から第三号までに掲げる事項について一年ごとに一回以上の頻度で実施するものであること。

八・九 (略)

2 (内部監査の実施方法の提出)

第九条の二 認定を受けた者は、第五条第一項第七号の内部監査を実施しようとすることは、あらかじめ、実施方法を記した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

(監査計画)
第九条の二 認定を受けた者は、第五条第一項第七号の内部監査を実施したときは、当該内部監査の終了後遅滞なく、内部監査報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第十条 国土交通大臣は、認定に係る事業場に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)(認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局长。以下この章及び次章において同じ。)に通知しなければならない。

2 前項の監査計画は、年度ごとに監査の対象、監査の時期、監査の分担、監査事項その他の監査の実施の概要について、定めるものとする。

(監査事項)

第十条の二 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 確認の実施状況

二 第五条第一項各号に規定する基準への適合性

三 第八条第二項に掲げる書類の保存の状況

四 その他国土交通大臣が必要と認める事項

三 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。

イ 製造工事又は改修理工事の実施組織から独立していること。

ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。

四・五 (略)

六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ・ハ (略)

(新設)

(新設)

2 七・八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(監査方法)

第十条の三 国土交通大臣又は地方運輸局長は、監査計画に基づき、その職員に監査を行わせることができる。

(監査報告)

第十条の四 地方運輸局長は、第十条の監査計画に基づいて監査を行つたときは、遅滞なく、当該監査の概要を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該地方運輸局長に対して指示を行う等の措置を講ずるものとする。

(認定の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 國土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

(略)

二 第八条、第九条、第九条の二、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

(略)

三 (略)

四 國土交通大臣又は地方運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

(認定の申請)

第二十条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長に提出しなければならない。

(略)

(届出)

第四十四条の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号、第七号又は第十三号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号、第八号、第十三号又は第十四号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一 法第六条ノ二の規定による認定を受けた者

次に掲げる事項について変更しようとする場合（1）、（4）又は（5）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）

(1)～(4) (略)

国土交通大臣

(新設)

(監査方法)

第十条の三 国土交通大臣又は地方運輸局長は、監査計画に基づき、その職員に監査を行わせることができる。

(監査報告)

第十条の四 地方運輸局長は、第十条の監査計画に基づいて監査を行つたときは、遅滞なく、当該監査の概要を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該地方運輸局長に対して指示を行う等の措置を講ずるものとする。

(認定の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 國土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

(略)

二 第八条、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

(略)

(略)

(略)

四 國土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

(認定の申請)

第二十条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

(略)

(届出)

第四十四条の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号、第七号又は第十三号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号、第八号、第十三号又は第十四号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一 法第六条ノ二の規定による認定を受けた者

次に掲げる事項について変更しようとする場合（1）、（4）又は（5）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）

(1)～(4) (略)

国土交通大臣

		(5) 第五条第一項第五号から第七号までに規定する制度	
		(5) 第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度	
		改正後	改正前
		(認定の基準)	(認定の基準)
		第五条 認定の基準は、次のとおりとする。	第五条 認定の基準は、次のとおりとする。
	一 (略)	ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が自主検査に関し責任を有するものとして確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。）	ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。）
	二 次に掲げる人員を有すること。	三 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。	三 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。
	イ・ロ (略)	イ 製造工事又は改造修理工事の実施組織、船舶若しくは物件の開発又は販売の業務の実施組織その他自主検査の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある組織から独立していること。	イ 製造工事又は改造修理工事の実施組織から独立していること。
	ロ 前号に掲げる人員の権限及び責任がそれぞれ明確にされたものであること。	ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。	ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。
	四・五 (略)	六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。	四・五 (略)
	イ・ハ (略)	七 次号の内部監査に関する記録	六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。
	八 (略)	八 (略)	イ・ハ (略)
第九条 (内部監査の実施方法の提出)	2 (内部監査の実施方法の提出)	八 (略)	八 (略)
第九条 (内部監査の実施方法の提出)	2 (内部監査の実施方法の提出)	八 (略)	八 (略)

(届出)

第二十八条の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一 法第十九条の四十九 第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更ようとす る場合（1）、（4）又は（5）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）	国土交通大臣
二～十（略）	（略）	（略）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち空気圧縮機（手動式のものを除く。）に係る船舶安全法第六

条ノ二の規定により受けた認定は、第一条の規定による改正後の同令（次条及び第四条において「新規則」という。）第三条第一項に掲げる物件のうち空気圧縮機に係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に船舶安全法第六条ノ二の認定を受け又はその申請をしている者に係る新規則第五条第一項に規定する認定の基準については、この省令の施行の日（第五条において「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、同項第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、当該者は、同項第三号、第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを説明する書類を、当該日までに国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条 国土交通大臣は、この省令の施行の際現に船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受け又はその申請をしている者が前条の規定に違反したときは、新規則第十二条第二項の規定により、当該認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受け又はその申請をしている者に係る第一条の規定

による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）第五条第一項に規定する認定の基準については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第五条第一項第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、当該者は、同項第三号、第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを説明する書類を、当該日までに国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第六条 国土交通大臣は、この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受け又はその申請をしている者が前条の規定に違反したときは、新規則第十二条第二項の規定により、当該認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

(届出)

第二十八条の三 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一 法第十九条の四十九 第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更ようとす る場合（1）、（4）又は（5）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。）	国土交通大臣
二～十（略）	（略）	（略）

法規的告示

○内閣府告示第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月十五日

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年通商産業省告示第三号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第一条 [略]	(定義) 第一条 [同上]
十 緊急時避難円滑化事業 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。次号において同じ。）第二条に規定する発電用施設である原子力発電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内にある市町村をその区域内に含む所在都道府県等が実施する次に掲げる事業をい	十 緊急時避難円滑化事業 発電用施設周辺地域整備法（昭和四九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設である原子力発電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内にある市町村をその区域内に含む所在都道府県等が実施する次に掲げる事業をいう。
〔イ・ハ 略〕 [号を加える。]	〔イ・ハ 同上〕
十一 屋内退避環境整備事業 整備法第二 条に規定する発電用施設である原子力發電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内で、地理的条件等により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する災害対策基本法第四十九条の七の規定に基づき市町村長が指定避難所として指定する学校体育馆等に対する放射線防護対策に資する事業をいう。	十一 屋内退避環境整備事業 整備法第二 条に規定する発電用施設である原子力發電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内で、地理的条件等により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する災害対策基本法第四十九条の七の規定に基づき市町村長が指定避難所として指定する学校体育馆等に対する放射線防護対策に資する事業をいう。

十二 [略]

十一 [同上]

○法務省告示第二号
民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年一月十五日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二号
民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

法務大臣 平口 洋

(交付の対象)

第三条 内閣総理大臣は、所在都道府県等に對し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及事業、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業、緊急時避難円滑化事業又は屋内退避環境整備事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金

部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。
交付の期間

第四条 [略]

〔一・五 略〕

六 屋内退避環境整備事業に係る交付金
基準年度の二年前の会計年度の開始の日
から終了年度の末日までの期間

（交付金の交付の申請）

〔一・五 同上〕

[号を加える。]

〔一

民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るために、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものである。なお、基本方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第1 民事裁判情報の活用の意義に関する事項

民事裁判情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有し、活用すべき公共財としての価値があるというべきである。

これまでも、先例性や社会的関心の高い事案に係る裁判の内容については、裁判所のウェブサイト等を通じて広く提供され、活用されてきたところであるが、デジタル社会の進展に伴い、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、新たな方法による活用が可能となっており、民事裁判情報に対する需要は多様化している。

こうした需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することにより、民事裁判情報の公共財としての価値が十分に発揮され、より高度な法的サービスが提供されるなど、司法の分野の発展に資することはもとより、より広く創造的かつ活力ある社会の発展に資することが期待される。

第2 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定により何人も閲覧できる電子判決書等（法第2条第1項第1号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）と同じ内容ではあるものの、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に係る裁判所の判断を示すものであり、紛争の具体的な事実関係が記録されていることから、適正な活用をするためには、訴訟関係者等の権利利益に対する適切な配慮が必要となる。また、裁判例の横断的分析等の活用を行うに当たっては、正確であり、かつ、偏りのない情報を網羅的に分析の対象とするのが効果的である。そうすると、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るために、民事裁判情報に仮名処理

（法第2条第1項第3号に規定する措置として行われる処理をいう。以下同じ。）等を行い、これを適切に管理しつつ、広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備し、利用者に対して一元的に提供することが有効である。そのため、法は、法務大臣の指定する指定法人が民事裁判情報管理提供業務を行う制度（以下「本制度」という。）を創設したものであり、民事裁判情報の活用の促進に当たっては、本制度を主たる手段として位置付けることとする。

民事裁判情報が当事者間の紛争に係る裁判所の判断を示すものであることに鑑みれば、本制度が民事裁判情報の活用を促進する基盤としてその役割を適切に果たすためには、民事裁判情報の活用の促進の意義について訴訟関係者を含む国民の理解の増進を図り、本制度に対するその信頼の向上を図ることが重要である。このため、政府、指定法人等の関係主体が、本制度の適正かつ確実な運用及び周知広報等に努めるとともに、最高裁判所にも協力を求めることが適切である。また、民事裁判情報の利用者においても、訴訟関係者の権利利益に配慮した利用をする必要があり、関係主体は、相互に協力して、利用の在り方に係るリテラシーの向上を図るために、必要な取組を実施するのが適切である。

本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るために、指定法人の指定及び監督が適切に行われることが重要である。法務大臣は、指定法人を指定するに当たっては、遺漏のない仮名処理の実施や必要な安全管理措置を講じるための技術的能力及び経営的基礎について、厳格かつ公平に審査を行い、指定後においても、民事裁判情報管理提供業務が適正かつ確実に実施されるよう、各種の監督権限を適切に行使することとする。

第3 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

指定法人が行う民事裁判情報管理提供業務については、以下の考え方を基本としつつ、業務規程において具体的な内容を定めることとする。

1 保有民事裁判情報の加工の方法に関する基本的な考え方

指定法人が保有民事裁判情報に仮名処理を行うに当たっては、訴訟関係者の権利利益に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようとする必要がある。また、仮名処理の内容は、訴訟関係者が苦情の申出を行う際に参考とされるものである。

そこで、指定法人は、業務規程に保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項を定めるに当たって、保有民事裁判情報のうち仮名処理の対象となる情報を明確に定めるとともに、これをインターネットの利用その他の方法により公表することとする。

2 仮名加工民事裁判情報の提供に関する基本的な考え方

本制度は、デジタル社会の進展に伴い多様化している民事裁判情報に対する需要に応じ、その活用の促進を図るものであることから、指定法人が提供する仮名加工民事裁判情報は、デジタル社会における新たな方法による活用を含め、自由な活用ができるものである必要がある。そこで、指定法人は、仮名加工民事裁判情報を提供するに当たり、機械判読に適した形式とするなど、デジタル技術を用いた民事裁判情報の活用の促進に資する方法により提供することとする。

また、判例評釈を含む民事裁判情報の利用は、本来自由に行われるべきものであるが、民事裁判情報が不適正な方法で利用されることによって訴訟関係者等の権利利益が侵害されるような事態が生じないよう留意する必要がある。そのため、指定法人は、情報提供契約において、不適正な方法による仮名加工民事裁判情報の利用を禁止する旨を定めるなど必要な措置を講ずることとする。

3 保有民事裁判情報等の安全管理に関する基本的な考え方

訴訟関係者等の権利利益に対して適切に配慮し、本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るために、仮名処理を遺漏なく実施するとともに、指定法人及び民事裁判情報管理提供業務の受託者において保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理が適切に行われなければならない。

そこで、指定法人は、必要な安全管理措置を講ずることができると技術的能力及び経営的基礎を備えている必要があることはもとより、組織的な安全管理措置、人的な安全管理措置、物理的な安全管理措置及び技術的な安全管理措置を講ずるとともに、受託者に対する適切な監督を行うことが求められる。

4 料金に関する基本的な考え方

本制度においては、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を指定法人が利用者から收受する料金によって賄うことが想定されており、その適正かつ確実な実施を担保できるように料金が定められる必要がある。他方、民事裁判情報には公共財としての価値があり、その活用を幅広く促す観点から、利用者にとって料金が過度な負担とならないよう配慮する必要もある。

そこで、指定法人は、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を勘案して合理的であると認められる範囲内において、料金を定めることが求められる。

5 苦情の処理に関する基本的な考え方

指定法人は、仮名加工民事裁判情報の作成に当たって遺漏なく仮名処理を実施しなければならないが、遺漏があった場合は、速やかに是正する必要がある。また、法令及び業務規程の定めるところにより仮名処理を行った場合であっても、民事裁判情報に係る事案の内容や訴訟関係者の置かれた状況その他の事情により、追加的な仮名処理を行う必要が生ずることも想定される。法は、こうした必要性に鑑み、業務規程に苦情の処理に関する事項を定めなければならないこととしている。

そこで、指定法人は、当該事項を定めるに当たって苦情の申出に係る手続を明確に定め、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するとともに、法務省令の定めるところにより、仮名加工民事裁判情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理することとする。

第4 その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化、技術の進展、民事裁判情報の利用状況等により、民事裁判情報の活用の促進に関する取り組むべき施策等の内容が変化する可能性がある。このため、法務大臣は、こうした動向や、国際的な動向を勘案しつつ、必要に応じて、基本方針を見直し、適時、充実を図るものとする。特に、法附則第5条の規定による法の施行後5年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行うこととする。

○文部科学省告示第三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十五日

そ の 他 告 示

名 称	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所 有 者 住 所	所 在 地
小樽港防波堤施設 島防波堤	コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、延長一・五五九・九メートル コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、延長九一四・八メートル 鉄筋コンクリート造、延長九一五・五メートル	国(国土交通省)	東京都千代田区霞が関二丁目 一一番三号	北海道小樽市手宮一丁目地 二号 同築港地先 同築港二番地
幸徳院観音堂	岩橋家住宅(秋田県仙北市角館町東勝樂丁)	岩橋秀子	神奈川県横浜市緑区青砥町二 アボリス四〇四号	同上
大不動山	市角館町東勝樂丁	幸徳院	秋田県仙北市角館町東勝樂丁	同上
光本堂(御影堂)	宮殿	大不動山	山形県米沢市笛野本町	山形県米沢市笛野本町
勅积阿弥陀	門堂	光本堂(御影堂)	地一千葉県鴨川市平塚一七一八番	地一千葉県鴨川市平塚一七一八番
八棟	一基	大不動山	六番地一京都府長岡京市栗生西条内二	六番地一京都府長岡京市栗生西条内二
附・築地塀	桁行七間、梁間七間、一重、入母屋造、向拝三間、本瓦葺 附・宮殿、一基 附・破風付、板葺 附・渡廊下、一棟 附・正面三間、背面四間、梁間四間、一重、入母屋造、向拝一間、背面軒下張出附 桁行一九・〇メートル、梁間一四・九メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺 四脚門、切妻造、前後唐破風造、檜皮葺	・銘板 上手部 下手部 茅葺 桁行三間、梁間四間、一重、入母屋造、向拝三間、入母屋造、妻入、軒唐破風付、 附・棟札 附・板札 一点 ・普請関係文書 五冊	桁行六・四メートル、梁間三・六メートル、切妻造、南面、東面及び西面 下屋付、板葺 桁行一〇・九メートル、梁間四・六メートル、切妻造、正面玄関附属、西面及び東面下屋付、東面葺きおろし下屋、板葺 桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、向拝一間、軒唐破風付、 附・棟札 附・板札 一点 ・普請関係文書 五冊	桁行七間、梁間七間、一重、入母屋造、向拝三間、本瓦葺 桁行一間、梁間二間、一重、入母屋造、正面千鳥破風付、下重正面軒唐破風付、 本瓦形板葺、梁間二間、二重、切妻造、上重正面千鳥破風付、下重正面軒唐破風付、 須弥壇含む 桁行正面上面三間、背面四間、梁間四間、一重、入母屋造、向拝一間、背面軒下張出附 桁行一九・〇メートル、梁間一四・九メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺 四脚門、切妻造、前後唐破風造、檜皮葺

男 木 島 灯 台 台	露 地 門 及 び 屏 門 屋 宅	齋 尾 家 住 宅	總 鐘 門 樓	御本廟及び御本廟拝殿
一基		三棟		御本廟 正面一間、側背面二間、一重、宝形造、檜皮葺 御本廟拝殿 柎行三間、梁間二間、一重、入母屋造、向拝一間、向唐破風造、檜皮葺 歩廊附属、柎行二間、梁間一間、向唐破風造、檜皮葺 御本廟石柵 一所、折曲り延長三一・九メートル 附・五重塔 一基、石造五重塔 ・御本廟門 一棟、石造及び木造、一間平唐門、檜皮葺 ・御本廟石柵 二所、御本廟門北方及び南方 各折曲り延長二三・三メートル 桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、本瓦葺 一間高麗門、本瓦葺
石造及び金属製、建築面積二六・〇七平方メートル 附・旧銘板 一枚	右地域内の堀、石垣を含む 四六八番 宅地 二、二一六・二〇平方メートル ・建築関係資料 三六点	木造、建築面積四〇五・七〇平方メートル、一部二階建、入母屋造、南面仏間及び ミナミノベンジヨ附属、西面渡廊下二所附属、棧瓦葺一部金属板葺 木造、建築面積九七・九六平方メートル、平屋建、切妻造、西面下屋附属、棧瓦葺 露地門 木造、一間薬医門、切妻造、棧瓦葺 屏 露地門西方 木造、折曲り延長三・六メートル、両下造、棧瓦葺 露地門東方 木造、折曲り延長八・八メートル、両下造、棧瓦葺 附・器蔵・中の蔵・新蔵 一棟 土蔵造、建築面積八七・二四平方メートル、二階 建 切妻造 東面及び南面庇付 北面浴室附属、棧瓦葺 ・南蔵 一棟 土蔵造、建築面積二九・一五平方メートル、二階建、切妻造、北 面庇付、棧瓦葺 ・醤油蔵 一棟 木造、建築面積六六・〇八平方メートル、平屋建、東面入母屋 造 西面切妻造 南面庇及び庇付、棧瓦葺 ・炭小屋及び味噌蔵 一棟 土蔵造、建築面積二八・二二平方メートル、平屋建、 切妻造、南面庇付、棧瓦葺	附・中門 一棟、一間薬医門、切妻造、本瓦葺 戸口一所付 戸口一所付、北方及び南方 各折曲り延長七・二メートル、本瓦葺、南方 附・築地堀 二棟、北方及び南方 各折曲り延長七・二メートル、本瓦葺、南方	附・築地堀 二棟 北方及び南方 各折曲り延長七・二メートル、本瓦葺、南方 ・御本廟拝殿石柵 二所 御本廟門北方及び南方 各折曲り延長二三・三メートル 桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、本瓦葺 一間高麗門、本瓦葺
府国(海上保安		齋尾幸美		
一番三号 東京都千代田区霞が関二丁目		鳥取県東伯郡北栄町国坂四六 八番地		
○香川県高松市男木町字洲鼻一 〇六二番地		鳥取県東伯郡北栄町国坂四六 八番地		

スカイハイツ 邸(菊竹清訓)	日本ハリストス正教会 復活大聖堂(二コライ)	名 称	上 檻	水ノ子島灯台	旧吏員退息所	旧第一物置	旧吏員退息所
示令第六十一年文部科学省告	昭和三十七年文化財保護委員会告示第三十四号	関係告示	中 檻	木造、煉瓦造及び金属製、建築面積一三三・八一平方メートル 附・旧日時計 一基	一棟	一棟	一棟
・土地	・旧本館 一棟 ・旧住宅 一棟 ・旧図書館 一棟 ・旧門衛室 一棟 ・附・囲障 一基	名称及び員数	下 檻	木造及び煉瓦造、建築面積二四三・一一平方メートル、平屋建、便所附屬、棧瓦葺 附・囲障 一所 石造、折曲り延長一六二・一メートル、表門及び裏門含む ・旧日時計 一基	一棟	一基	石造、煉瓦造及び金属製、建築面積一三三・八一平方メートル 附・旧日時計 一基
スカイハイツ 邸(菊竹清訓)	日本ハリストス正教会 復活大聖堂(二コライ)	名 称	下 檻	佐伯市	国(海上保安庁)	高松市	香川県高松市番町一丁目八番 一五号
一棟	五棟	員数		大分県佐伯市中村南町一番一	東京都千代田区霞が関二丁目 一番三号		
宅地 五六番九四	鉄筋コンクリート造、建築面積一〇四・〇四平方 メートル、二階建	附・囲障、一基 石垣、門石敷三所及び開口二所付	煉瓦造、建築面積二四・二四平方メートル、平屋建、 鉄板葺 煉瓦造、建築面積一九九・八五平方メートル、二階 建 煉瓦造、建築面積二四・二四平方メートル、平屋建、 鉄板葺 煉瓦造及び木造、建築面積二八四・七二平方メートル 二階建、鉄板葺	日本ハリストス正教会 教団	所有者	大分県佐伯市鶴見大字 水ノ子佐伯市鶴見大字 六四番同大島字 下梶寄五三七番	
菊竹三訓				所有者住所	國務大臣 黄川田仁志	水ノ子佐伯市鶴見大字 六四番同大島字 下梶寄五三七番	
号一 東京都文京区一大塚				所有者住所	文部科学大臣臨時代理 國務大臣 黄川田仁志	水ノ子佐伯市鶴見大字 六四番同大島字 下梶寄五三七番	
四一 東京都文京区大塚				所在地			

○文部科学省告示第四号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第二十七条第一項の規定に基づき告示する。
財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十五日

文部科学大臣臨時代理
國務大臣
黄川田仁志

○文部科学省告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十五日

文部科学大臣臨時代理
國務大臣 黃川田仁志

名 称	関 係 告 示	所 在 地
男木島灯台	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一一
男木島灯台旧退息所	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一三
男木島灯台旧倉庫	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一三
男木島灯台表門及び堀	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一他
男木島灯台石垣	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一一
豊後水道海事博物館（旧水ノ子島灯台吏員退息所）	平成十年文部科学省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七一
渡り鳥館（旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所）	平成十年文部科学省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七一
豊後水道海事博物館（旧水ノ子島灯台吏員退息所堀）	平成十年文部科学省告示第百七号	大分県高松市男木町字洲鼻一〇六二一一
		香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一一他
		香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二一一

○厚生労働省告示第七号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第五条、第六条第二項、第八条第一項、第十条第三項ただし書及び第十二条第五項の規定に基づき、令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を次のように定める。

令和八年一月十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

一 調査の期日

- 1 世帯票に係る調査にあつては、令和八年六月四日とする。
- 2 所得票に係る調査にあつては、令和八年七月九日とする。

二 調査客体

層化無作為抽出の方法により抽出した地区内に住居を有する世帯のうちから、調査世帯名簿（国民生活基礎調査規則第八条第二項に規定する調査世帯名簿）を把握する方法であつて、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

三 調査票

- 1 世帯票は、別記様式一によるものとする。
- 2 所得票は、別記様式二によるものとする。

四 調査世帯名簿

調査世帯名簿は、世帯主の氏名その他の事項を記載するものであつて、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

五 調査票等の提出期限

- 1 一の1に規定する調査にあつては、令和八年七月十七日とする。
- 2 一の2に規定する調査にあつては、令和八年八月十二日とする。



国民生活基礎調査【世帯票】

(2026(令和8)年6月4日調査)

別
記
様
式
一

調査員記入欄

国民生活基礎調査 地区番号					単位区 番号		世帯 番号	
------------------	--	--	--	--	-----------	--	----------	--

この調査は、統計法に基づき国が実施する基幹統計調査です。

調査票情報の秘密の保護に万全を期していますので、ありのままを記入してください。

〈記入上の注意〉

- ・『(世帯票)記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。
- ・記入方法のご不明点などは、国民生活基礎調査センター又は調査員におたずねください。
- ・選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号1つに○をつけてください。
- ・数字は右づめで記入してください。
- ・できるだけ黒のボールペンで記入してください。

あなたの世帯について、2026(令和8)年6月4日現在の状況をお答えください。

- ・世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている人々(世帯員)の集まりをいいます。
・世帯員には、旅行や出張などで一時的(3か月以内)に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。
また、病院・診療所に入院している人も含みますが、住民登録を病院・診療所に移している人は除きます。さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

I 世帯の状況

質問1 ふだん一緒に住まいで、生計を共にしている方(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。
(一時的に不在の方を含みます。)

		人
--	--	---

1人(単独世帯)の場合は、補問1-1にもお答えください。



補問1-1 1人(単独世帯)の方の場合は、その状況についてお答えください。

【単独世帯の状況】

- 1 住み込み、寄宿舎等に居住する単独世帯
- 2 その他の単独世帯

質問2 5月中の家計支出総額(世帯の方全員の支出金額の合計額)を記入してください。

		円
--	--	---

※ 以下の費用は家計支出には含めないでください。

- 税金、社会保険料、事業上の支払い(農家における肥料や農具、商店における商品の仕入れに使った金等)、貯蓄、借金や住宅ローンなどの返済、掛け捨て型以外の生命保険料・損害保険料

引き続き「II 世帯員の状況」についてもお答えください。



国民生活基礎調査【世帯票】

(2026(令和8)年6月4日調査)



II 世帯員の状況

すべての世帯員の方について、ひとり列で記入してください。

世帯員の記入順序は、夫婦・親子の関係がある方を順に並べて記入してください。

選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号1つに○をつけ、数字は右づめて記入してください。

国民生活基礎調査地区番号	単位区分	世帯番号	枝番号
--------------	------	------	-----

質問1 最多所得者	(世帯員番号) 01	(世帯員番号) 02	(世帯員番号) 03
※調査員記入欄「枝番号」が「1」の時は世帯員番号「01」とする。 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「02」とする。 ※調査員記入欄「枝番号」が「3」の時は世帯員番号「03」とする。			

質問2 世帯主との続柄	01 世帯主 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者	07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他(親族以外)	07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他(親族以外)
-------------	--	--	--

質問3 性	1男 2女	1男 2女	1男 2女
-------	----------	----------	----------

質問4 出生年月	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 6 年 7 月	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 6 年 7 月	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 6 年 7 月
----------	--	--	--

質問5 配偶者(夫又は妻)の有無	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別
------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

質問6 医療保険の加入状況	国民健康保険 被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等) 5 後期高齢者医療制度 6 その他	国民健康保険 被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等) 5 後期高齢者医療制度 6 その他	国民健康保険 被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等) 5 後期高齢者医療制度 6 その他
---------------	---	---	---

質問7 傷病の状況	傷病あり 7 傷病なし	傷病あり 7 傷病なし	傷病あり 7 傷病なし
-----------	----------------	----------------	----------------

質問8 公的年金・恩給の受給状況	受給している 11 受給していない	受給している 11 受給していない	受給している 11 受給していない
------------------	----------------------	----------------------	----------------------

質問9 教育	1 在学中 2 卒業 3 在学したことない	1 在学中 2 卒業 3 在学したことない	1 在学中 2 卒業 3 在学したことない
--------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

質問10 公的年金の加入状況	公的年金に加入している 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 4 公的年金に加入していない
----------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

質問11 5月中の仕事の状況	仕事あり 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他 5 通学 6 家事 7 その他 8 その他	仕事あり 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他 5 通学 6 家事 7 その他 8 その他	仕事あり 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他 5 通学 6 家事 7 その他 8 その他
----------------	--	--	--

質問12 勤めか自営かの別	01. 02. 03. 04と回答した方は、補問12-1をお答えください。	01. 02. 03. 04と回答した方は、補問12-1をお答えください。	01. 02. 03. 04と回答した方は、補問12-1をお答えください。
---------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

質問12-1 勤め先での呼称	「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。
----------------	--	--	--

ご記入ありがとうございました。世帯員が4人以上いる場合は裏面に記入をお願いします。

4人目以降の方について記入してください。

II 世帯員の状況

- すべての世帯員の方について、ひとり一列で記入してください。
- 世帯員の記入順序は、夫婦・親子の関係がある方を順に並べて記入してください。
- 選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号1つに○をつけ、数字は右づめで記入してください。

質問1 最多所得者	(世帯員番号) 04	(世帯員番号) 05	(世帯員番号) 06
調査日前1年間で所領(年金、仕送り等を含む)が最も多かった方1名の世帯員番号に○をつけてください。	※調査員記入欄「扶養番号」が「2」の時は世帯員番号「10」とする。		
質問2 世帯主との続柄	07 世帯主の父母 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者	07 世帯主の父母 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者	07 世帯主の父母 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者
世帯主の配偶者(夫又は妻)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ「09 祖父母」「10 兄弟姉妹」に含めます。兄弟姉妹の配偶者は「10 兄弟姉妹」に含めます。「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。	10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他(親族以外)	10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他(親族以外)	10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他(親族以外)
質問3 性	1男 2女	1男 2女	1男 2女
質問4 出生年月	1 明治 4 平成 2 大正 5 令和 3 昭和 年 月	1 明治 4 平成 2 大正 5 令和 3 昭和 年 月	1 明治 4 平成 2 大正 5 令和 3 昭和 年 月
質問5 配偶者(夫又は妻)の有無	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別	1 配偶者あり 2 未婚 3 死別 4 離別
質問6 医療保険の加入状況	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村 2 組合 被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等) → 3 加入者本人 4 家族(被扶養者)	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村 2 組合 被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等) → 3 加入者本人 4 家族(被扶養者)	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村 2 組合 被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等) → 3 加入者本人 4 家族(被扶養者)
質問7 傷病の状況	5 後期高齢者医療制度 6 その他	5 後期高齢者医療制度 6 その他	5 後期高齢者医療制度 6 その他
傷病あり	病院・診療所に 1 入院中 2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療 又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中 (訪問診療を含む) 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師 (施術所)にかかっている 6 その他 7 傷病なし	病院・診療所に 1 入院中 2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療 又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中 (訪問診療を含む) 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師 (施術所)にかかっている 6 その他 7 傷病なし	病院・診療所に 1 入院中 2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療 又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中 (訪問診療を含む) 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師 (施術所)にかかっている 6 その他 7 傷病なし
質問8 公的年金・恩給の受給状況	受給している 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 11 受給していない 08 共済年金 09 恩給 10 その他	受給している 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 11 受給していない 08 共済年金 09 恩給 10 その他	受給している 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 11 受給していない 08 共済年金 09 恩給 10 その他

15歳以上の方についてお答えください。			
質問9 教育	1 在学中 1 小学・中学 2 卒業 2 高校・旧制中 3 在学したことない 3 専門学校 4 在学したことない 4 短大・高専 5 在学したことない 5 大学院 6 在学したことない 6 大学院	1 在学中 1 小学・中学 2 卒業 2 高校・旧制中 3 在学したことない 3 専門学校 4 在学したことない 4 短大・高専 5 在学したことない 5 大学院 6 在学したことない 6 大学院	1 在学中 1 小学・中学 2 卒業 2 高校・旧制中 3 在学したことない 3 専門学校 4 在学したことない 4 短大・高専 5 在学したことない 5 大学院 6 在学したことない 6 大学院
現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学した方はその前の学校)についてお答えください。 ・預修校などはここでいう学校には含まれません。 ・「在学中」の方は「在学中」に○をつかけた方で「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はどちらにも○をつけてください。			
質問10 公的年金の加入状況	公的年金に加入している 1 国民年金第1号被保険者 (自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方) 2 国民年金第2号被保険者 (会社員や公務員等、厚生年金に加入している方) 3 国民年金第3号被保険者 (会社員や公務員等の被扶養配偶者) 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第1号被保険者 (自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方) 2 国民年金第2号被保険者 (会社員や公務員等、厚生年金に加入している方) 3 国民年金第3号被保険者 (会社員や公務員等の被扶養配偶者) 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第1号被保険者 (自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方) 2 国民年金第2号被保険者 (会社員や公務員等、厚生年金に加入している方) 3 国民年金第3号被保険者 (会社員や公務員等の被扶養配偶者) 4 公的年金に加入していない
加入している 20歳以上60歳未満の方は原則として加入しています。	仕事あり ↓ 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事をしている 3 主に通学で仕事をしている 4 その他 (質問終了です。)	仕事あり ↓ 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事をしている 3 主に通学で仕事をしている 4 その他 (質問終了です。)	仕事あり ↓ 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事をしている 3 主に通学で仕事をしている 4 その他 (質問終了です。)
加入していない 20歳未満で仕事をしていない方、すでに老齢年金又は退職年金を受給している方、受給資格があるが受給待ちの方などが該当します。	5 通学 6 家事 7 その他	5 通学 6 家事 7 その他	5 通学 6 家事 7 その他
質問11 5月中の仕事の状況	仕事あり ↓ 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事をしている 3 主に通学で仕事をしている 4 その他 (質問終了です。)	仕事あり ↓ 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事をしている 3 主に通学で仕事をしている 4 その他 (質問終了です。)	仕事あり ↓ 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事をしている 3 主に通学で仕事をしている 4 その他 (質問終了です。)

質問11 11月で「仕事あり」と回答した方			
質問12 勤めか自営かの別	01 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者) 02 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者) 03 1月以上1年末満の契約の雇用者 04 日々又は1月末満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他	01 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者) 02 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者) 03 1月以上1年末満の契約の雇用者 04 日々又は1月末満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他	01 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者) 02 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者) 03 1月以上1年末満の契約の雇用者 04 日々又は1月末満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他
主な仕事について、お答えください。	01、02、03、04と回答した方は、補問12-1をお答えください。	01、02、03、04と回答した方は、補問12-1をお答えください。	01、02、03、04と回答した方は、補問12-1をお答えください。
質問12-1 勤め先での呼称	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 営業 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 営業 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 営業 7 その他
「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 営業 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 営業 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 営業 7 その他

ご記入ありがとうございました。

別
記
様
式
二

國民生活基礎調査【所得票】

(2026(令和8)年7月9日調査)

この調査は、統計法に基づき国が実施する基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期していますので、ありのままを記入してください。

<記入上の注意>

- この調査票は、昨年1年間（2025（令和7）年1月1日～12月31日）に何らかの所得や税金、社会保険料等の支出があった方が1人1冊ずつ、記入してください。（所得には、アルバイトによる所得や仕送り、年金も含みます。）
- 記入方法のご不明点などは、国民生活基礎調査センター又は調査員におたずねください。
- ご自分で記入できない方については、ご家族の方が回答してください。
- できるだけ黒のボールペンで記入してください。
- 7月9日以降に調査員があらためておうかがいいたしますので、それまでに
■■■■■ 枠の質問について記入してください。

※ 所得や課税等の支出のあった方は、質問1から順に記入してください。

質問1

あなたの性・出生年月を記入してください。

性・元号はあてはまる番号1つに○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

性	出生年月			
1 男	1 明治	4 平成	□□	年 □□ 月
2 女	2 大正	5 令和	□□	年 □□ 月
	3 昭和			

※ 所得については2ページから、課税等の支出については6ページから記入してください。
15ページの質問9は、世帯主又は世帯を代表する方が記入してください。

調査員記入欄

国民生活基礎調査 地区番号	□□□□□	単位区番号	□□□□□	世帯番号	□□□□□
------------------	-------	-------	-------	------	-------

昨年1年間に何らかの所得を受け取った場合は、2及び4ページの所得の種類ごとに、1年分の所得金額を万円単位で記入してください。
所得のなかった方は、6ページへお進みください。

右ページの書類をお持ちの方は参考にしてください。

【金額記入の注意】

- 万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
(1~4,999円は「0万円」、5,000~14,999円は「1万円」)
- 生命保険の受取金、退職金、不動産や株の売却代金、宝くじの当せん金などの一時的なものは含みません。

質問2

**あなたは昨年1年間
(2025(令和7)年1月~
12月)に何らかの所得を受け取りましたか。**

受け取った所得の種類ごとに
金額を記入してください。

雇用者所得 01 万円
億 千 百 十 一

1年分の所得金額がわからないときは、
1か月の収入の12倍にボーナス分を加
えるなどして、1年分の金額を計算して
記入してください。

事業所得 02 万円
億 千 百 十 一

働いて得た所得

勤め先から受け取った給料、賃金、賞与
(ボーナス)を合わせた税込み金額を記入して
ください。アルバイト等による所得も含みます。

【参考書類】源泉徴収票 [原本又は写し]
給与明細書
確定申告書 [控]

事業(農耕・畜産以外)による収入(自家消費や贈与した分を含む。)から、仕入額、従業員に対する給与などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。漁業・林業による所得を含みます。

【参考書類】確定申告書 [控]

農耕・畜産
所得 03 万円
億 千 百 十 一

農業や畜産による収入(自家消費や贈与した分を含む。)から、肥料代、農薬代、家畜・家きんの購入費、雇い人の賃金などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。

【参考書類】確定申告書 [控]

家内労働
所得 04 万円
億 千 百 十 一

注文主からの委託を受けて、品物の製造や
加工等(校正業務やワープロ入力などを含
む。)を行って得た所得から必要な経費を差
し引いた所得金額を記入してください。

財産所得 05 万円
億 千 百 十 一

財産による所得

家屋や土地を貸すことによって得た所得や、
預貯金、公社債、株式などから得られた利子、
配当金(源泉分離課税分を含む。)の合計額
を記入してください。家や土地の売却代金、
引き出した預貯金、生命保険・損害保険からの
受取金を除きます。

【参考書類】確定申告書 [控]
取引口座の通帳、配当金領収書など

⇒ 2025（令和7）年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し] を参考にしてください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る者 住所又 は居所							(受給者番号) (役職名) 氏 (フリガナ) 名				
	種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計				
			内	千	円	内	千	円			
								千			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養 (配偶者を除く。)							
老人				特 定	老 人	その他の 扶養人					
有 従有		内	千	円	人	従人	内	人	従人	人	従人
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地質保険料の控除額					
内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円
(摘要)											

『雇用者所得』欄へ記入

確定申告を行った方

⇒ 2025（令和7）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書【控】を参考にしてください。

※ この様式は、申告書 第一表です。

- ・事業（営業等）① ⇒ 『事業所得』欄へ記入
 - ・事業（農業）② ⇒ 『農耕・畜産所得』欄へ記入
 - ・不動産
利子
配当
③
④
⑤ } ⇒ 『財産所得』欄へ記入

【注意】 源泉分離課税された「利子」「配当」のあった方は、源泉分離課税分を含めた「利子」等も『財産所得』欄に記入してください。

質問2 (つづき)**公的年金・恩給**06

--	--	--

 万円

千 百 十 一

公的年金・恩給による所得

国民年金、基礎年金、厚生年金（厚生年金基金からの年金を含む。）、共済年金、福祉年金、恩給などからの受取額を記入してください。年金生活者支援給付金は、「その他の社会保障給付金」に記入してください。

【参考書類】年金振込通知書など

〔1支払期（2か月）分しか受給額がわからないときは、その金額を6倍するなどして、1年分の金額を記入してください。〕

雇用保険07

--	--	--

 万円

千 百 十 一

児童手当等08

--	--	--

 万円

千 百 十 一

その他の**社会保障給付金**09

--	--	--

 万円

千 百 十 一

仕送り10

--	--	--

 万円

千 百 十 一

企業年金11

--	--	--

 万円

千 百 十 一

個人年金等12

--	--	--

 万円

千 百 十 一

その他の所得13

--	--	--

 万円

千 百 十 一

公的年金・恩給以外の**社会保障給付金による所得**

雇用保険法の失業等給付等（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付）の受取額を記入してください。

【参考書類】雇用保険受給資格者証など

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。

生活保護法による扶助（進学準備給付金及び就労自立給付金を含む。）、医療保険による傷病手当金・出産手当金、年金生活者支援給付金、労働者災害補償保険などその他法令に基づく支給金や高校生等奨学給付金などの支給金の受取額を記入してください。

仕送りによる所得

定期的又は継続的に送られてきた金品の額を記入してください。品物は、時価に換算した額を記入してください。

単身赴任者を送り出している世帯で、単身赴任者の口座から生活費等として定期的に引き出している場合は、その金額をこちらの欄に記入してください。

企業年金・個人年金等による所得

確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）、中小企業退職金共済等からの受取額を記入してください。

厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

一時金として受給した給付（退職一時金等）は含みません。

生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金（個人型）などからの受取額を記入してください。

その他の所得

上記以外の冠婚葬祭の金、各種祝い金、せん別、見舞金などの受取額を記入してください。

退職金、宝くじの当せん金などは含みません。

公的年金を受給している方

⇒ 年金振込通知書を参考にしてください。

年金振込通知書		(振込予定日) 令和 年 月 日		
されたことにより、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。				
年金の制度・種類 基礎年金番号	年金コード	振込先 ※1		
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額※2				
令和 年 月の 支払額	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	
年金支払額	円	円	円	
介護保険料額※3	円	円	円	
※3	円	円	円	
所得税額および 復興特別所得税額	年金支払額	円	円	円
個人住民税額 および森林税				
控除後振込額				

『公的年金・恩給』欄へ記入

※ 2025（令和7）年1月～12月の1年分の金額を記入してください。
年金振込通知書は、1支払期（2か月）分が記入されています。

雇用保険を受給している方

⇒ 雇用保険受給資格者証や各種支給決定通知書を参考にしてください。

2025（令和7）年1月1日～12月31日の間に、ア～キの
「失業等給付等」の支給を受けた方は、その金額の合計を『雇用保険』欄へ
記入してください。

- ア 求職者給付（基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、日雇労働求職者給付金）
- イ 就職促進給付（就業促進手当、移転費、求職活動支援費）
- ウ 教育訓練給付（教育訓練給付金（専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練）、教育訓練休暇給付金、教育訓練支援給付金）
- エ 雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金）
- オ 育児休業給付（出生時育児休業給付金、育児休業給付金）
- カ 出生後休業支援給付（出生後休業支援給付金）
- キ 育児時短就業給付（育児時短就業給付金）

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	19. 基本手当日額
3. 被保険者番号	4. 性別
8. 住	
9. 支払方	
10. 資格取得年月日	
13. 60歳到達時賃金日額	14.
16. 求職申込年月日	17.
19. 基本手当日額	
22. 離職前事業	
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡査、市町村）

『雇用保険』欄へ記入

※ 雇用保険（求職者給付の基本手当の場合）
2025（令和7）年1月1日～12月31日の間に
実際に受給された日数に、**基本手当日額を掛けた
金額を記入してください。**

【金額記入の注意】

万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
(1～4,999円は「0万円」、5,000～14,999円は「1万円」)

質問3

2025（令和7）年分の所得税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり

所得税

--	--	--

万 千円

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

2 課税なし

※ 不動産譲渡にかかる所得税は、除いてください。

【参考書類】

- * 2025（令和7）年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し]
- * 年金振込通知書
- * 2025（令和7）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 [控]

⇒ 2025（令和7）年分 給与所得の源泉徴収票[原本又は写し]を参考にしてください。

令和 年分 紙給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は居 所	(受給者番号)									
		(役職名)									
		氏 (フリガナ) 名									
種 別		支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)				所 得 控 除 の 額 の 合 计 額		原 亲 激 収 税 額	
内 千 円				千 円				千 円		内 千 円	
控 除 对 象 扱 対 親 族 の 数											
16歳未満 扶助親族										障 碍 者 の 数 (本人を除く。)	
非居住者 である											

源泉徵收稅額

源泉徴収税額を
『所得税』欄へ記入

確定申告を行った方

⇒ 2025（令和7）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書【控】を参考にしてください。

公的年金を受給している方

⇒ 公的年金から天引きされた方は、年金振込通知書を参考にしてください。

年金振込通知書						
されたことにより、今月の年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれます。						
年金の制度・種類		基礎年金番号	支払額	所得税額および復興特別所得税額	円	円
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額		令和 年 月の 支払額	令和 令和 各期支払		円	円
年金支払額		円			円	円
介護保険料額		円			円	円
※3		円			円	円
所得税額および復興特別所得税額		円	円	円	円	円
個人住民税額 および森林環境税額		円	円	円	円	円
控除後振込額		円	円	円	円	円

『所得税』欄へ記入

※ 2025（令和7）年1月～12月の1年分の金額を記入してください。

年金振込通知書は、1支払期（2か月）分が記入されています。

【金額記入の注意】

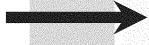
【記入用意】 王円未満は四捨五入して、王円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

質問4

2026（令和8）年度の住民税の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり



住民税

--	--	--

万 千円

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

2 課税なし

※ 住民税は、市町村（区）民税と道府県（都）民税の合計です。

不動産譲渡にかかる住民税は、除いてください。

【参考書類】

- * 2026（令和8）年度 給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書
- * 2026（令和8）年度 市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税税額決定・納税通知書

⇒ 給与天引き以外に住民税を納めている方は、次の「給与所得者以外の方」を参考にしてください。

2026（令和8）年度 紙与所得等に係る市町村（区）民税・
道府県（都）民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書を参考に
してください。※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。

特別徵収税額⑨を
『住民税』欄へ記入

給与所得者以外の方

⇒ 2026（令和8）年度 市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税
税額決定・納税通知書を参考にしてください。

* 様式は、各地方公共団体によって異なります。

市町村民税・道府県民税・森林環境税 権額決定 税通知書										
第 号	納 稅 者	住 所								
令 和 年 度	氏 名		千	百	十	万	千	百	十	
普 通 稅 目 的 稅	市 町 村 民 稅 道 府 縣 民 稅 森 林 環 境 稅								円	
1 南町村民税・道府県民税・森林環境税决定の明細										
市 町 村 民 稅 ・ 道 府 県 民 稅 ・ 森 林 環 境 稅	区 分			課 稅 標 準 額						
	市 町 村 民 稅 ・ 道 府 縣 民 稅 ・ 森 林 環 境 稅	得 金 額	(1)	總 額	(2)	円				
市 山 退 職 小	得 金 額	(3)	得 金 額	(4)	円					
	計	(2)+(3)+(4)+(5)								
分 離 課 稅 得 金 額	短 期 譲 渡	9 %	適 用 分	(6)						
	長 期 譲 渡	5 %	適 用 分	(7)						
得 金 額	一 般 の 譲 渡	(8)								
	優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡	(9)								
得 金 額	居 住 用 財 産 の 譲 渡	(10)								
	一 般 株 式 等 の 譲 渡	(11)								
得 金 額	上 場 株 式 等 の 譲 渡	(12)								
	上 場 株 式 等 の 配 当	(13)								
得 金 額	先 物 取 引	(14)								
	肉 用 牛 の 売 却 価 額	(15)								
小 計	(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)	(16)								
調 整 控 除	(16)-(17)	(18)								
配 当 控 除	(19)									
住 宅 借 入 金 等 特 別 稅 額	(20)									
薪 附 金 稅 額	(21)									
外 國 稅 額	(22)-(23)	(24)								
割 配 當 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 稅 額 の 控 除 額	(25)									
計	(26)-(27)	(28)								
合 計 額	(29)								円	
裏 面										
市町村民税・道府県民税・森林環境税の合計税額 (1)+(2)+(3) (30)										
給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 (31)										

通知書の項目記載例：

「住民税額計」
「年税額」
「市町村（区）民税・
道府県（都）民税・森林環境税
の合計税額」
「普通徴収と特別徴収の合計額」

四

【金額記入の注意】

【記入例】 **注意** **千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。**
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

質問5

2025(令和7)年分の社会保険料の支払いはありましたか。

医療保険(短期掛金)・年金保険(長期掛金)・介護保険・雇用保険のうち、ひとつでも支払いのあったときには、1に○をつけ、支払った金額も記入してください。ひとつも支払いがなかったときには、2に○をつけてください。

※ 保険料は、実際に支払った方が記入してください。

1 支払いあり

2 支払いなし

支払いのない方は、
14ページにお進み
ください。

●昨年1年間に支払った社会保険料の総額を記入してください。

記入のしかたは、11ページの【『社会保険料の総額』の記入のしかた】より、「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

社会保険料の総額

01

				万		千円
--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、
千円単位で右づめに記入
してください。

●支払った保険料の内訳を記入してください。

記入のしかたは、12ページの【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】より、「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

内 訳

医療保険

(短期掛金)

02

				万		千円
--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

年金保険

(長期掛金)

03

				万		千円
--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

介護保険

04

				万		千円
--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

雇用保険

05

				万		千円
--	--	--	--	---	--	----

千 百 十 一

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

【『社会保険料の総額』の記入のしかた】

給与所得者の方

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は1つを選んでください。

- 持っている方**
 - 源泉徴収票 [原本又は写し]
⇒ 参考資料①
 - 確定申告書 [控]
⇒ 参考資料②
 - 住民税の納税通知書
⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 12ページに進み、【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】を参考に、内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

給与所得者以外の方

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は1つを選んでください。

- 持っている方**
 - 確定申告書 [控]
⇒ 参考資料②
 - 住民税の納税通知書
⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 12ページに進み、【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】を参考に、内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

【注意】 昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。

参考資料① 給与所得者の方

⇒ 2025（令和7）年分 給与所得の源泉徴収票 [原本又は写し] を参考にしてください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又 は 常 居 所	(会員登録番号)	
(役職名)			
氏 (フラガタ) 名			
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (課 税 控 除 後)	所 得 控 除 の 総 額
	内 千 円	内 千 円	内 千 円
(源泉)控除対象配偶者の 有無等 配偶者(特別) の有無等	控 除 の 額	控 除 対 象 扱 畜 種 級 の 数 (配偶者を除く。)	所 得 本 額 扶 携 金 扶 航 金 の 額
老 人	特 定 老 人 の 他 の 人 の 人	特 定 老 人 の 他 の 人 の 人	老 人 の 人 の 人 の 人
扶 携 金 扶 航 金	手 入 金	内 千 円	内 千 円
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円

社会保険料等の金額		
内	千	円

『社会保険料の総額』
欄へ記入

参考資料② 給与所得者の方

給与所得者の方

給与所得者以外の方

⇒ 2025（令和7）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 [控] を参考にしてください。

税務署長 令和 年 月 日 令和 □ 年分の 所 得 税 及 び の	個人番号 (マイナンバー)
納税地	フリガナ
現住所 又 は 居 所 事 業 所	氏 名
令和8年 1月~1月 の 住 所	
扶養親族希望	種類 青色 会員 国法 准 失 被 扶 被 扶
所得 か ら	整理 番 号

社会保険料控除 ⑬

『社会保険料の総額』欄へ記入

合 計 内 か ら の 社 会 保 税 料 控 除 の 生 命 保 税 料 控 除 地 震 保 税 料 控 除 か ら	⑫
社会保険料控除 ⑬	⑯
小規模企業共済掛金控除 ⑭	⑰
生命保険料控除 ⑮	⑱
地震保険料控除 ⑯	⑲
其 他	⑳
合 計 内 か ら の 社 会 保 税 料 控 除 の 生 命 保 税 料 控 除 地 震 保 税 料 控 除 か ら	0 0 0 0

【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】

給与所得者の方

給与明細書をお持ちですか。

[給与から天引きされていない方は、右の「給与所得者以外の方」から選んでください。]

1年分を持っている方

⇒ 月々（ボーナス分を含む。）の給与明細書から、社会保険料の種類ごとに2025（令和7）年1月～12月の1年分の金額を合計して記入してください。

1か月分は持っていないが、
1年分を持っている方

10ページの『社会保険料の総額』を記入した方

⇒ 計算式A

10ページの『社会保険料の総額』を記入していない方

⇒ 計算式B

給与所得者以外の方

保険料は、どのような方法で納付されましたか。

口座振替 又は 納付書（普通徴収）で納付された方

⇒ 納入（税）通知書又は各納付書から、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、介護保険料の2025（令和7）年1月～12月に納付した金額の合計を記入してください。

公的年金から天引き（特別徴収）で納付された方

⇒ 参考資料③

年金振込通知書等から、医療保険料、介護保険料の2025（令和7）年1月～12月に納付した金額の合計を計算してください。

- 【注意】**
- ・昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。
 - ・40歳以上の方で、医療保険と介護保険の区別ができない場合は、医療保険にまとめて記入してください。
 - ・「厚生年金基金」の支払いは年金保険に含めますが、「国民年金基金」、「農業者年金」の支払いは、14ページの質問7「企業年金・個人年金等」に含めてください。

参考資料③

給与所得者以外の方

年金振込通知書		(振込予定日) 令和 年 月 日	
されたことにより、今年は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振			
年金の制度・種類			
基礎年金番号	年金口		
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額			
年金支払額	令和 年 月の 支払額	令和 令和 各月	
介護保険料額 ^{※3}	円	円	円
^{※3}	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円		
個人住民税額 ^{※3} および森林環境税額	円		
控除後振込額	円		

以下のいずれかが印字
「国保保険料（税）額」
「後期高齢者医療保険料額」
「*****」

・介護保険料額

⇒ 『介護保険』欄へ記入

・国保保険料（税）額 又は 後期高齢者医療保険料額

⇒ 『医療保険(短期掛金)』欄へ記入

※ 2025（令和7）年1月～12月の1年分の金額を記入してください。

年金振込通知書は、1支払期（2か月）分が記入されています。

計算式A

『社会保険料の総額』を記入した方

① 給与明細書から転記

(1) 1か月分の 医療保険料 (短期掛金)	[] 円	× (6)[]	=	医療保険 (短期掛金) 02 [] 円
(2) 1か月分の 年金保険料 (長期掛金)	[] 円	× (6)[]	=	年金保険 (長期掛金) 03 [] 円
(3) 1か月分の 介護保険料	[] 円	× (6)[]	=	介護保険 04 [] 円
(4) 1か月分の 雇用保険料	[] 円	× (6)[]	=	雇用保険 05 [] 円

計算後、
単位で
10
ページに
記入して
ください。
千円未満は四捨五入して、千円

②

(5) 『社会保険料の総額』
※10ページに記入した額と同じ金額社会保険料
の総額 01 []

千円 ÷ [] = (1) [] 千円

(1)～(4)を合計し、
千円未満は四捨五入小数点第2位
を四捨五入

計算式B

『社会保険料の総額』を記入していない方

①

給与の月数
(回数) [] 回+ ボーナス月数
(1年分のボーナスが給与の
何か月に相当するか) [] 回= (1) [] 小数点第2位
を四捨五入

②

給与明細書から転記
(2) 1か月分の
医療保険料
(短期掛金)(3) 1か月分の
年金保険料
(長期掛金)(4) 1か月分の
介護保険料(5) 1か月分の
雇用保険料医療保険
(短期掛金) 02 [] 円年金保険
(長期掛金) 03 [] 円

介護保険 04 [] 円

雇用保険 05 [] 円

計算後、
単位で
10
ページに
記入して
ください。
千円未満は四捨五入して、千円

③

計算した『02 医療保険 (短期掛金)』から『05 雇用保険』の合計を千円単位で記入

社会保険料
の総額 01 []千円 ※ 10ページの『01 社会保険料の総額』欄へ
忘れずに記入してください。

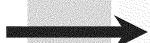
質問6

2025(令和7)年度の固定資産税・都市計画税や自動車税等(自動車税、軽自動車税、自動車重量税)の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

• 固定資産税
都市計画税

1 課税あり



--	--	--	--

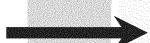
万 千円

千 百 十 一

2 課税なし

自動車税等

1 課税あり



--	--	--	--

万 千円

千 百 十 一

2 課税なし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

※ 事業用に支払っている税額は、除いてください。

名義人か否かにかかわらず、実際に支払った方が記入してください。

【参考書類】2025(令和7)年度 固定資産税・都市計画税納税通知書
2025(令和7)年度 自動車税納税通知書、車検時の納品請求書等

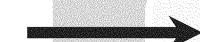
質問7

2025(令和7)年分の企業年金や個人年金等の掛金を支払いましたか。

あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

企業年金

1 支払いあり



--	--	--	--

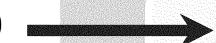
万 千円

千 百 十 一

2 支払いなし

個人年金等

1 支払いあり



--	--	--	--

万 千円

千 百 十 一

2 支払いなし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

※ 掛金は、実際に支払った方が記入してください。

【企業年金の例】確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型)などの本人拠出分

【個人年金等の例】生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金や年金型商品、国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金(個人型)

質問8

あなたは**昨年1年間**（2025（令和7）年1月～12月）に**仕送り**をしましたか。

定期的又は継続的に送った**1年間**の金品の額を記入してください。
品物は、時価に換算した額を記入してください。

あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 仕送りをした**仕送りした金額**

--	--	--	--

万円

千 百 十 一

万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
(1～4,999円は「0万円」、5,000～14,999円は「1万円」)

2 仕送りをしていない

※ 単身赴任者を送り出している世帯が、あなた（単身赴任者）の口座から生活費等としてその金額を引き出している場合も「1 仕送りをした」となります。



**世帯主 又は 世帯を代表する方 は
引きつづき下の 質問9 にもお答えください。**

質問9

現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 大変苦しい**2 やや苦しい****3 普通****4 ややゆとりがある****5 大変ゆとりがある**

ご記入ありがとうございました。

官報

令和8年1月15日 木曜日

○国土交通省告示第三十六号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年一月十五日
一(一) 土地に係る河川の名称 国土交通大臣 金子 恭之
中島川
二(一) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡神河町山田 字御弓場 八〇四番
一(二) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 国土交通大臣 金子 恭之
ひうら川(一)
二(二) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県たつの市龍野町片山 字三味谷 七七一番九
八〇三番
一(三) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十六年内務省告示第三百三十号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県たつの市龍野町片山 字三味谷 七七一番九
一(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号から八号まで
字御弓場山 一一一五番一
一(二) 砂防法第二条の土地の表示 九号及び一十四号まで
一(三) 砂防法第二条の土地の表示 二十二号及び二十三号
一(四) 砂防法第二条の土地の表示 二十二号、二十一号、二十二号及び二十三号
一(五) 砂防法第二条の土地の表示 二十二号から十四号まで
字力ナギガ谷 一一一〇番七
字ウルシ谷 一一一一番一
兵庫県神崎郡神河町根宇野 字新林 一〇一八番七
字御弓場垣内 一〇一六番五
一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 イオト谷川
二(一) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から四十 七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十 七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市千種町西山 字増切 一二一一番一

○国土交通省告示第三十七号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年一月十五日
一(一) 土地に係る河川の名称 国土交通大臣 金子 恭之
二(一) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第四百九十号で指定した土地の区域を除く。）
香川県高松市国分寺町国分の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県上越市牧区棚広 字市ノ沢 一一〇六五番子 一號及び一號
一一〇六四番子 三號
四号及び六號

点 北緯 東経
一 34°18'58.0200" 133°56'55.1516"
2 34°18'58.8346" 133°56'57.5253"
3 34°19'00.0007" 133°56'57.4143"
4 34°19'00.3468" 133°56'57.8334"
5 34°19'00.2767" 133°56'58.7729"
6 34°19'02.1043" 133°57'00.7018"
7 34°19'01.4239" 133°57'01.5312"
8 34°19'01.1658" 133°57'00.5675"
9 34°18'59.1066" 133°57'00.0353"
10 34°18'58.5244" 133°57'00.0923"
11 34°18'58.1020" 133°56'59.5636"
12 34°18'58.1521" 133°56'58.7065"
13 34°18'57.8048" 133°56'58.5494"
14 34°18'56.8858" 133°56'59.1526"
15 34°18'56.2078" 133°56'58.6734"
16 34°18'56.1456" 133°56'58.1416"
17 34°18'56.5192" 133°56'57.4118"
18 34°18'56.6430" 133°56'56.6097"
19 34°18'56.5602" 133°56'56.1797"
20 34°18'56.2081" 133°56'55.6202"
21 34°18'56.4202" 133°56'55.5258"
22 34°18'56.6620" 133°56'55.4429"
23 34°18'56.9382" 133°56'56.9995"
24 34°18'56.5295" 133°56'58.5020"
25 34°18'56.9199" 133°56'58.6653"
26 34°18'57.2891" 133°56'58.1405"
27 34°18'58.1171" 133°56'57.9705"
28 34°18'57.5061" 133°56'55.2998"

点 北緯 東経
一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 拍子谷川
二(一) 砂防法第二条の土地の表示 香川県三豊市財田町財田上の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を中瀬川左岸官民地境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十三年内務省告示第三百三十号で指定した土地の区域を除く。）
三(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
四(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
五(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
六(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
七(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
八(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
九(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一〇(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一一(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一二(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一三(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一四(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一五(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一六(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一七(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一八(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
一九(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二〇(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二一(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二二(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二三(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二四(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二五(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二六(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二七(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）
二八(一) 砂防法第二条の土地の表示 六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十三年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

○国土交通省告示第四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣
金子 恭之

點	-北緯	東經
1	35°04'52.5274"	132°47'16.9641"
2	35°04'53.4883"	132°47'16.4038"

二 砂防法第二条の土地の表示
島根県飯石郡飯南町頓原の区域内の土地の
ち、次の一点から二十六点までを順次結んだ
及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土
の区域

三九八八番二
九号
○国土交通省告示第四十一号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条
規定により、同条の土地を次のとおり指定する
で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八
二号）第一条の規定に基づき、告示する。
令和八年一月十五日

四〇三〇番	四〇三一番	四〇三二番	四〇三三番	四〇三四番
三九八七番二	三九八七番一	三九八七番一	三九八九番一	三九八九番一
六号	六号	六号	六号	六号
十五号及び十 四号	十五号及び十 四号	十五号及び十 四号	十五号及び十 四号	十五号及び十 四号

四〇一〇番
三九九一番
三九九九番
三九九四番
四号及び五号
十一号
十二号及び十

鹿児島県いちき串木野市羽島
字萬造寺平 四〇二二番
四〇二六番 四〇一一番
三号

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
松尾川

15	53 19' 28.451"	130 43' 10.812"
16	33° 19' 29.2502"	130° 43' 10.7878"
17	33° 19' 30.2249"	130° 43' 11.3355"

—	—	—	—
13	33° 19' 27.5523"	130° 43' 09.72745"	
14	33° 19' 27.9795"	130° 43' 09.7381"	
15	33° 19' 30.47977"	130° 43' 10.07777"	

7	33° 19' 35.7373"	130° 43' 12.5549"
8	33° 19' 34.5144"	130° 43' 12.6969"
9	33° 19' 33.2157"	130° 43' 13.2428"
10	33° 19' 29.6168"	130° 43' 13.0826"
11	33° 19' 28.4926"	130° 43' 12.4904"
12	33° 19' 28.1531"	130° 43' 12.7582"

4	33° 19' 38.8412"	130° 43' 11.5582"
5	33° 19' 38.3897"	130° 43' 11.5853"
6	33° 19' 37.6517"	130° 43' 12.2095"

1	$33^{\circ} 19' 40.0028''$	$130^{\circ} 43' 11.4765''$
2	$33^{\circ} 19' 39.6046''$	$130^{\circ} 43' 11.6966''$
3	$33^{\circ} 19' 39.2215''$	$130^{\circ} 43' 11.6796''$

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	
水船谷川	
点	砂防法第一条の土地の表示
北緯	福岡県久留米市田丸町森部の区域内の土 地のうち、次の一点から十二点までを順次結ん だ線、十二点と十三点を昭和四十四年建設省告 知第八百十七号で指定した同号一に掲げる土地 境界線及び令和六年国土交通省告示第五百十 号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線 十三点から二十六点までを順次結んだ線及び 点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区
東經	

18	33°19' 33.5233"	130°43' 11.7536"
19	33°19' 35.0637"	130°43' 11.5527"
20	33°19' 35.7242"	130°43' 11.6152"
21	33°19' 37.3034"	130°43' 11.3983"
22	33°19' 38.1748"	130°43' 10.8050"
23	33°19' 38.4583"	130°43' 10.8851"
24	33°19' 38.8154"	130°43' 11.0560"
25	33°19' 39.6034"	130°43' 11.3343"
26	33°19' 40.0322"	130°43' 11.1311"

○国土交通省告示第114号

砂防法(明治11十年法律第11十九号)第11条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治11十年勅令第11百八十一号)第1条の規定に基づき、告示する。

令和8年1月15日

国土交通大臣 金子 恭之

1 砂防法第11条の土地に係る河川の名称
諏訪の越川11 砂防法第11条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から119号までを順次結んだ線及び標柱1号と119号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和十八年内務省告示第四百九十九号で指定した土地の区域及び昭和11年建設省告示第11百五十八号で指定した諏訪の越川に掲げる土地の区域を除く。)新潟県上越市安塚区細野
字峯屋敷 六一九番11号から11号まで及
び三十九号及び三十九号
六一九番1号四号
六一九番四号五号
六一一番11号六号及び七号
六一一番1号八号から十号まで
六一一番十号及び十一号
六一一番十二号から十六号ま
六一一番十七号から十九号ま
六一一番二十号から二十六号ま
字諏訪ノ越 五八四番1号まで及
び三十九号から三十九号

公 告

諸 事 項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2123号

千葉県市川市東大和田1丁目21番11号

債務者 松島運輸株式会社

代表者代表取締役 松島 元一

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田はる子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後1時30分

令和7年(フ)第2170号

東京都国分寺市富士本1丁目20番地2

債務者 有限会社フラワーベコ

代表者取締役 鈴木 達大

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後1時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第3244号

横浜市都筑区池辺町字根岸前3260番地

債務者 光洋電機株式会社

代表者代表取締役 石渡 千騎

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴井 迪子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2078号

千葉市中央区本千葉町15番1号

債務者 有限会社マクリーズ

代表者取締役 星 普司

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩野 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2079号

千葉県流山市駒木447番地の13

債務者 株式会社First Sight

代表者代表取締役 星 普司

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩野 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第15号

石川県輪島市河井町19部1番地50

債務者 有限会社坂口商事

代表者代表取締役 坂口 優子

- 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀江 重尊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後1時30分

金沢地方裁判所輪島支部

令和7年(フ)第8456号

東京都世田谷区桜2丁目18番13号

債務者 有限会社出帆新社

代表者代表取締役 加部 紘一

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 広瀬 里美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8731号

東京都港区六本木7丁目15番13-710号

債務者 有限会社翼観光

代表者代表取締役 中村 欣司

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水本 陽子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8732号

東京都港区六本木7丁目15番13-710号

債務者 株式会社サンエース・ツカサ

代表者代表取締役 中村 欣司

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水本 陽子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8733号

東京都港区六本木7丁目15番13-504号

債務者 サンエー建設株式会社

代表者代表清算人 中村 欣司

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水本 陽子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9011号 東京都大田区中央4丁目14番8号 債務者 有限会社北登 代表者代表取締役 北川 雅己 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴山 久佳 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 閑 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9101号 千葉県八千代市勝田台1丁目9番1号3F 債務者 株式会社SMART 代表者代表取締役 荒木田正典 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 亮太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9050号 東京都江戸川区一之江7丁目23番1号 U8 マンション1階 債務者 ティーエス物流株式会社 代表者代表取締役 高橋 恒志 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野口 成貴 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸塚 敬介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9060号 東京都大田区池上6丁目1番7号 ブルー・スカイ・ハイツ801 債務者 のりだい福合同会社 代表者代表社員 笠野 紀子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸塚 敬介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9050号 東京都港区北青山1丁目4番5号 VORT 青山一丁目D u a l's 1102号室 債務者 タダシ・インターナショナル合同会社 代表者代表社員 タダシ・ショージ・アンド・アソシエイツ・インク 職務執行者 伊藤由実子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 良裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 義隆 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9098号 東京都江東区青海2丁目7番4号 the S OHO1004号室 債務者 株式会社アイディアル・リンク 代表者代表取締役 高崎 芳典 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星 大介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩谷 太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9052号 東京都港区北青山1丁目4番5号 VORT 青山一丁目D u a l's 1102号室 債務者 タダシ・インターナショナル合同会社 代表者代表社員 タダシ・ショージ・アンド・アソシエイツ・インク 職務執行者 伊藤由実子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 良裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 義隆 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9104号 東京都大田区北千束2丁目26番9号 ヴァンテ北千束101 債務者 特定非営利活動法人 JDMA 代表者代表清算人 芦村 英昭 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星 大介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9052号 東京都港区北青山1丁目4番5号 VORT 青山一丁目D u a l's 1102号室 債務者 タダシ・インターナショナル合同会社 代表者代表社員 タダシ・ショージ・アンド・アソシエイツ・インク 職務執行者 伊藤由実子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 良裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 義隆 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9107号 神奈川県横浜市旭区今宿東町633番地 債務者 株式会社アートプランニング 代表者代表取締役 菊田 瞳郎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝倉 祐介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩谷 太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9100号 東京都江戸川区上篠崎2-27-3-101 債務者 株式会社リープル 代表者代表取締役 荒木田正典 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 亮太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 亮太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9111号 東京都港区芝浦3丁目6番10号 債務者 株式会社コスモ電元舍 代表者代表取締役 立川 豊 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 樋口 千鶴 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯尾 拓 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9057号 東京都墨田区京島3丁目34番7-503号 債務者 株式会社誠翔会 代表者代表取締役 大戸 剛 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 良裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 良裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9118号 栃木県宇都宮市上戸祭町696番地68 債務者 株式会社BJATコンサルティング 代表者代表取締役 田島 敦志 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾幸太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9188号 東京都千代田区神田松永町13番地 VORT 秋葉原II 債務者 株式会社CIRRUS 代表者代表取締役 佐藤 忍 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐竹 雅 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 高弘 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9314号 東京都中央区築地6丁目13番3号 債務者 株式会社カネショク 代表者代表取締役 金子 洋一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 正剛 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9189号 東京都千代田区神田松永町13番地 VORT 秋葉原 債務者 株式会社Account 代表者代表取締役 佐藤 忍 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐竹 雅 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根本 達矢 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9279号 東京都足立区江北7丁目24番15号 債務者 株式会社善エンターテイメント 代表者代表取締役 石丸 創 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 迅 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9190号 東京都北区東十条4丁目4番24号 債務者 有限会社新枝 代表者代表取締役 大澤 雄二 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川上 邦久 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡崎みどり 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9317号 東京都港区赤坂4丁目1番1号 債務者 株式会社ハーモニー・ウイー・ニード 代表者代表取締役 細川 玉姫 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩山真理子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9191号 東京都北区滝野川7丁目23番5号 パークサイドコート104号室 債務者 医療法人社団医慶会 代表者理事長 北村 和也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 秀明 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水本 陽子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9322号 東京都千代田区神田須田町1丁目14番1号 債務者 プレキシオン株式会社 代表者代表取締役 足立 元美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辛川 力太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9228号 東京都渋谷区桜丘町22番17号 債務者 有限会社紀元アカデミア 代表者代表取締役 三好由紀彦 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 祐樹 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新村 韶子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9413号 東京都台東区東浅草1丁目20番1号 債務者 株式会社製鞞シヤドウ 代表者代表取締役 三沢 秀立 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦部 明子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9230号 東京都江東区新砂1丁目8番5号 債務者 株式会社東水工 代表者代表取締役 平山 嘉司 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 祐樹 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新村 韶子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9306号 東京都渋谷区鉢山町5番18号 パティオ鉢山303 債務者 株式会社M&S 代表者代表取締役 末木 佐知 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 秀明 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9231号 東京都江東区新砂1丁目8番5号 債務者 株式会社東水工 代表者代表取締役 平山 嘉司 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 祐樹 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新村 韶子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9413号 東京都台東区東浅草1丁目20番1号 債務者 株式会社製鞞シヤドウ 代表者代表取締役 三沢 秀立 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦部 明子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第79号	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
三重県度会郡南伊勢町大江1081番地 債務者 株式会社平産業 代表者代表取締役 小田 亘	
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 敏秀 4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時	
津地方裁判所伊勢支部破産係	
令和7年(フ)第69号	
長野県下伊那郡阿智村伍和6664番地6 債務者 株式会社川端 代表者代表取締役 山越 弘幸	
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 正治 4 破産債権の届出期間 令和8年2月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時	
長野地方裁判所飯田支部	
令和7年(フ)第2218号	
東京都福生市大字熊川793番地3 債務者 合同会社Tri Arrow101 代表社員 岩切 慶太	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嶋本 雅史 4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時30分	
東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第63号	
静岡県御前崎市池新田5832番地の1 債務者 株式会社悠遊 代表者代表取締役 栗原 基安	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 純男 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後2時30分	
静岡地方裁判所掛川支部破産係	

令和7年(フ)第709号	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
岡山市中区原尾島3丁目7番7号 エスボワール22 401号 債務者 泉 英樹	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
岡山地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第717号	
岡山市中区平井6丁目10番14-2号、旧住所岡山県赤磐市山陽2丁目3番30号 債務者 鳥越 悠聖	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
岡山地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第728号	
岡山市東区可知5丁目136番地1、旧住所岡山市南区松浜町7番15号 コーポ瀬戸内101号 債務者 初治 徹也	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
岡山地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第729号	
岡山市東区可知5丁目136番地1 債務者 初治 智子	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
岡山地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第76号	
広島市中区西白島町8番3-304号 北野ビル 債務者 兼田 哲志	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第1212号	
広島市中区西白島町27番1-918号 債務者 中山 武夫	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第1240号	
広島県廿日市市物見西2丁目8番26-204号 債務者 藤田 由佳	
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第274号	
広島県福山市春日町1丁目3番34-306号、旧住所広島市安佐南区山本新町4丁目4番24号 債務者 田村慎太郎	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
広島地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第360号	
愛媛県伊予郡砥部町高尾田569番地 キャンパスせいこ-201 債務者 戒田 正也	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
山口地方裁判所岩国支部	
令和7年(フ)第367号	
愛媛県伊予郡砥部町高尾田569番地 キャンバスせいこ-201 債務者 戒田 正也	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
松山地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第375号	
愛媛県松山市枝松6丁目12番7号 Foresta E 603号 債務者 山先 優子	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
松山地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第391号	
愛媛県松山市立花6丁目4番39号 サンシャインビルますだ101号 債務者 塙地 節子	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
松山地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第391号	
愛媛県松山市立花6丁目4番39号 サンシャインビルますだ101号 債務者 塙地 節子	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
松山地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第141号	
愛媛県新居浜市港町19番35号 フォープール港町202号 債務者 河端 富貴	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
松山地方裁判所民事部	
令和7年(フ)第141号	
愛媛県新居浜市港町19番35号 フォープール港町202号 債務者 河端 富貴	
1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで	
松山地方裁判所西条支部	

令和7年(フ)第51号

愛媛県北宇和郡松野町大字蕨生1684番地

債務者 川上 博文

1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和7年(フ)第325号

福岡県久留米市田主丸町田主丸395-33 グルナディエⅠ201、住民票上の住所福岡県八女市前古賀254番地12

債務者 北原 佑恭

1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第331号

福岡県久留米市花畑3丁目6番地16 えーる・ジャスミン、前住所福岡県久留米市三瀬町西牟田6525番地2 栄光園グループホームたんぽぽ

債務者 田中 祐介

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第333号

福岡県久留米市西町133番地1 ベルル久留米西町102号

債務者 江崎 晴美

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第335号

福岡県久留米市南2丁目4番9-7号

債務者 廣瀬 人美

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第82号

熊本県玉名市中1075番地1 joyeux
101号

債務者 百田 進

1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第543号

大分県由布市庄内町五ヶ瀬541番地1 ドリームタウン五ヶ瀬B-202号

債務者 石川 久代

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第550号

大分県別府市大字鉄輪1064番地の10 閑話園

債務者 永井 直

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第552号

大分市高松1丁目8番14号 コンフォートハウスマ高松405

債務者 松崎 春菜(旧姓福井)

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第40号

大分県豊後大野市緒方町下自在86番地2

債務者 首藤 有香

1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第41号

大分県豊後大野市清川町砂田1477番地

債務者 渡邊由美子

1 決定年月日時 令和7年12月23日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第557号

宮崎市花山手西1丁目30番地5、前住所茨城県つくばみらい市伊奈東81番地41

債務者 川崎 梓斗

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第564号

宮崎市城ヶ崎2丁目7番地15 城ヶ崎コーポB棟305号

債務者 三島 利雄

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第566号

宮崎市佐土原町下那珂4518番地320 ヒルズハイツ203号

債務者 土井 邦子

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時30分
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第54号

宮崎県日南市吾田西2丁目3番19号

債務者 落合 勝広

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第56号

宮崎県日南市大字益安1133番地1井上コーポ103号、前住所宮崎県日南市吾田西4丁目3番11号

債務者 柳原 淳一

1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

<p>令和7年(フ)第135号 宮崎県都城市一万城町64号1番地 債務者 池田 公美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所都城支部</p>	<p>令和7年(フ)第214号 北海道帯広市東5条南18丁目4番地2 南東 団地3号棟333号室 債務者 谷口 純美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第210号 富山市新屋10番地 市営住宅3棟205号、前 住所富山市布瀬町2丁目1番23-103号 コーナース・ダイワ 債務者 濱崎 進 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 長野地方裁判所松本支部</p>
<p>令和7年(フ)第139号 宮崎県都城市前田町17街区22号 アーカム1 番館203号室 債務者 津田真由美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所都城支部</p>	<p>令和7年(フ)第178号 富山市掛尾町501番地3 信開ドムス掛尾606 号、前住所富山市婦中町高日附787番地2 債務者 大澤 良子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第317号 石川県野々市市押野5丁目153番地 MAI R O202号 債務者 岩城奈緒子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第230号 沖縄県うるま市みどり町3丁目15番1号 樹 みどり荘301 債務者 金城 啓子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第197号 富山市布目3490番地 市営住宅1棟303号 債務者 浅井 愛 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 金沢地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第328号 石川県河北郡津幡町井上の荘2丁目173番地 債務者 嵩野 温彬 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 金沢地方裁判所民事部</p>
<p>令和7年(フ)第181号 北海道帯広市西10条北6丁目7番地4 ふれ あい北帯広2、申立時の住所北海道帯広市東 9条南6丁目8番地9 シニアハイツ鳳悠電 信通 105号室 債務者 遠藤 敏治 法定代表人保佐人 特定非営利活動法人市民後 見センターとかち 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第206号 富山市願海寺422番地1 アストリア1105号 債務者 笹岡 喜徳 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 金沢地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第339号 金沢市増泉1丁目23番19号 ラヴィーヌジョ イ203号、従前の住所金沢市野町1丁目3番 66号 ホワイトハウス野町503号 債務者 片山 紗奈 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 金沢地方裁判所民事部</p>
			<p>令和7年(フ)第577号 大阪市生野区林寺2丁目7番9号 福田マン ション 303号 債務者 藤井紗矢香 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>

令和7年(フ)第5849号

大阪府高槻市氷室町1丁目10番51号 ピース
フリー高槻
債務者 古賀 豊和
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5886号

大阪府東大阪市森河内西1丁目18番2号 エ
タージュ高井田 303号
債務者 吉田 勝
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6090号

大阪市住吉区苅田10丁目7番17-407号
債務者 江口 高広
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6091号

大阪市大正区平尾2丁目10番7号 内野第二
ビル 101号
債務者 高野 茂美
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6111号

大阪府高槻市松が丘3丁目11番6号
債務者 エスワン大阪こと 津川 賢吉
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6215号

大阪市淀川区十三本町2丁目7番2号
債務者 西條 美保
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6276号

大阪府豊中市東寺内町5番15-203号
債務者 古谷好一郎
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6328号

大阪市生野区鶴橋3丁目8番12号 Awes
ome MK鶴橋 306号
債務者 佐藤 進
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6333号

大阪市西淀川区御幣島6丁目10番1-808号
債務者 井上 年美
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6367号

大阪市西成区天下茶屋北1丁目3番19号
債務者 池田 伸一
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6215号

大阪市淀川区十三本町2丁目7番2号
債務者 西條 美保
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6376号

大阪市浪速区恵美須西3丁目14番1-312号
債務者 東 基理夫
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6276号

大阪府豊中市東寺内町5番15-203号
債務者 古谷好一郎
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6429号

大阪市東淀川区菅原7丁目5番39号 ルネッ
サンエレガント 4A号
債務者 西野いつ子
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6432号

大阪市東淀川区瑞光4丁目1番15号 モリハ
イム瑞光 603号
債務者 藤原 勝也
1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6444号

大阪市東住吉区田辺2丁目11番4-706号、
前住所大阪市浪速区恵美須西2丁目14番17-
401号
債務者 松嶋 明希

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6473号

大阪市西淀川区佃3丁目7番43号 佃マン
ション 40A号室
債務者 松木 正吾

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6484号

大阪府守口市大久保町5丁目46番18-403号、
前住所大阪府門真市未広町18番15-302号
債務者 新井久美子

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6489号

大阪市東住吉区駒川5丁目19番2号 ビラハ
ウス中野 202号
債務者 柳本 清子

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1170号 広島市安佐南区東野2丁目12番4-201号 A棟 債務者 柴田 篤（旧姓久保） 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第1182号 広島県東広島市西条御条町4番45-504号 債務者 藤田 利恵（旧姓柴田） 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第387号 佐賀市堀川町2番33号 3号、前住所福岡県福岡市早良区飯倉5丁目3番45号 債務者 一岡 美樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第136号 佐賀県伊万里市脇田町342番地29 県営岩栗ヶ丘第三団地15-14 債務者 横渡 美香 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第143号 佐賀県伊万里市山代町東分7588番地 債務者 松永 奈巳	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（フ）第222号 埼玉県川口市戸塚3丁目34番27号 メルローズⅠ 103号 債務者 原田 明美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年（フ）第140号 栃木県栃木市藤岡町富吉1471番地4、前住所 栃木県栃木市藤岡町藤岡4305番地10トランキルⅠ 103 債務者 篠原 駿 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（フ）第223号 埼玉県川口市芝富士1丁目21番26号 ハイツシャトー-102号、旧住所埼玉県蕨市南町4丁目27番8号 第2丸今コーポ102号 債務者 櫛野 泰孝 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第2137号 埼玉県新座市畑中1丁目1番17号 債務者 高橋奈菜海 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第2154号 さいたま市西区三橋6丁目1384番地14、旧住所さいたま市大宮区成町1丁目416番地トルス大久保2 101号室 債務者 澤田 舞衣 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年（フ）第2154号 埼玉県川口市芝4丁目17番11号 コーポ小川201号、旧住所埼玉県川口市中青木1丁目12番3号 シャンテ川口201号 債務者 齊藤 純子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第2201号 埼玉県蕨市錦町5丁目13番10号 錦荘C-105号 債務者 岩田 晃 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年（フ）第2201号 埼玉県蕨市錦町5丁目13番10号 錦荘C-105号 債務者 岩田 晃 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年（フ）第2201号 埼玉県三郷市彦成4丁目2番16-205号 債務者 本田 透 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第737号 埼玉県三郷市彦成4丁目2番16-205号 債務者 本田 透 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年（フ）第757号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2120番地2 アビイロード106号室 債務者 両瀬 裕基 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年（フ）第757号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2120番地2 アビイロード106号室 債務者 両瀬 裕基 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年（フ）第826号 埼玉県三郷市谷口539番地2 BLESS三郷A棟103 債務者 政川 陽一 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年（フ）第826号 埼玉県三郷市谷口539番地2 BLESS三郷A棟103 債務者 政川 陽一 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年（フ）第404号 埼玉県東松山市箭弓町3丁目14番12号 レオパレススラージュマン201、旧住所埼玉県熊谷市新堀800番地 アウローラV 2B号室 債務者 渡邊 進 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

<p>令和7年(フ)第187号 青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字富岡家 岸9番地2 債務者 伊藤ルリ子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 　　青森地方裁判所弘前支部</p> <p>令和7年(フ)第650号 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2305-4 特別養護老人ホーム 中井富士白苑、住民票上の住所神奈川県中郡二宮町二宮122番地の7 債務者 安藤 和夫 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第707号 神奈川県秦野市松原町6番33号 カーサヴェルデA 202号 傾債務者 鈴木 英栄 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第61号 大分県杵築市大字大内7653番地2 オアシス 大内I 104 傾債務者 安達瑠梨花 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 　　大分地方裁判所杵築支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第35号 千葉県鴨川市八色355番地2 鳥源アパート 8号棟 傾債務者 笹生恵津子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 　　千葉地方裁判所館山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第37号 千葉県鴨川市広場762番地1 いさりび荘101 号室 傾債務者 山中由美子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 　　千葉地方裁判所館山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第44号 千葉県鴨川市南小町809-1、住民票上の住所千葉県鴨川市来秀706番地 宮田原ハイツ 5号 傾債務者 村上美枝子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 　　千葉地方裁判所館山支部破産係</p> <p style="text-align: center;">破産手続廃止</p> <p>令和7年(フ)第27号 千葉県南房総市高崎1431番地33 傾債務者 築館 寿枝(旧姓久我) 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>令和6年(フ)第127号 岐阜県羽島市福寿町間島3丁目114番地1 傾債務者 弘真株式会社 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 　　岐阜地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第237号 岐阜市今嶺1丁目19番5号 傾債務者 株式会社フロンティア 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 　　岐阜地方裁判所</p> <p>令和6年(フ)第558号 大阪府泉南市樽井6丁目15番8号 傾債務者 株式会社魚政 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>令和7年(フ)第418号 大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北2丁目19番 8号 傾債務者 株式会社丸河テキスタイル 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>令和6年(フ)第205号 奈良県香芝市狐井613番地 傾債務者 ココチ不動産株式会社 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第19号 奈良県橿原市大久保町343番地2 傾債務者 株式会社ロイヤルうねび</p>
--	---	--

令和6年(フ)第647号	愛知県みよし市筋生町藤塚30番地2 破産者 角野 耕一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2278号	名古屋市港区正徳町2丁目79番地 破産者 株式会社ユーシン 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第998号	名古屋市北区北久手町188番地 破産者 有限会社鈴と工業 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1155号	名古屋市西区名駅3丁目8番28号 破産者 株式会社銀扇 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2191号	名古屋市東区葵3丁目20番33号 アゴラ葵301号 破産者 株式会社サンクスマイル 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第340号	愛知県豊田市下林町1丁目101番地 破産者 株式会社橋本建匠 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第3947号	大阪市旭区森小路1丁目14番24号 長門ハイツ2 301号 破産者 福本さおり 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1125号	堺市中区深阪6丁3番7号 破産者 寿敷物株式会社 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4394号	大阪府吹田市春日3丁目1番19号 破産者 株式会社浪速酒販 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1402号	大阪府寝屋川市対馬江西町18番18号 破産者 株式会社e s m c r e a t e 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2807号	大阪府高槻市城南町1丁目14番9号アーバンカーサ城南1F 破産者 株式会社W A S H I N O 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4249号	大阪市住之江区中加賀屋4丁目3番25号 破産者 株式会社三木組 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1040号	堺市美原区平尾2353番地1 破産者 株式会社ミドルフィールドサービス

令和5年(フ)第192号	広島県福山市御町5番1号 破産者 小林織商株式会社 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第38号	徳島県美馬市美馬町字宇寄138番地 破産者 株式会社藤原縫製 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(フ)第789号	仙台市青葉区中央1丁目3番1号 破産者 株式会社フレンドリーシステムズ 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1518号	東京都東久留米市幸町3丁目8番12号 破産者 株式会社フェリアース 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1536号	東京都府中市片町2丁目23番地の20ニユーリヴェール101 破産者 金城 学 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1816号	東京都東久留米市南町3丁目1番36号 破産者 佐久間安子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2078号 横浜市中区本牧原19番1-805号 破産者 合同会社ハッピーアンドブルー音楽出版社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1162号 京都市南区上鳥羽山ノ本町347番地 破産者 株式会社ワショウエステート 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第301号 静岡県浜松市中央区市野町1418番地1 破産者 有限会社ジェイウッド 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第425号 京都府京田辺市大住池ノ端8-2 破産者 有限会社オートプロジェクト・カジャ 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第345号 静岡県浜松市中央区北3丁目1番6号 破産者 株式会社東海技建T S 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和6年(フ)第78号 兵庫県多可郡多可町八千代区下三原762番地 下三原団地10号 破産者 株式会社G u t e 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所社支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第146号 愛知県稲沢市高御堂2丁目20番27号 破産者 福島杏レイ子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所一宮支部	破産手続廃止及び免責許可決定	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第71号 三重県伊勢市岩渕3丁目7番6号 破産者 戸坂建築こと 松山 隆一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所伊勢支部破産係	令和6年(フ)第55号 岐阜県可児郡御嵩町伏見433番地2 破産者 神谷 圭一 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第476号 大津市本堅田5丁目8番10号 破産者 株式会社センター 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第19号 岐阜県可児市桜ヶ丘4丁目79番地 破産者 壽臺 照雄 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第304号 大阪府和泉市和氣町1丁目7番40号 破産者 岡通信システムこと 岡 裕司	令和7年(フ)第304号 大阪府和泉市和氣町1丁目7番40号 破産者 岡通信システムこと 岡 裕司	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第419号 大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北2丁目19番8号 破産者 平岡 幸善 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所気仙沼支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第425号 大阪府和泉市弥生町2丁目16番11号 破産者 鈴木 秀紀 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第468号 大阪府泉大津市高津町13番27号 ローレルコート高津 202号 破産者 松村 翔 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井県越前市瓜生町第35号12番地 サン・ステージ瓜生105
令和7年(フ)第26号 奈良県香芝市関屋1009番地 ラ・シェーヌ106号、前住所奈良県香芝市穴虫107番地1 グローバル二上駅前II 204号 破産者 出口 誠二 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 埼玉県草加市新里町865番地 長堀マンション106号	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第44号 宮城県登米市中田町石森字白地161番地2 破産者 伊東佐智子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所登米支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第225号
令和6年(フ)第85号 岡山県津市志戸部677番地1 S&Kロイヤル202、開始決定時の住所岡山県津市沼281番地2 破産者 實多 涼香	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮城県気仙沼市大崎山3番地427 破産者 菅原 尚美	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜市鶴見区駒岡5丁目9番6号 ヴァンペールウスミ101 破産者 中村 航	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ) 第236号 福井県坂井市三国町池上第54号2番地甲 破産者 齋藤 吉昭 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ) 第1324号 愛知県大府市桜木町3丁目3番地 キングスコート加木屋東1001号 破産者 岩切 博隆 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第2147号 愛知県長久手市山野田1303番地 ランタン長湫102号、従前の住所名古屋市名東区高柳町202番地 破産者 坪井 健 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ) 第116号 愛知県一宮市あづら2丁目31番5号 メゾンドフォーレ五番館203号 破産者 山口 翔 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第1550号 名古屋市東区砂田橋4丁目1番57号 メガシティテラス5棟404号、開始決定時の住所名古屋市東区徳川1丁目829番地の1 パビヨン徳川2-B号 破産者 大川由貴こと KIM YUGWI 金 由貴 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第2192号 名古屋市東区葵3丁目20番33号 アゴラ葵301号 破産者 菱矢 嘉子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第368号 愛知県岡崎市大和町字家下25番地8 アヴァンセM 402 破産者 鈴木 明彦 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ) 第117号 愛知県一宮市あづら2丁目31番5号 メゾンドフォーレ五番館203号 破産者 山口 咲子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第1779号 名古屋市昭和区安田通6丁目4番地の1 宮裏荘106号 破産者 加藤 哲也 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ) 第560号 大阪府交野市向井田1丁目20番1号、開始時の住所愛知県刈谷市小垣江町下伊勢山6番地1 グランメール幸202号 破産者 奥村 明弘 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第445号 愛知県岡崎市明大寺町字馬場東139番地 七ントラル錦102 破産者 チケットNAV iこと 小久保博文 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ) 第999号 名古屋市北区中丸町1丁目1番地 中丸団地1棟1311号 破産者 鈴木 源三 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第1810号 名古屋市緑区大将ヶ根2丁目1133番地、従前の住所愛知県豊明市新田町前原1番地 ナビライフ豊明マンションII番館602号 破産者 中山 英二 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第231号 愛知県豊田市市木町10丁目3番地7、前住所愛知県豊田市市木町9丁目11番地16 ユーハート市木201号 破産者 高田塗装こと 勝田 達也(旧姓高田) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ) 第4395号 兵庫県西宮市仁川町6丁目10番18号 破産者 山本 洋一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ) 第1119号 代替住所A(旧住所埼玉県飯能市征矢町7番地1) 破産者 中田 美砂 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第277号 愛知県豊田市上野町8丁目165番地4 破産者 今井 徹	令和7年(フ) 第2147号 愛知県長久手市山野田1303番地 ランタン長湫102号、従前の住所名古屋市名東区高柳町202番地 破産者 坪井 健 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1403号	大阪府大東市深野北1丁目6番73号、前住所 大阪府大東市北条6丁目15番15号 破産者 榎本 偵一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4177号	大阪市東住吉区桑津1丁目12番9—505号 破産者 濱田 奈美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第352号	大阪府羽曳野市野々上5丁目12番1—301号 大阪府営羽曳野野々上住宅 1棟、前住所大阪府羽曳野市島原6丁目7番9号 破産者 瀧野 義行 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第719号	堺市中区八田北町10番地31 1棟302号 破産者 田中 敏昭 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第775号	大阪府藤井寺市津津1丁目2番59号 破産者 須山 正雄 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第162号	岡山県倉敷市松島981 ルミエール松島417、 開始決定時の住所神戸市北区北五葉7丁目1番13—306号(従前の住所) 兵庫県三木市平田169番地の5 グランメゾン三木205号 破産者 谷口 明 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第287号	神戸市垂水区舞子台2丁目9番30—120号、 従前の住所神戸市垂水区舞子台7丁目2番18—209号 破産者 板倉 龍馬 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第429号	神戸市垂水区本多聞3丁目5番20—401号、 従前の住所兵庫県加古川市尾上町今福571番地 破産者 樽本 敏夫 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第722号	広島県安芸郡府中町緑ヶ丘15番2号 破産者 飛弾 海志 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第724号	神戸市北区山田町下谷上字門口4番地の1 フィオレ・ヴィータ神戸北204号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町1丁目13番3号 破産者 山本 拓弥 法定代理人保佐人 野上真由美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第738号	広島市南区東雲2丁目16番33—703号 破産者 新谷 憲三 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第883号	広島市安佐北区龜山南2丁目77番2号 破産者 Nana no moeこと 中藤 真鈴 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第102号	鹿児島県薩摩川内市天辰町1357番地3 破産者 下園 晃 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第107号	鹿児島県薩摩川内市中郷2丁目7番29号 国土交通省宿舎302号 破産者 山本 賢吾 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第30号	北海道美唄市西五条北1丁目5番5号 破産者 岡谷内明人 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第223号	青森県上北郡七戸町字道ノ上52番地4 特別養護老人ホーム天寿園みちのかみ 破産者 大池 タエ 法定代理人成年後見人 社会福祉法人七戸町社会福祉協議会 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第289号	青森市沖館4丁目16番8号 マイハウス沖館 5号 破産者 山平 吹 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第790号	宮城県岩沼市相の原2丁目6番23号 破産者 島津 泰正 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第974号	宮城県多賀城市町前3丁目2番6-603号 破産者 大友あき子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和5年(フ)第46号	宮城県角田市鳩原字寺5番地 破産者 吉田 英子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第80号	宮城県柴田郡村田町大字村田字反町1番地1 サウスマジン102号、前住所宮城県柴田郡 村田町大字小泉字西浦24番地 ふくのね村田 輝己里ホーム 破産者 吉田 薫

1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	仙台地方裁判所大河原支部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第81号	宮城県白石市福岡蔵本字薬師堂18番地 破産者 紺野 保男 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	仙台地方裁判所大河原支部	令和7年(フ)第1029号	横浜市青葉区市ヶ尾町139番地 リバーサイド市ヶ尾101号 破産者 朝海 和雄 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第83号	宮城県角田市藤田字源内3番地 破産者 斎藤 瞭 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	仙台地方裁判所大河原支部	令和7年(フ)第2079号	相模原市中央区淵野辺本町3丁目9番8号 アルトポンテ202 破産者 伊藤 綾香 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第213号	岐阜県岐阜市山吹町6丁目39番地 キャッスルハイツ山吹町602号室 破産者 長尾 勝徳 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	仙台地方裁判所大河原支部	令和7年(フ)第2092号	横浜市都筑区北山田5丁目16番34-105号 破産者 中嶋 賢 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第103号	福島市丸子字前川原51番地の2ベル・エキップ102 破産者 鈴木 将平 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	福島地方裁判所	令和7年(フ)第2328号	横浜市神奈川区松見町3丁目1番地15 ヴアンハウス妙蓮寺108号 破産者 木城 幹雄 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第882号	横浜市金沢区西柴1丁目24番2-104号 破産者 小川 美香	福島地方裁判所	令和7年(フ)第490号	神奈川県中郡二宮町中里2丁目2番15号 寿ハイツ201 破産者 和田 洋市 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部
			令和7年(フ)第496号	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246番地の713 仙石マノワールA24 破産者 田島 圭佑 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所小田原支部民事部
			令和7年(フ)第504号	神奈川県平塚市横内4114番地の5 パールヒル高橋A2号室 破産者 石川 保 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第12号

石川県七尾市上府中町ス部17番地 信開セラーラ上府中、(破産手続開始決定時の住所)
石川県七尾市矢田町ヤ部22-13、(従前の住所) 石川県七尾市万行町18部1番地21、住民票上の住所石川県七尾市後畠町後畠山4番地54

破産者 田中 聰

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(フ)第58号

長野県駒ヶ根市赤穂8200番地3 救護施設順天寮
破産者 高谷 忠司

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第59号

長野県駒ヶ根市上穂南12番17号 グループホーム人燈
破産者 田中 和寿

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第39号

岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉441番地12
破産者 伊東 絵梨

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第68号

岐阜県可児市中恵土70番地6
破産者 佐藤 祐太

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第353号

静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見4852番地の7、開始決定時の住所静岡県浜松市中央区大見町1750番地の378
破産者 加藤 真弓

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第300号

静岡県浜松市中央区市野町675番地の5 シティハイム八釣A202
破産者 山下 和孝

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第183号

愛知県一宮市森本4丁目21番8号 伴テラスハウスB号
破産者 グリーンレーベルこと 米倉 功二

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第477号

滋賀県守山市洲本町2150番地の2
破産者 金森 祐次

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第295号

滋賀県栗東市下鈎1182番地1 コーポ宮の森406
破産者 濱本小百合

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第1259号

京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町597番地
破産者 中川 輝彦

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第692号

京都府宇治市広野町宮谷2番地の86
破産者 大和塾一里山校こと 松原 弘樹

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第698号

京都市伏見区深草西伊達町87番地68
破産者 坂井群昌堂こと 坂井 俊明

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第43号

兵庫県西脇市鹿野町751番地の10、従前の住所兵庫県加東市上滝野804-1 103号
破産者 藤原 悠

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第77号

兵庫県加東市稻尾383番地40 桃李園
破産者 西角 忠志

- 補助人 村上 弘幸
- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第852号

広島県廿日市六本松1丁目3番3号
破産者 小松 肇子

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第37号

広島県三次市畠敷町964番地4
破産者 大田 和貴

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第291号

香川県高松市花園町2丁目8番21-56号 労住協第一ビル506
破産者 新宮 龍二

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第203号

長崎県長崎市城栄町41番78-405号
破産者 東山 安里

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

<p>令和7年(フ)第334号 大分県別府市朝見3丁目18番14号レオパレス 観月101号、開始時大分県別府市西野口町8 番20号第2塩屋コーポ203号 破産者 佐田味陽一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第164号 大阪府岸和田市土生町7丁目13番6-101号、 前住所大阪府貝塚市澤794番地8 破産者 旬彩やすおかこと 安岡 勝也 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第970号 札幌市白石区本郷通11丁目南1番9-305号 破産者 菅井 広宣 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第36号 栃木県栃木市日ノ出町15番10-609号 ビ レッジハウス栃木日ノ出タワー、前住所栃木 県下都賀郡野木町大字野渡955番地2 破産者 鈴木喜美代 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　宇都宮地方裁判所栃木支部</p>
<p>令和7年(フ)第23号 宮崎県日南市大堂津2丁目12番17号 破産者 上村 孝行 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　宮崎地方裁判所日南支部</p>	<p>令和7年(フ)第18号 大阪市中央区南久宝寺町2丁目2番1-204 号、破産手続開始決定時の住所奈良県橿原市 大久保町343番地の2 破産者 岩井 康子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1189号 札幌市中央区北5条西15丁目1番地38 レジ ティア桑園202号 破産者 竹本 篤 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和6年(フ)第2649号 名古屋市中川区中郷4丁目23番地 SKY TOWN FOUR 302号、開始決定時の住 所名古屋市中村区剣町226番地 破産者 塩田獣医科病院こと 塩田 孝児 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(フ)第128号 岐阜県羽島郡笠松町中野179番地の3、前住 所岐阜県羽島市福寿町間島3丁目114番地1 破産者 土井 快泰 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　岐阜地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第75号 奈良県香芝市狐井496番地1 プライムガ ーデンⅡ 203号 破産者 石川 景子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　奈良地方裁判所葛城支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第17号 盛岡市夕顔瀬町2番2-202号 破産者 佐藤 慶久 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　盛岡地方裁判所第2民事部</p>	<p>令和6年(フ)第2650号 名古屋市中川区中郷4丁目23番地 SKY TOWN FOUR 302号、開始決定時の住 所名古屋市中村区剣町226番地 破産者 塩田ひとみ 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(フ)第508号 岐阜県羽島郡笠松町円城寺344番地の1 破産者 杉山 大治 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　岐阜地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第87号 福岡県小郡市小郡390番地1 カーサ・ミス ミヤ I 102号 破産者 家入 健輔 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　福岡地方裁判所久留米支部</p>	<p>令和6年(フ)第326号 仙台市青葉区上愛子字蛇台原42番地の9 ディユ・ラフィーネ106 破産者 伊藤 垂希 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第2893号 名古屋市中村区佐古前町7番8号、開始決定 時の住所名古屋市守山区川西1丁目1208番地 アネックス柏寿302号 破産者 天井 正 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>

令和6年(フ)第3012号
名古屋市名東区社が丘3丁目1601番地 グローリアス社が丘302号
破産者 立石 謙輔
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1034号
名古屋市緑区乗鞍3丁目137番地の1 ヴィンヤード101号、従前の住所名古屋市千種区下方町7丁目20番地の1 ロイヤルアーク北観音山504号
破産者 木村メンタルクリニックこと 木村仁
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第525号
愛知県岡崎市井田町字南7番地7 ベルメゾン井田坂 102
破産者 柏木 研二
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第593号
愛知県豊田市水源町3丁目23番地45、住民票上の住所愛知県豊田市大林町7丁目31番地
破産者 松村 徹男
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第594号
愛知県豊田市水源町3丁目23番地45、住民票上の住所愛知県豊田市大林町7丁目31番地
破産者 松村津矢子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第5102号
大阪府八尾市植松町4丁目4番7号
破産者 藤原 一輝
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第539号
神戸市須磨区南落合2丁目2番509-106号
破産者 村上貴洋子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第63号
神戸市西区秋葉台1丁目56番地の207
破産者 フィッシングむらかみこと 村上 英二
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第16号
島根県大田市鳥井町鳥井540番地6
破産者 大原 健志
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部
令和5年(フ)第23号
徳島県美馬市脇町大字北庄829番地
破産者 笠井 裕志
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(フ)第23号
鹿児島市小野1丁目10番30号 コンフォール
ふく103号、開始決定時の住所鹿児島県薩摩郡さつま町中津川2081番地6
破産者 松原 孝幸
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第45号
鹿児島市小野1丁目10番30号 コンフォール
ふく103号、申立時の住所鹿児島県薩摩郡さつま町中津川2081番地6
破産者 松原真砂美(旧姓大矢)
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の債務終了による計算の報告を目的とした債権者会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第602号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑1352番地205号 グラ
シユーズ
破産者 大石 仁
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1039号
　　横浜市都筑区北山田6丁目32番5号 101
　　破産者 吉田 達也
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第458号
　　神奈川県大和市南林間7丁目14番5号、開始決定時の住所神奈川県厚木市旭町3丁目23番5号
　　破産者 嘉陽宗弘こと カヨジョームネヒロ
　　(KAYO JOAO MUNEHIRO)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第29号
　　愛知県岩倉市神野町川添33番地(リバーサイド丹羽201号)、開始決定時の住所愛知県岩倉市大市場町郷前273番地2
　　破産者 三原 伸司
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第782号
　　京都市右京区宇多野長尾町8番地13
　　破産者 武村 直弘
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第49号 京都市伏見区醍醐南西裏町1番地15 破産者 川崎 優也 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所気仙沼支部
免責許可決定	令和7年（フ）第535号	令和7年（フ）第237号	令和7年（フ）第40号
令和5年（フ）第21号 大分県豊後大野市三重町芦刈字台ノ下965番地1、（住民票上の住所）大分県豊後大野市三重町芦刈965番地102 破産者 古畑 憲治 1 決定年月日 令和7年11月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所竹田支部破産再生係	相模原市南区相南2丁目7番23号 ツインコート203 破産者 油谷 徹 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	青森市大字荒川字筒井306番地 ピレッジハウス青森南1-304 破産者 藤田 秀樹 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	福島県南相馬市原町区国見町3丁目5番地の243 国見町市営住宅3-102号 破産者 石黒美代子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所相馬支部
令和7年（フ）第168号 北海道北斗市追分2丁目38番11号 破産者 萩原 亜記 1 決定年月日 令和7年12月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	岐阜県加茂郡七宗町上麻生3311番地1 破産者 水田 剛士 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	岐阜県加茂郡八百津町八百津4368番地1 破産者 宮島一乃恵 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年（フ）第59号 栃木県さくら市下河戸516番地1 破産者 鳴海ルミ子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年（フ）第27号 千葉県南房総市高崎1431番地33 破産者 築館 寿枝（旧姓久我） 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係	神戸市長田区蓮宮通4丁目3番地の4、開始決定時の住所神戸市長田区北町2丁目51番地 ヴァルグランディール301号（従前の住所） 神戸市長田区蓮宮通4丁目3番地の2 破産者 軽部 大助 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年（フ）第27号 宮城県加美郡加美町字一本杉507番地1 シャーメゾンシャングリラA棟203号室、従前の住所宮城県加美郡加美町字西田一番11番地9 破産者 道塚 唯 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年（フ）第63号 栃木県大田原市加治屋95番地596 ラフィネヌフ 105 破産者 印南 花恋 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年（フ）第49号 山形県酒田市若宮町2丁目1番3-21号 県営川南アパート3号棟 破産者 鈴木 裕子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所酒田支部	福岡県久留米市山本町耳納1705番地6 破産者 國武 健一 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年（フ）第31号 宮城県気仙沼市唐桑町神の倉49番地3 破産者 伊東 信嘉 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和7年（フ）第65号 栃木県那須郡那須町大字高久乙3375番地754 破産者 伊藤 明子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年（フ）第505号 相模原市南区相模大野6丁目20番5-504号 破産者 大塚 勇貴（旧姓島村） 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	福岡県久留米市東合川町75番地1 チェリーハウス201号 破産者 丸山福太朗 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年（フ）第32号 宮城県気仙沼市赤岩小田47番地6 破産者 渡邊 貴浩 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和7年（フ）第236号 群馬県藤岡市藤岡886番地11 破産者 石井 裕介 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（フ）第519号 相模原市南区東林間4丁目24番5号 ピースコーポ103 破産者 春日 美香（旧姓榎本）	福岡県久留米市東合川町75番地1 チェリーハウス201号 破産者 丸山 歩	令和7年（フ）第35号 宮城県気仙沼市赤岩牧沢138番地28 市営牧沢住宅A211 破産者 熊谷 恵子	令和7年（フ）第238号 群馬県安中市松井田町八城283番地3、前住所東京都足立区東保木間2丁目3番3-207号 破産者 黒川 公太 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第2049号
愛知県東海市加木屋町高見80番地の1
破産者 山下 洋司
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2099号
名古屋市中区千代田2丁目25番13号 ダイアパレス上前津402号
破産者 稔谷 修
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2119号
名古屋市南区桜台1丁目16番11号 ストロベリーヒルズ202号
破産者 浅野 弘己
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2219号
名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘2棟1007号
破産者 山本 啓子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2278号
名古屋市中村区八社2丁目164番地 県営中村住宅1棟114号、従前の住所名古屋市名東区香流1丁目1012番地 名東ビル50A号
破産者 能田 義佳
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2284号
愛知県あま市富塚七反地41番地3
破産者 前田 和亮
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2304号
名古屋市中区大須3丁目44番9号 加藤ビル301号
破産者 岡田 憲治
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2308号
名古屋市瑞穂区瑞穂通6丁目32番地の2 中条ビル302号
破産者 中島 雅和
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2337号
愛知県春日井市桃山町5100番地151
破産者 古澤 誠悟
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2371号
愛知県大府市江端町4丁目28番地の3
破産者 石浜美樹子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2424号
名古屋市南区砂口町112番地の4 砂口レジデンス101号
破産者 竹内 俊彦
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2435号
名古屋市中川区吉津3丁目1004番地 松下荘T-11棟402号、従前の住所名古屋市熱田区一番2丁目25番16号 第二山田荘2階F号
破産者 井上 正明
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第682号
大阪府羽曳野市高鷲1丁目8番4-101号メゾンドール清水 B棟
破産者 矢上 竜児
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第802号
大阪府富田林市寺池台5丁目19番7-N C 111号
破産者 北代 静也
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第806号
大阪府松原市東新町1丁目102番地の12
破産者 棚井 鳥
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第822号
大阪府高石市千代田2丁目9番16号
破産者 野村 茜
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第826号
大阪府富田林市向陽台2丁目23番18号(101)、前住所大阪府富田林市向陽台3丁目3番12-503号
破産者 潮見 良一
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第827号
大阪府富田林市向陽台2丁目23番18号(101)、前住所大阪府富田林市向陽台3丁目3番12-503号
破産者 潮見 洋子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第833号
堺市東区日置荘西町5丁12番12号
破産者 西田 祥子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第837号
大阪府羽曳野市向野1丁目4番6号
破産者 堅田 祥子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第846号
堺市堺区寺地町東4丁2番14-201号
破産者 千葉希理こと 姜 希理
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第868号
堺市東区日置荘北町3丁10番12号 レイク日置H、前住所大阪市住之江区御崎6丁目9番9号 シャトーミカゲ 205
破産者 山崎 保利
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第873号
大阪府富田林市旭ヶ丘町9番22号(302)、前住所大阪府富田林市若松町4丁目14番14-5号(104)
破産者 武田 杏倅
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第878号
大阪府富田林市大字嬉283番地27
破産者 吉野 弘樹
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第123号
神戸市西区玉津町今津364番地の29 20-202号
破産者 佐々木知江
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第158号
兵庫県明石市西明石西町1丁目10番29号 プレゼン西明石103号、前住所神戸市西区学園東町2丁目4番地 D-304号
破産者 久岡 鮎実(旧姓平塚)
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第200号
兵庫県明石市北朝霧丘1丁目3788番地の115番地
バレス朝霧ヶ丘211号
破産者 永井 みか
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第234号 兵庫県明石市松が丘4丁目2番16-304号、前住所兵庫県明石市東朝霧丘22番4号 破産者 三俣 真司 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第107号 広島県尾道市向東町3185番地 破産者 神原 俊光 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第401号 兵庫県姫路市飾磨区玉地1丁目65番地 シャトーミ木601号 破産者 福島 誉 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第514号 兵庫県高砂市梅井2丁目5番5-201号 破産者 網谷 孝幸 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第112号 広島県尾道市因島土生町1456番地8 破産者 廣野 昭兼 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部	令和7年(フ)第48号 大分県国東市国東町小原2014番地 市営小原団地6棟12号(開始決定時の住所 大分県国東市安岐町塩屋1455番地1 アネックス塩屋) 破産者 山手 瑞那 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第457号 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口282番地の7 第103サガマンション201号 破産者 平原マリア 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第536号 兵庫県加古川市八幡町宗佐544、住民票上の住所大阪府東大阪市中新開2丁目6番8号 破産者 吉田 和磨 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第120号 広島県尾道市高須町2026番地3 ボナールフェンテ204 破産者 山本 元氣 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部	令和7年(フ)第27号 大分県豊後大野市三重町赤嶺1074番地 市営朝日ヶ丘住宅B202号 破産者 河野由香里 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所竹田支部破産再生係
令和7年(フ)第467号 兵庫県加古川市西神吉町岸226番地の1 宝殿ヤングパレス1-302号 破産者 山口 勉 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第540号 兵庫県加古川市東神吉町天下原329番地 東神吉住宅71-1-11-116号 破産者 山本 栄美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第273号 福岡県久留米市山川追分1丁目12番54号 破産者 岩尾 健次(旧姓水原) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第28号 大分県豊後大野市朝地町板井迫1034番地 石田園地102号室 破産者 羽田野滉達 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所竹田支部破産再生係
令和7年(フ)第472号 兵庫県姫路市御立北3丁目17番2号 204号室、従前の住所兵庫県姫路市花田町小川1657番地 県住7-305 破産者 遠山 美樹 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第542号 兵庫県加古川市米田町船頭675番地の8 破産者 山田 健夫 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第277号 福岡県久留米市城島町四郎丸31番地 青木園地1棟201号 破産者 中園 博之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第3号 大分県日田市大字友田273番地1 県営友田住宅H-102-303 破産者 矢羽田利奈(旧姓徳岡) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所竹田支部破産再生係
令和7年(フ)第500号 兵庫県姫路市白浜町甲221番地1 白浜県営住宅2棟204 破産者 黒田 実環(旧姓熊澤) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第20号 島根県益田市桂平町292番地 破産者 寺戸 良三 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所益田支部	令和7年(フ)第16号 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1517番地1 立石団地308号 破産者 池上 裕美 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第32号 大分県日田市大字友田273番地1 県営友田住宅H-102-303 破産者 矢羽田利奈(旧姓徳岡) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部
令和7年(フ)第508号 兵庫県高砂市曾根町875番地の2 破産者 松本 匡史	令和7年(フ)第37号 岡山県津山市中村172番地4 破産者 武田 洋子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部	令和7年(フ)第44号 大分県速見郡日出町大字大神182番地2 破産者 渡邊 真稀 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係	令和7年(フ)第33号 大分県日田市城町2丁目8番31の3号 澤村勝也方 破産者 中村 信子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部
	令和7年(フ)第83号 広島県三原市本郷北2丁目18番38号 破産者 猪股 章吾 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部	令和7年(フ)第45号 大分県速見郡日出町大字川崎725番地8 破産者 田口 千寿	令和7年(フ)第34号 大分県日田市大字北豆田(上城内町)1331番地6 上城内コープ2号 破産者 梅野 飛鳥 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所日田支部

令和7年(フ)第35号
大分県日田市大字北豆田(上城内町)1467番地7 ソレイユ・YS201号
破産者 富賀見直美
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和7年(フ)第36号
大分県日田市田島本町7番13号 テック田辺403号
破産者 松本 弥生
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和7年(フ)第39号
大分県日田市城町1丁目3番18号 CAN III-206号
破産者 松尾 久美
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和7年(フ)第41号
鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー14番地1 市営ハーモニート団地603号
破産者 片山美保子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第108号
鹿児島県出水市下鰐町1672番地
破産者 山下二四子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第109号
鹿児島県薩摩川内市永利町1541番地1
破産者 米盛 和幸
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第288号
沖縄県浦添市安波茶1丁目57番13-101号
リバーサイドわくばる
破産者 真喜志つくし

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第74号
北海道夕張市紅葉山178番地
破産者 篠原 政利
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第79号
北海道岩見沢市美園3条1丁目2番13号
コーポゆもと1-3号室
破産者 狩野 真樹(旧姓菊地)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第76号
北海道白老郡白老町字萩野424番地81
破産者 松井 要輝
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第77号
北海道室蘭市みゆき町1丁目8番9号 鈴木 A.P. 203
破産者 戸崎花美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第156号
北海道苦小牧市双葉町1丁目15番1号 シングルロマンA-101、前住所北海道苦小牧市双葉町2丁目15番12号 ハイツR.T.ふたば202号
破産者 増田まゆみ
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第393号
函館市亀田町4番9-203号 ピバリア1
破産者 今野 新
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第229号
北海道旭川市末広東3条3丁目3番7号 インペリアル末広一番館105
破産者 東出 光枝
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第252号
北海道旭川市5条通23丁目2197番地の37
コーポ5条 2-C
破産者 酒井 良郎
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第265号
北海道旭川市3条西5丁目2番12号 グランクロストD-4号室
破産者 清水 翔
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第270号
北海道旭川市永山6条12丁目2番9号
破産者 鈴木ひとみ
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第272号
北海道苦小牧市山手町2丁目5-3ベルカルム103号室、申立時の住所北海道旭川市末広3条5丁目2番3号 グレイスフル1F
破産者 松川 紀章
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第281号
北海道上川郡東川町東町2丁目6番23号
破産者 黒川 昌代
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第295号
北海道旭川市永山3条20丁目6番7号 フロンティア永山II 201号
破産者 阿部 由香
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第243号
青森市富田4丁目2番8号 メゾンセンチュリーA-202
破産者 木村 猛
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第274号
青森県むつ市南町5番60号
破産者 古川 陸夫
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第305号
青森市千刈4丁目20番7号 二本柳アパート201号、開始決定時の住所青森市長島1丁目3番28号
破産者 工藤 浩二
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第87号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜671番地5 小夜团地A-2号
破産者 坂本 厘
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第97号
青森県五所川原市大字広田字下り松40番地1
破産者 奈良岡隆憲
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第167号
青森県八戸市大字櫛引字櫛引66番地
破産者 伊藤 和則
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第169号
青森県八戸市青葉1丁目13番1号 マンリーム1階B号
破産者 服部 良子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第124号

岩手県花巻市中北方丁目569番地1
破産者 藤原 佳織

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第47号

岩手県宮古市崎ヶ崎第14地割76番地5
破産者 佐々木喜貴

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第75号

岩手県陸前高田市広田町字田端110番地1
市営住宅田端団地203号
破産者 佐藤 純

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第76号

岩手県一関市鶴が丘19番地28
破産者 登嶋 法子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第1077号

仙台市若林区若林5丁目8番33-307号、従前の住所仙台市若林区若林4丁目2番17-304号
破産者 鈴木 亮太

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1183号

仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目16番地 鶴ヶ谷
第二市営住宅9A1棟110
破産者 市川 和男

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1194号

仙台市泉区松森字岡本前27番地 ケアハウス
松森の郷
破産者 安田 國夫

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1214号

仙台市若林区若林1丁目6番9-1号 メゾン千代202
破産者 菊池 清香(旧姓高橋)

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第92号

宮城県柴田郡大河原町字新南18番地1 グリーンパーク103号

破産者 佐藤 正彦

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第36号

宮城県気仙沼市古町3丁目3番10号 市営気仙沼駅前住宅1-605
破産者 菅野 久栄

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(フ)第37号

宮城県本吉郡南三陸町歌津字北の沢66番地3
町営名足復興住宅A棟205号、旧住所宮城県仙台市青葉区五橋2丁目10番25-503号
破産者 阿部 京介

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(フ)第140号

福島市南沢又字上並松33番地の9コーポSA
WA201
破産者 松本 大介

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第157号

福島市泉字清水が丘7番地
破産者 村上まゆみ

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第254号

茨城県土浦市霞ヶ岡町12番1-102号 市営霞ヶ岡第2住宅3号棟
破産者 鈴木 裕行

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第255号

茨城県土浦市霞ヶ岡町12番1-102号 市営霞ヶ岡第2住宅3号棟
破産者 鈴木 智子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第1363号

東京都小金井市本町1丁目15番20号
破産者 石川 清美

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1482号

東京都府中市宮町1丁目11番地の4イプセ府中1301
破産者 高橋 淳一

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1683号

東京都立川市一番町1丁目34番地の8ワコーレ立川一番町305号
破産者 植木 志芳

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1764号

東京都福城市平尾3丁目1番地の1平尾住宅5棟206号
破産者 津留崎正勝

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1768号

東京都町田市森野1丁目2番623号
破産者 西 晴世

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1790号

東京都町田市南つくし野3丁目9番地16
破産者 卯都木 樹

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1794号

東京都小平市上水新町1丁目18番35-202号
破産者 濱 暁子

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1371号

神奈川県茅ヶ崎市浜須賀2番5-103号
シーサイドハイム
破産者 鶴島 正明

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1520号

横浜市鶴見区駒岡5丁目12番5-4号
破産者 佐々木 蘭

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1540号

横浜市青葉区松風台27番地8 ソレイユ松風201
破産者 吉岡 千鶴

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1870号

横浜市鶴見区北寺尾5丁目6番40号 ボナル201
破産者 片桐カンナ(旧姓西本)

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1880号

横浜市南区中里4丁目19番13号 ミツハウス103
破産者 渡辺 敏光

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1883号	横浜市青葉区美しが丘西1丁目11番地28 破産者 青木 希実 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1886号	神奈川県茅ヶ崎市萩園3139番地10 破産者 油布さやか 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1954号	横浜市港北区樽町4丁目8番7号 グリーンレジデンス綱島201 破産者 宮口奈々香 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2003号	横浜市港南区上永谷3丁目19番17号 破産者 内田 麗雅 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2125号	横浜市栄区飯島町1770番地4 メゾン飯島111号 破産者 菊地 哲康 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2129号	横浜市青葉区新石川2丁目14番地1 ソーシャルコートたまプラーザ103 破産者 谷川 雪乃(旧姓岩崎) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2199号	神奈川県茅ヶ崎市小和田3丁目7番1号 サンハイム湘南102号室 破産者 高橋 瞳 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2215号	横浜市旭区左近山16番地7 左近山団地1街区9棟401号 破産者 富山 美保 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2249号	横浜市泉区白百合1丁目14番8-202号 破産者 金久保 遥 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2251号	横浜市金沢区大道1丁目11番7号 グリーンハイツ長島A 201号 破産者 日高 祐二 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2256号	横浜市栄区元大橋2丁目10番15号 ハウス21B102 破産者 江夏 照美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2259号	横浜市中区本郷町3丁目98番地2 セラフィーユ弐番館102 破産者 島津 光希 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2263号	横浜市旭区川島町2066番地59 シャンス102 破産者 寸為 善治 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2273号	横浜市中区錦町5番地 本牧ポートハイツ5号棟303号室 破産者 鈴木 昌紀 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2281号	横浜市港北区菊名6丁目21番7-103A号 破産者 相場美恵子(旧姓行天) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2284号	横浜市瀬谷区相沢5丁目8番地1 ハイツ柏木101号 破産者 梅崎 祐 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2304号	横浜市南区吉野町5丁目22番地16 メゾン和田601 破産者 田村 良方 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2312号	横浜市中区寿町3丁目10番地7 信明荘303号室 破産者 川原 久志 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2313号	横浜市金沢区富岡西2丁目3番3号 ハイツ大胡101 破産者 河内 敬則 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2316号	横浜市栄区小菅ケ谷2丁目44番43号 破産者 清川 益昌 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2320号	横浜市磯子区洋光台3丁目37番48号 プラザ・ドゥ・ジュリアン206号 破産者 山崎 公輝 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2339号	横浜市戸塚区上倉田町346番地1 ボナール戸塚506号 破産者 佐高 保 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2345号	横浜市鶴見区馬場3丁目2番15号 ハイツ正喜201 破産者 曾根亞紀子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2346号	神奈川県大和市桜森3丁目14番14号 コンフォートグラン203 破産者 石原 美里 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2351号	横浜市青葉区桜台23番地25 破産者 登 正道 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2363号	横浜市中区花咲町1丁目46番地1 GSプラザ桜木町1006号室 破産者 東田千寿こと 鄭 千壽(CHUNG CHON SOO) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2375号	神奈川県藤沢市大庭5055番地の10 湘南西部2-1-143 破産者 松川 久美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2389号	横浜市港北区樽町3丁目3番6号 ラシーネ ONE PARK PLACE III 103 破産者 井内 彩乃 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2468号
横浜市保土ヶ谷区権太坂1丁目20番18号 ハイツリブラン203号
破産者 大野 優
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2491号
横浜市港北区大倉山7丁目11番1-101号
破産者 赤根 彩斗
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2525号
横浜市中区伊勢佐木町6丁目143番地3
ポートシティ伊勢佐木町403号室
破産者 根来健太郎
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2544号
神奈川県綾瀬市寺尾2丁目22番10号 ウッドコート202
破産者 三浦 克美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2545号
神奈川県綾瀬市寺尾2丁目22番10号 ウッドコート202
破産者 高津みゆき(旧姓矢部)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2596号
横浜市中区松影町4丁目14番地10 G-2ビル403号室
破産者 正岡 寛章
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第599号
相模原市中央区横山4丁目5番5-201号
破産者 松本 京子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第128号
新潟県新発田市新栄町3丁目5番10号 A棟203
破産者 田辺 孟
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第99号
長野県上田市上田原867番地1市住177号
破産者 島川 明徳(旧姓上原)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第180号
長野県松本市大字内田80番地10 サンビレッジ小池B101
破産者 坂本 宣昭(旧姓堀内)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第62号
長野県伊那市御園1289番地2 3号
破産者 加藤美紗紀
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第572号
静岡市葵区桜町2丁目4番47-15号
破産者 今村 真衣
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第627号
静岡市駿河区丸子1丁目6番92-3号
破産者 田中 行彦
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第333号
静岡県磐田市福田3110番地 アベニューT S S-107号室
破産者 杉山 友理
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第369号
静岡県浜松市中央区神ヶ谷町5124番地の7
破産者 新村明日香
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第378号
静岡県浜松市中央区西鴨江町9番地の1
ムーヴライブリィ304号室
破産者 山本 剛士
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第382号
静岡県湖西市古見177番地、前住所愛知県豊橋市菰口町2丁目16番地1 ビオス菰口601
破産者 牧野 裕行
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第388号
静岡県浜松市浜名区平口5422番地
破産者 小松 健人
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第391号
静岡県浜松市中央区鴨江3丁目4番3号 慈照園、前住所静岡県浜松市中央区小池町60番地 鷺の宮団地 松1-202
破産者 山内 英彦
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第393号
静岡県湖西市新所原2丁目8番8号 石倉ハイム102
破産者 渡会 伸治
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第395号
静岡県浜松市中央区十軒町83番地の3 ウィスティリアひぐま902
破産者 竹林 玲奈
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第245号
愛知県一宮市奥町字丁田43番地2 インサイドI 203号
破産者 山口 正義
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第273号
愛知県一宮市富田字竹橋14番地 竹橋団地A棟3号
破産者 植村 成人
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第268号
愛知県豊橋市南牛川1丁目20番地8 サニーヒル鷹丘A106
破産者 外山 有彩
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第275号
愛知県豊川市美園1丁目12番地27
破産者 小柳 裕二
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第138号
三重県鈴鹿市道伯1丁目13番9号 パステル麻生202
破産者 勝尾 道明
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第205号
三重県津市久居明神町1350番地
破産者 垣野 智美(旧姓濱川)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第265号
三重県四日市市川島町7368番地 マノワール白山202
破産者 長島由美恵
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第266号
 三重県四日市市西松本町25番18号 VIP—I
 IN太平洋サウスヒルズ206
 破産者 岩切 政信
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第71号
 三重県伊勢市岩渕3丁目7番6号
 破産者 戸坂建築こと 松山 隆一
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第3839号
 大阪府三島郡島本町桜井3丁目11番3号
 破産者 石井加奈子
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4092号
 大阪府東大阪市長堂3丁目18番19号 エクセルⅠ 202号
 破産者 安倍 千草
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4221号
 大阪府寝屋川市秦町7番26号
 破産者 阿部 仁
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4239号
 大阪市大正区平尾1丁目6番10号 山中文化
 2階12号
 破産者 松永 繁実
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4297号
 大阪府八尾市中田2丁目117番地
 破産者 大島なぎさ
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4334号
 大阪府枚方市上野2丁目9番41-501号
 破産者 瀧本 義人

1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4504号
 大阪市平野区流町1丁目5番7号 流町ハウス 202号
 破産者 山田 博之
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4526号
 大阪市東淀川区相川2丁目23番4-608号、
 前住所宮崎市大塚町乱橋4512番地 県営住宅
 1棟502号
 破産者 日高 大佳
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4538号
 大阪府寝屋川市春日町28番9号、前住所大阪
 府寝屋川市太閤町14番11号
 破産者 根木 貴士
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4569号
 大阪市生野区巽西2丁目4番14-605号
 破産者 中村 直美
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4594号
 大阪府守口市金田町1丁目4番7-603号
 破産者 柳田 貴宏
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4623号
 大阪府大東市三箇5丁目6番10号 ハイツリ
 バーサイド103号
 破産者 藤原 龍美
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4807号
 大阪府東大阪市今米1丁目16番9号 池田ハ
 イツ 301
 破産者 大本 誠也
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4660号
 大阪市西成区千本北2丁目32番19号 カモン
 コート岸里 D07号
 破産者 大城 早織
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4718号
 大阪府門真市末広町35番22号 東口ハイツ
 101
 破産者 川原マスコ
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4742号
 大阪市淀川区野中北2丁目5番15号 グラン
 ヴィア 305号
 破産者 辰巳 周平
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4770号
 大阪市住之江区東加賀屋2丁目16番6号
 破産者 川田鮎こと 宋 鮎子
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4795号
 大阪市西成区橋1丁目3番9号 アメックス
 カジタニ 402号、前住所大阪市住之江区新
 北島7丁目4番46号
 破産者 金子 美樹(旧姓永田)
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4805号
 大阪市西成区花園北2丁目5番12-308号
 破産者 森岡 俊明
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4893号
 大阪府枚方市田口1丁目30番7-25号
 破産者 野村 佳世
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4905号
 大阪府高槻市竹の内町72番1号
 破産者 小坂 浅之
 1 決定年月日 令和7年12月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4906号
大阪府高槻市竹の内町72番1号
破産者 小坂 裕子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4908号
大阪府寝屋川市池田3丁目9番7-303号
破産者 立山 千春
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4950号
大阪市平野区加美正覚寺1丁目19番26号
破産者 澤本 敦美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4954号
大阪府高槻市柱本新町1番B7-104号
破産者 印藤 政春
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4995号
大阪市北区長柄東2丁目3番28-303号、前 住所大阪府東大阪市金岡1丁目21番7号 リ アコート近大南1 204
破産者 仲村 大樹
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5056号
大阪府豊中市本町4丁目2番49号 102号、 前住所大阪府豊中市本町3丁目14番6-103 号
破産者 増岡俊哉ジユウリーデザイニングこと 増岡 俊哉
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5110号
大阪市平野区喜連2丁目7番15-215号
破産者 山田 一

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5181号
大阪市中央区材木町1-1-605、住民票上 の住所大阪市平野区瓜破南1丁目1番36号
破産者 新納蓮太郎
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第63号
兵庫県宍粟市一宮町福知250番地 市営住宅 福知団地3号室
破産者 小鳴 覚
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部
令和7年(フ)第77号
島根県出雲市塩治有原町6丁目11番地 ビ レッジハウス塩治1-105
破産者 山崎 真一
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第523号
岡山市北区奉還町3丁目1番5号 奉還町ア パート102号室、旧住所岡山市北区富田町2 丁目1番3号 シスター富田町マンション 508号室
破産者 高橋 平
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第547号
岡山市東区可知3丁目8番4-206号
破産者 松本美和子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第552号
岡山市北区大安寺南町1丁目8番56号 1 号、旧住所岡山市北区高柳東町4番9号
破産者 藤野 克己
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第48号
広島県庄原市板橋町316番地1 グランコー ト板橋A棟1113号、前住所広島県庄原市七塚 町1457番地
破産者 谷口 直孝
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第222号
広島県福山市永木町4丁目15番78-205号
破産者 篠原 朱美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第44号
岡山市北区下伊福上町15番19号 Z E U S
岡山北 405、旧住所岡山県瀬戸内市長船町 福岡325番地7
破産者 柿本小夜子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第564号
岡山市北区下伊福上町15番19号 Z E U S
岡山北 405、旧住所岡山県瀬戸内市長船町 福岡325番地7
破産者 柿本小夜子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第214号
徳島県徳島市名東町2丁目463番地の11
破産者 犬伏惠美子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第271号
徳島県徳島市上助任町蛭子112番地の3 ガーデンヒルズ助任Ⅰ 302号、旧住所徳島 県徳島市北矢三町3丁目4番17号
破産者 中村 知美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第277号
徳島県徳島市国府町竜王6番地の35 竜王団 地714号
破産者 山根 智子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第295号
香川県高松市由良町418番地3 クレイドル 3-4号
破産者 坂上 和雄
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部
令和7年(フ)第336号
香川県高松市香西東町569番地1 ドエル香 西305
破産者 堀内 八起
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部
令和7年(フ)第210号
愛媛県松山市高浜町5丁目1504番地26
破産者 魚住 洋子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第244号
愛媛県松山市土居田町310番地6
破産者 廣木 綾乃
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第267号	愛媛県松山市土居田町492番地1 エクセレンス土居田310号 破産者 山岸 弘一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第306号	愛媛県松山市和泉南5丁目1番19号 コーポあるかす201号 破産者 高平 広子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第56号	愛媛県新居浜市垣生6丁目15番45号 破産者 佐伯萌新佳 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第110号	愛媛県新居浜市松の木町4番42号 破産者 寺坂麻記子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第53号	愛媛県今治市南日吉町2丁目1番5号 南日吉団地 409号、前住所愛媛県今治市伯方町木浦甲3289番地8、前々住所香川県高松市松縄町48番地8 ロゼ松縄401 破産者 竹上ももか 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所今治支部
令和7年(フ)第55号	愛媛県今治市菊間町浜1453番地1 ケアハウス ラ・ファミーウ 322号室、住民票上の住所及び前住所愛媛県今治市片原町4丁目甲1319番地1 破産者 松田 和弘 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第141号	佐賀市三瀬村藤原2520番地 破産者 畠江 千晴 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第298号	佐賀県鳥栖市田代外町511番地1 カーサ・ドマーニA201 破産者 平山 美紀 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第302号	佐賀市神野西3丁目15番28号 グランドール神野301 破産者 梅木 浩範 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第303号	佐賀市本庄町大字本庄462番地4、前住所佐賀市鍋島2丁目3番27-306号 セントラル鍋島 破産者 藤崎 理恵 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第310号	佐賀市本庄町大字本庄958番地1 アカデミックシブヤ302 破産者 鶴 美穂子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第315号	佐賀県小城市小城町松尾4417番地 大成園、前住所佐賀県小城市牛津町乙柳988番地2 破産者 池田 富子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第121号	佐賀県武雄市武雄町大字武雄6707番地1 クルトピア砥石川301号 破産者 桑原 昭三
1 決定年月日 令和7年12月24日	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(フ)第390号	大分県臼杵市野津町大字都原735番地 破産者 生田 文香 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第417号	大分市末広町2丁目6番17号 朝日プラザ末広1802 破産者 篠田 省吾 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第98号	宮崎県都城市金田町1991番地 リアンエスペランサ110 破産者 坂元 琴音 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第113号	宮崎県都城市山田町中霧島2914番地1 破産者 入倉 和久(旧姓山本) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(再イ)第51号	東京都立川市高松町3丁目32番26号 再生債務者 猿渡 友美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第10号	長崎県北松浦郡佐々町口石免1340番地 末永団地 F棟303号 再生債務者 川野 重信
令和5年(再イ)第257号	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年(再イ)第133号	横浜市磯子区洋光台4丁目36番4号 再生債務者 佐々木善文 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第57号	横浜市都筑区平台1番25-403号 再生債務者 中村 隆弘 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第123号	兵庫県加古川市加古川町稻屋222番地の7 再生債務者 加藤 弘美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第120号	神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2丁目39番20号 再生債務者 影山 伸一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第15号 長崎県佐世保市江迎町北平15番地1 フォレ ストフェアリーⅢ201 再生債務者 河野 麗里	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年（再イ）第107号 神奈川県藤沢市大鋸1193番地9 再生債務者 奥山 巍	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第29号 福井県坂井市春江町中筋第26号8番地 再生債務者 齊藤 晃範	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第114号 神奈川県藤沢市善行1丁目20番地の5 ラ フィネ藤沢403号室 再生債務者 崎迫 勇太	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第35号 群馬県前橋市高井町1丁目4番地10 再生債務者 星子マルセロこと HOSHIK O MARCELO	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月24日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第4号 新潟県燕市南7丁目14番14-1号 再生債務者 山田 淳史
令和6年（再イ）第219号 埼玉県白岡市篠津1990番地3 再生債務者 齊藤真由美	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月24日 新潟地方裁判所三条支部
令和7年（再イ）第27号 山梨県中央市東花輪691番地 再生債務者 田中 良樹	令和7年（再イ）第27号 山梨県中央市東花輪691番地 再生債務者 田中 良樹
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第108号 埼玉県さいたま市緑区大字中尾666番地28 再生債務者 小林 里和	令和7年（再イ）第108号 埼玉県さいたま市緑区大字中尾666番地28 再生債務者 小林 里和
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第149号 埼玉県朝霞市岡3丁目1番21-207号 再生債務者 駒井 大樹	令和7年（再イ）第149号 埼玉県朝霞市岡3丁目1番21-207号 再生債務者 駒井 大樹
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第141号 横浜市港北区高田西2丁目10番24号 アーバ ンU201 再生債務者 片岡 晃	令和7年（再イ）第141号 横浜市港北区高田西2丁目10番24号 アーバ ンU201 再生債務者 片岡 晃
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月24日 大津地方裁判所民事部再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第8号 宮崎県日向市鶴町3丁目101番地 原マン ション202 再生債務者 山崎 義彦	令和7年（再イ）第8号 宮崎県日向市鶴町3丁目101番地 原マン ション202 再生債務者 山崎 義彦
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 青森地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第1号 川崎市中原区北谷町33番地5 再生債務者 川合遼太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第28号 相模原市南区桜台18番14号 セリシール相模原B212 再生債務者 氏 佐江（旧姓青木） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（再イ）第39号 相模原市南区相模台3丁目12番18号 再生債務者 有野 大輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（再イ）第23号 山梨県山梨市小原西1111番地9 再生債務者 深沢 茂雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第15号 岐阜県中津川市駒場777番地の11 再生債務者 山下真由美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（再イ）第206号 名古屋市西区八筋町418番地の1 第2シャトーブレドパーク505号 再生債務者 加藤 義規 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月23日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再イ）第9号 山形県酒田市広野字末広95番地の43 再生債務者 石黒 秀樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第36号 大津市坂本1丁目12番67号 再生債務者 優瑛こと 倉本 仁 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第16号 長野市上野2丁目1165番地 再生債務者 落合みはる 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第196号 名古屋市東区出来町2丁目5番6号 アヴァンセM201号 再生債務者 諸正 大 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第236号 名古屋市守山区小幡太田1番8号 アーバンラフレ小幡7号棟103号 再生債務者 前之園浩介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年（再イ）第15号 山形県南陽市郡山1029番地の31 再生債務者 稲村 訓（旧姓梅津） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年（再イ）第26号

静岡県駿東郡長泉町下土狩1092番地の4
再生債務者 下山 智則

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（再イ）第66号

愛知県高浜市二池町2丁目2番地20

再生債務者 佐々木 太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第22号

愛媛県松山市紅葉町7番49-2号

再生債務者 木下 勝徳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年12月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月24日 松山地方裁判所民事部

公示送達

上藤俊一氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第3項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した令和8年1月15日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会2025年（コシ）第199号事案の決定通知及び決定書謄本

令和8年1月15日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和8年1月15日 北海道教育委員会

1 失効した免許状

氏名 栢野 啓輔 本籍地 栃木県
免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

- ① 小学校教諭2種免許状、令1小2第18号、北海道教育委員会、令和元年9月6日
 - ② 中学校教諭1種免許状、技術、平18中1種第2134号、埼玉県教育委員会、平成19年3月31日
 - ③ 高等学校教諭1種免許状、工業、平18高1種第2438号、埼玉県教育委員会、平成19年3月31日
 - ④ 特別支援学校教諭2種免許状、知的障害者・肢体不自由者・病弱者、令1特支2第120号、北海道教育委員会、令和元年9月6日
- 2 失効年月日 令和7年12月18日
 - 3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別女性、胎齢推定22週の胎児

上記の者は、令和7年10月29日午前1時30分頃、東京都渋谷区元代々木町44番23号の解体工事現場にて発見されたもので、死亡日は昭和40年頃と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は当区福祉部地域福祉課までお申し出ください。

令和8年1月15日

東京都 渋谷区長 長谷部 健

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、胎齢推定4ヶ月未満の胎児

上記の者は、令和7年10月29日午前1時30分頃、東京都渋谷区元代々木町44番23号の解体工事現場にて発見されたもので、死亡日は昭和40年頃と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は当区福祉部地域福祉課までお申し出ください。

令和8年1月15日

東京都 渋谷区長 長谷部 健

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、胎齢推定4ヶ月未満の胎児

上記の者は、令和7年10月29日午前1時30分頃、東京都渋谷区元代々木町44番23号の解体工事現場にて発見されたもので、死亡日は昭和40年頃と推

定されます。遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は当区福祉部地域福祉課までお申し出ください。

令和8年1月15日

東京都 渋谷区長 長谷部 健

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定70から80歳代、身長165cm、頭毛白髪、前頭部から頭頂部まで禿げ、鼻下に白髪、やせ型

令和7年11月11日午前8時45分頃、静岡県熱海市和田浜南町1694番地の32先、熱海港防波堤灯台から真方位122度、2,110メートル付近海上（発見）にて頭部を略北西に向かって、うつ伏せ状態で漂流していたもの。

死者は、緑色ジャンパー、紺色ペスト、黒色長袖シャツ、黒色Tシャツ、紺色ジーンズ、茶色のベルト、黒色靴下、プレスレット、導尿カテーテル、紙オムツを着用していたが、人定事項等を明らかにする身分証明書を携行しておらず、未だ身元が不明である。

身元引受人がいないため遺体は火葬に付し、本市納骨堂にて保管しておりますので、心当たりの方は本市福祉事務所社会福祉課までお申し出ください。

令和8年1月15日

静岡県 热海市長 齊藤 栄

農業協同組合法第64条の2及び法第73条第4項で準用する法第64条の2の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合又は農事組合法人があって、本日現在において、当該農業協同組合又は当該農事組合法人にに関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合又は当該農事組合法人が本日から2箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合又は当該農事組合法人にに関する登記がされないときは、当該農業協同組合又は当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和8年1月15日

群馬県知事 山本 一太

記

久留馬村牧野農業協同組合

群馬県高崎市高浜町924番地

東村高戸谷牧野農業協同組合

群馬県沼田市利根町高戸谷439番地

佐山牧野農業協同組合

群馬県沼田市佐山町1595番地

下古牧野農業協同組合

群馬県沼田市白沢町下古語父783番地

川場村萩室第1牧野農業協同組合

群馬県利根郡川場村大字萩室748番地

川場村萩室第二牧野農業協同組合

群馬県利根郡川場村大字萩室748番地

水上町小仁田牧野農業協同組合

群馬県利根郡みなかみ町小仁田386番地

水上町綱子牧野農業協同組合

群馬県利根郡みなかみ町綱子58番地

農事組合法人前橋東部柑橘組合

群馬県前橋市富田町1402番地1

農事組合法人四方木藤田牧野組合

群馬県渋川市小野子3657番地2

農事組合法人広馬場稚蚕共同飼育組合

群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1901番地の6

農事組合法人群馬新茸生産組合

群馬県高崎市上小鳥町156番地1

農事組合法人新里松原峰水耕組合

群馬県桐生市新里町武井607番地1

農事組合法人アイオワファーム

群馬県太田市新田上江田町1124番地1

日向農事組合法人

群馬県館林市日向町267番地

正儀内西農事組合法人

群馬県館林市大島町5429番地

中野農事組合法人

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4901番地

下三林農事組合法人

群馬県館林市下三林町1388番地の6

農事組合法人平出椎茸生産組合

群馬県沼田市白沢町平出字前大反243番地

農事組合法人いはる生産組合

群馬県利根郡みなかみ町須川834番地

農事組合法人大原育苗組合

群馬県沼田市利根町大原54番地

会社その他の公告**解散公告**

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

札幌市中央区南一条西二十三丁目一番三三号
ノースウインメディア株式会社
代表清算人 中井 朗友

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

札幌市中央区北一条西十八丁目一番五二号
市田ビル
代表清算人 永見 達郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日の株主総会決議で解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年一月十五日

岩手県二戸市福岡字落久保二五番地

株式会社佐善商店
代表清算人 佐藤 善隆

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

仙台市若林区沖野七丁目四番一一号

日本電材株式会社
代表清算人 遠藤 芳隆

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

仙台市宮城野区福室一丁目七番六一號ル
ミナスTOKA II二〇七号
株式会社石川不動産販売
代表清算人 石川美樹子

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

栃木県足利市大沼田町五〇五番地一
株式会社笑福
代表清算人 大川 一夫

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

栃木県日光市小百七一三一
合同会社nekko
代表清算人 吉田 貴光

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県川口市中青木三一〇一三三一七号
合同会社宇洋商事
代表清算人 陳 兵

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県幸手市中四丁目九番一八号
株式会社J
代表清算人 元田 蛍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目四番一〇一七〇六号
TT C 株式会社
代表清算人 宇津野優子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県深谷市大字南入曽一一五八番地一四
一般社団法人移住ライフネット
代表清算人 宮川 博行

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県市原市五井西六丁目三八番地二〇
有限会社さとう動物病院
清算人 佐藤 里香

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県市原市五井西六丁目三八番地二〇
有限会社工ジプグローバル
清算人 小泉 多恵

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県市原市五井西六丁目三八番地二〇
清算人 佐藤 里香

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区日本橋三丁目一二番二号
株式会社A Sサービス
代表清算人 高田 正芳

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都江戸川区西小松川町一五番一六号
有限会社江機製作所
清算人 川島 伴子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都千代田区神田三崎町二丁目一〇番一
一号（Pegビル）五A一四号室
POLYIMAGE 合同会社

清算人 江 沐函

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号
合同会社Le Va

清算人 中村 亜泰

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号黒七
ントラルスクエア一五階

一般社団法人ちくさ
代表清算人 河原 正幸

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都品川区豊町一丁目一番一三号
鮮明堂印刷株式会社

代表清算人 藤井 清三

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区円山町五番五号Navi渋谷
V三階 株式会社日本予防歯科医学研究所
代表清算人 角田 道彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都町田市南成瀬七丁目一四番地一三
有限会社フエリックス

清算人 町田 泰子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号黒七
ントラルスクエア一五階

一般社団法人ちくさ
代表清算人 河原 正幸

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号
楽天モバイルインフラソリューション株式会社

代表清算人 大前 悠美

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野
ビル二階

代表清算人 井上 健士

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野
ビル二階

代表清算人 井上 健士

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都豊島区東池袋一―三四一五いちご東
池袋ビル六階 合同会社Nameless

代表清算人 木村 恭平

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエ
ラ銀座ビル四階 一般社団法人SAP1
代表清算人 丸尾 知弘

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号
JSFP Elevator株式会社
代表清算人 山口 亮

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野
ビル二階

代表清算人 井上 健士

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都豊島区東池袋一―三四一五いちご東
池袋ビル六階 合同会社Nameless

代表清算人 木村 恭平

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエ
ラ銀座ビル四階 一般社団法人SAP1
代表清算人 丸尾 知弘

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都江東区潮見二丁目四番一九号
シグマ印刷株式会社
代表清算人 島村 信彦

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都江東区潮見二丁目二八番一七号
スマートマティックジャパン株式会社
代表清算人 松元 雅彦

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都目黒区祐天寺二丁目一三番四号
株式会社ワングランピング
代表清算人 田邊 大樹

代表清算人 木村 恭平

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福井市花堂中二丁目一九番五号

花堂石油株式会社
代表清算人 佐山 誠

解散公告

当社は、令和七年十二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県浜松市中央区連尺町三一四番地の三六
有限公司税理士会館
清算人 菅沼 雅也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県裾野市須山二三五番地の二九三六
一 社団法人Youngsters on the Air Japan
代表清算人 櫻井三穂子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

愛知県知多郡南知多町大字内海字小棚一四
九番地の一 株式会社佐宗

代表清算人 佐宗 正美

解散公告

当社は、令和七年十二月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

滋賀県草津市西渋川一丁目三番二〇号
株式会社H&M
代表清算人 行岡莊太郎

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

京都府福知山市厚中町四九番地
特定非営利活動法人みらい学園
清算人 大槻あけみ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

京都府福知山市厚中町四九番地
特定非営利活動法人みらい学園
清算人 大槻あけみ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県裾野市須山二三五番地の二九三六
一 社団法人Youngsters on the Air Japan
代表清算人 櫻井三穂子

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市城東区永田一丁目二番八号
株式会社歌川トータルサービス
代表清算人 歌川 良洋

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市城東区永田一丁目二番八号
株式会社歌川トータルサービス
代表清算人 歌川 良洋

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

京都府福知山市厚中町四九番地
特定非営利活動法人みらい学園
清算人 大槻あけみ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県裾野市須山二三五番地の二九三六
一 社団法人Youngsters on the Air Japan
代表清算人 櫻井三穂子

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県相生市垣内町七番二八号
有限会社松元モータース
清算人 松元 瞳巧

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県相生市垣内町七番二八号
有限会社松元モータース
清算人 松元 瞳巧

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県相生市垣内町七番二八号
有限会社松元モータース
清算人 松元 瞳巧

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県裾野市須山二三五番地の二九三六
一 社団法人Youngsters on the Air Japan
代表清算人 櫻井三穂子

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘六丁目一四番二
五号 株式会社コムテクス
代表清算人 喜多 優美

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘六丁目一四番二
五号 株式会社コムテクス
代表清算人 喜多 優美

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

鳥取県米子市上福原五丁目一三番六号

一般社団法人ハッピージエネレーション

清算人 森兼 尚子

解散公告

当法人は、令和七年九月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

島根県出雲市平田町九五一番三二号

特定非営利活動法人島根県介護事業運営

研究会 代表清算人 太田 満保

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年十二月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

島根県邑智郡美郷町長藤一〇〇番地一

認可地縁団体 美郷町魚切谷自治会

清算人 大林 康成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

島根県浜田市朝日町一一三番地六

株式会社平和商会

代表清算人 武田 章子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

岡山県笠岡市五番町五番地の三五

林電設株式会社

代表清算人 林 信之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

岡山市北区表町二丁目七番二八号

特定非営利活動法人KIZUNA

清算人 川上 由夫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

山口県下松市瑞穂町一丁目一番二号

有限会社シズマスタジオ

清算人 静間 義孝

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡市博多区吉塚一丁目四番一〇号ジャン

ティ一三〇一一〇四号室

清算人 金 艶

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

鹿児島市紫原五丁目五六番一六号

株式会社恵々企画

代表清算人 上加世田俊

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

合同会社Shala Sana

清算人 庄島 早苗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡県遠賀郡芦屋町山鹿三一一番五九号

有限会社アイワ

清算人 福山 淳一

解散公告

当社は令和七年十二月二十六日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

山口県下松市瑞穂町一丁目一番二号

有限会社シズマスタジオ

清算人 静間 義孝

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

宮崎県延岡市北川町川内名一〇三五八番地一〇

有限会社祝子川温泉美人の湯

清算人 夏田 正昭

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡市博多区吉塚一丁目四番一〇号ジャン

ティ一三〇一一〇四号室

清算人 上野 愛子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

医療法人社団慶劔会

清算人 村上 幸子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月二十二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都杉並区高円寺北四丁目二九番二号

秀和高円寺レジデンス二二一号室

清算人 村上 幸子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福井県坂井市丸岡町谷町二丁目二五番地

本願寺円陵教堂

清算人 松本 隆英

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月二十二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市城東区古市二丁目三番二五号

医療法人上野外科

清算人 上野 愛子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県三木市志染町中自由が丘二丁目五六番地

○番地

医療法人社団かわい子どもクリニック 清算人 河合美奈子

解散公告（第三回）

当法人は、高知県知事の認可により、令和七年十二月五日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一二番二号 医療法人土佐楠目会 清算人 楠目 修

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十四日開催の定時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十五日

福岡県八女市黒木町笠原七四五八番地四農事組合法人八女茶工房笠原

清算人 浅田 義博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道士別市大通東八丁目四一番地二、最後の住所北海道上川郡剣淵町仲町四番一一六号 被相続人 死 竹田 進

被相続人 死 竹田 進

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十五日

主たる事務所北海道旭川市九条通七丁目二四八三番地六 熊谷ビル三階

従たる事務所北海道名寄市西六条南十丁目二番地一四 スキビル一階

相続財産清算人 弁護士法人道北法律事務所 ン土手町二階一号 鍋嶋法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県弘前市大字狼森字天王一番地一

相続財産清算人 弁護士 鍋嶋 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岩手県八幡平市大更第一九地割六番地一

相続財産清算人 弁護士 鍋嶋 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岩手県八幡平市大更第一九地割六番地一

相続財産清算人 弁護士 鍋嶋 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岩手県弘前市大字百石町三二番地九 エム

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平三番地一、最後の住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字上町二二番地八

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平三番地一、最後の住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字上町二二番地八

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県弘前市太平寺字附屋敷四番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍福島県福島市太平寺字附屋敷四番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍福島県福島市仁井田字龍神前二番地の一 福島恵風園

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十五日

青森県弘前市大字土手町九〇番地四 プラ

相続財産清算人 弁護士 鍋嶋 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岩手県牛久市さくら台一丁目六九番地一

相続財産清算人 弁護士 鍋嶋 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岩手県八幡平市大更第一九地割六番地一

相続財産清算人 弁護士 鍋嶋 正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍岩手県弘前市大字百石町三二番地九 エム

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平三番地一、最後の住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字上町二二番地八

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平三番地一、最後の住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字上町二二番地八

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県弘前市太平寺字附屋敷四番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍福島県福島市太平寺字附屋敷四番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍福島県福島市仁井田字龍神前二番地の一 福島恵風園

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十五日

茨城県猿島郡五霞町原宿台三丁目一二番地二三

相続財産清算人 司法書士 久松 伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県牛久市さくら台一丁目六九番地一

相続財産清算人 司法書士 久松 伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県牛久市さくら台一丁目六九番地一

相続財産清算人 司法書士 久松 伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県龍ヶ崎市四四三三番地黒田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒田 綾香

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県龍ヶ崎市四四三三番地黒田法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県龍ヶ崎市四四三三番地黒田法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県龍ヶ崎市四四三三番地黒田法律事務所

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

青森県八戸市十三日町一ヴィアノヴァ六階

弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 龍介

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍青森県平川市町居山元一二九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

青森県八戸市十三日町一ヴィアノヴァ六階

弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 龍介

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

青森県八戸市十三日町一ヴィアノヴァ六階

弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 龍介

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍茨城県筑西市東櫻生四〇九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新井 俊子

令和八年一月十五日

福島県福島市五老内町六番九号 弁護士法

第9期決算公告

令和8年1月15日 東京都港区芝公園二丁目3番6号5階
ドクターズ株式会社
代表取締役 柳川 貴雄

貸借対照表の要旨 (令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	573,739	流动負債	239,068
固定資産	1,245,754	固定負債	174,875
		株主資本	1,404,783
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	2,438,985
		その他資本剰余金	1,399,792
		利益剰余金	1,039,192
		その他利益剰余金	△1,134,201
		(うち当期純損失)	△1,134,201
		新株予約権	(466,287)
資産合計	1,819,493	負債・純資産合計	1,819,493

第68期決算公告

2026年1月15日 広島市西区観音新町四丁目10-97-21
株式会社モルテン
代表取締役社長 最高経営責任者 民秋 清史

貸借対照表の要旨 (2025年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	17,425,789
固定資産	27,290,710
	流动負債
	固定負債
	株主資本
	資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
合計	44,716,500
	合計
	44,716,500

第17期決算公告 令和8年1月15日

埼玉県川越市下赤坂736番地2

杉並紙業株式会社

代表取締役 山崎 康成

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	34,324
流動資産	10
固定資産	
合計	34,334
負純資産及び部	
流動負債	32,996
株主資本金	1,338
資本剰余金	1,000
利益剰余金	338
その他利益剰余金	338
(うち当期純利益)	(566)
合計	34,334

第9期決算公告

令和8年1月15日

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社アセツ・パートナーズ

代表取締役 安本 龍司

貸借対照表の要旨 (令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	314,892	流动負債	13,254,654
固定資産	24,800,850	固定負債	12,626,060
		負債合計	25,880,714
		株主資本	△764,972
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	△765,972
		その他利益剰余金	△765,972
		純資産合計	△764,972
資産合計	25,115,742	負債・純資産合計	25,115,742

損益計算書の要旨

(自令和6年7月1日)
(至令和7年6月30日)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	1,239,000
売上総利益	1,239,000
販売費及び一般管理費	294,746
営業利益	944,254
営業外収益	331
営業外費用	851,746
経常利益	92,839
税引前当期純利益	92,839
法人税、住民税及び事業税	16,499
当期純利益	76,341

第19期決算公告 令和8年1月15日

埼玉県川越市下赤坂736番地2

株式会社フォレストコーポレーション

代表取締役 山崎 康成

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	65,310
固定資産	15,833
合計	81,143
負純資産及び部	
流動負債	32,960
株主資本金	36,810
資本剰余金	11,372
利益剰余金	1,000
その他利益剰余金	10,372
(うち当期純利益)	10,372
合計	81,143

第4期決算公告

令和8年1月15日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング4階

Luogo Verde特定目的会社

取締役 山本 祐紀

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債の部
特定資産	流動負債
固定資産	固定負債
その他の資産	負債合計
流動資産	純資産の部
固定資産	
流動資産	社員資本
固定資産	特定資本金
流動資産	優先資本
固定資産	剩余金
流動資産	当期末処理損失
固定資産	純資産合計
合計	9,706,261
	負債・純資産合計
	9,706,261

損益計算書の要旨

(自令和6年10月1日)
(至令和7年9月30日)

(単位:千円)

科目	金額
営業収益	369,511
営業費用	261,625
営業外収益	107,886
営業外費用	784
経常損失	123,793
税引前当期純損失	15,122
法人税、住民税及び事業税	1,068
当期純損失	16,191

第21期決算公告 令和7年12月17日

東京都港区芝大門1丁目2番8号

株式会社フィート

代表取締役 大田 健二

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	
流動資産	173
固定資産	6
合計	179
負純資産及び部	
流動負債	30
固定負債	3
退職給付引当金	3
株主資本金	146
資本剰余金	12
利益剰余金	134
利益準備金	0
その他利益剰余金	134
(うち当期純損失)	(1)
合計	179
負債・純資産合計	

第2期決算公告

令和8年1月15日

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス17階

株式会社AP83

代表取締役 印東 徹

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債の部
流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
合計	負債合計
	純資産の部
	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	△288,364
	純資産合計
合計	41,219,428
	負債・純資産合計
	41,219,428

損益計算書の要旨

(自令和7年8月1日)
(至令和7年9月30日)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	545,990
売上総利益	545,990
販売費及び一般管理費	66,095
営業利益	479,894
営業外収益	45,048
営業外費用	889,721
経常損失	364,778
税引前当期純損失	364,778
法人税、住民税及び事業税	201
調整額	△89,153
当期純損失	275,826

第35期決算公告 令和8年1月15日
北海道富良野市本町8番1号
株式会社大北不動産
代表取締役 荒木 肇

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	68,246
固定資産	741,095
合 計	809,341
負純資産及のび部	
流動負債	21,495
固定負債	574,385
株主資本	213,461
資本利益	50,000
益利潤	163,461
益利潤	12,500
その他の利益	150,961
(うち当期純利益)	(5,246)
合 計	809,341

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を三十六億一千四百二十二万八千七百九円(但し、令和7年12月30日効力発生の株式交換により増加した資本準備金がこの額に満たない場合は、その全額)減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月15日

北海道富良野市本町8番1号

代表取締役 荒木 肇

第36期決算公告 令和7年12月17日
東京都新宿区大久保1丁目1番7号
株式会社シルク・ラボラトリ
代表取締役 大田 健二

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	272
固定資産	33
合 計	305
負純資産及のび部	
流動負債	41
固定負債	18
株主資本	35
資本利益	31
益利潤	229
益利潤	10
その他の利益	219
(うち当期純利益)	2
合 計	217
負債・純資産合計	305

第45期決算公告

令和8年1月15日
秋田県秋田市中通一丁目3番5号
株式会社べにや
代表取締役 辻 繁美

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	19,673
固定資産	2,778
合 計	22,451
負純資産及のび部	
流動負債	9,481
固定負債	33,593
株主資本	△20,623
資本利益	13,000
益利潤	△33,623
その他の利益	△33,623
(うち当期純損失)	(7,024)
合 計	22,451

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百万円減少し一千円とすることにいたしました。
効力発生日は令和8年2月二十八日であり、株主総会の決議は、令和7年十二月十六日終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月15日

秋田県秋田市中通一丁目3番5号

代表取締役 辻 繁美

第10期決算公告 令和8年1月15日
東京都港区北青山二丁目5番8号
トリーバーチ・ジャパン株式会社
代表取締役 エドウアール・マリー・ロッシュ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	4,518,831
固定資産	4,067,364
合 計	8,586,195
負純資産及のび部	
流動負債	5,954,461
有形固定資産引当金	137,515
株主資本	47,061
資本利益	255,928
益利潤	2,375,806
その他の利益	100,000
(うち当期純利益)	2,275,806
合 計	(127,645)
負債・純資産合計	8,586,195

第6期決算公告

令和8年1月15日
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号8階
プライムパートナー株式会社
代表取締役 國分 恭兵

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	173,558
固定資産	360,505
緑延資産	3,900
合 計	537,963
負純資産及のび部	
流動負債	147,347
固定負債	322,665
株主資本	67,951
資本利益	50,000
益利潤	17,951
その他の利益	17,951
(うち当期純利益)	(12,744)
負債・純資産合計	537,963

合併公告
当社は、左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。予定した効力発生日は令和八年二月二十一日をもとに合併しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。乙は計算書類の公告義務はありません。

令和8年1月15日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

(甲) プライムパートナー株式会社

代表取締役 夕国分

有町二丁目五番地

新宿区立川市

東京都

八階

八東京

令和八年一月十五日

第5期決算公告 令和8年1月15日
東京都港区芝二丁目1番28号
株式会社立体造形工房
代表取締役 志賀 謙太

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	74,288
固定資産	29,964
合 計	104,252
負純資産及のび部	
流動負債	22,896
株主資本	81,356
資本利益	80,000
益利潤	78,277
その他の資本	78,277
利潤	△76,920
その他の利潤	△76,920
(うち当期純損失)	(24,734)
合 計	104,252

決算公告

令和8年1月15日
新潟県上越市大字四ヶ所294番地18
株式会社嶺村建材工業
代表取締役 嶺村 茂

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	411,065
固定資産	352,707
合 計	763,773
負純資産及のび部	
流動負債	448,229
固定負債	43,437
株主資本	272,106
資本利益	30,000
益利潤	242,106
その他の利益	7,500
(うち当期純利益)	234,606
負債・純資産合計	763,773

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するMIGE R U A s s e t M a n a g e m e n t株式会社(住所新潟県上越市大町三丁目二番九号五八九ビル三F)に対して当社の不動産賃貸管理事業並びに有価証券等及び金融商品等運用管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月15日

新潟県上越市大字四ヶ所二九四番地一八

代表取締役 嶺村 茂

第45期決算公告 令和7年12月15日
山梨県甲府市大手1丁目2番21号
ミドリ安全山梨株式会社
代表取締役 加藤 豊

貸借対照表の要旨(令和7年9月20日現在)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	131,024,949
固定資産	1,410,318
合 計	132,435,267
負純資産及のび部	
流動負債	86,396,426
(うち賞与引当金)	(3,200,000)
株主資本	46,038,841
資本利益	10,000,000
益利潤	36,038,841
その他の資本	2,500,000
利潤	33,538,841
その他の利潤	(33,166,445)
合 計	132,435,267

第71期決算公告

令和8年1月15日
愛知県一宮市浅野字大西裏38
株式会社のいり
代表取締役社長 野杣 晃充

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	915,533
固定資産	4,096,602
合 計	5,012,136
負純 資産 及の び部	
流動負債	430,906
固定負債	1,803,464
主資本	2,777,766
資本利益	20,000
利益剰余金	2,757,766
その他の利益剰余金	5,000
(うち当期純利益)	2,752,766
合 計	5,012,136

第52期決算公告

令和8年1月15日
長野県安曇野市豊科2400番地
株式会社あづみ野開発
代表取締役 内田 信一

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	215,688
固定資産	142,252
合 計	357,940
負純 資産 及の び部	
流動負債	13,296
固定負債	5,486
株主資本	339,157
資本利益	193,000
利益剰余金	146,157
その他の利益剰余金	1,000
(うち当期純損失)	145,157
合 計	357,940

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億三百万円減少し九千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第21期決算公告

令和8年1月15日
大阪市平野区長吉長原東三丁目
1番4-301号

株式会社オーエイケイ
代表取締役 木村 尚子

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	8,137
固定資産	3,072
合 計	11,209
負純 資産 及の び部	
流動負債	205
固定負債	18,750
株主資本	△ 7,745
資本利益	16,000
利益剰余金	△ 23,745
その他利益剰余金	△ 23,745
(うち当期純損失)	(3,573)
合 計	11,209

第55期決算公告

令和8年1月15日
愛知県刈谷市銀座四丁目40番地
株式会社おさだ

代表取締役 長田 達郎

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	24,368,762
固定資産	2,687,163
合 計	27,055,925
負純 資産 及の び部	
流動負債	3,721,039
固定負債	9,261,730
合 計	12,982,769
株主資本	14,073,156
資本利益	10,000,000
利益剰余金	4,073,156
その他利益剰余金	4,073,156
(うち当期純損失)	(5,686,450)
合 計	14,073,156
負債・純資産合計	27,055,925

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第6期決算公告

令和7年11月25日
兵庫県神崎郡神河町上小田881番地146
株式会社MEリゾート播磨
代表取締役 正垣 労

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	302,382
固定資産	113,561
合 計	415,944
負純 資産 及の び部	
流動負債	96,545
固定負債	60,864
株主資本	258,535
資本利益	10,000
利益剰余金	3,000
その他資本剰余金	3,000
利益剰余金	245,535
その他利益剰余金	245,535
(うち当期純利益)	(79,157)
合 計	415,944

第3期決算公告

令和8年1月15日
大阪府箕面市船場西三丁目1番10号
株式会社アモルホールディングス
代表取締役 道林 侑輝

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	14,838
固定資産	1,861,606
合 計	1,876,445
負純 資産 及の び部	
流動負債	4,313
固定負債	2,209,700
株主資本	△337,568
資本利益	10,000
利益剰余金	△347,568
その他利益剰余金	△347,568
(うち当期純利益)	(11,755)
合 計	1,876,445
負債・純資産合計	1,876,445

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を十一億四百八十五万円、資本準備金の額を十一億四百八十五万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

第20期決算公告

令和8年1月15日
広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社ウエストビギン
代表取締役 中村 公俊

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	16,148
固定資産	136
合 計	16,285
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,678
固定負債	10,001
株主資本	3,605
資本利益	300
利益剰余金	3,305
その他資本剰余金	75
利益剰余金	3,230
その他利益剰余金	(1,252)
合 計	16,285

第44期決算公告

令和8年1月15日
岡山県倉敷市真備町川辺206番地1
青江鉄工株式会社
代表取締役 野上 雅史

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	46,342
(うち貸倒引当金)	(△170)
固定資産	24,310
合 計	70,652
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,842
固定負債	47,888
株主資本	15,921
資本利益	12,500
利益剰余金	3,421
その他資本剰余金	2,062
利益剰余金	1,358
その他利益剰余金	(4,672)
合 計	70,652

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七百五十五万円減少し五百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第49期決算公告 令和7年12月1日

千葉県船橋市市場三丁目17番1号

株式会社ツカサ電業

代表取締役 新田一生

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	141,994
	固定資産	15,043
	資産合計	157,037
負純 資 産 及 の び部	流动負債	37,569
	主本資本	119,468
	資本剰余金	10,000
	利益準備金	109,468
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	600 (23,326)
	負債・純資産合計	157,037

第4期決算公告

令和8年1月15日

東京都港区芝大門二丁目1番16号

株式会社TAINER

代表取締役 鈴木耕平

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	294,047
	固定資産	3,053
	資産合計	297,101
負純 資 産 及 の び部	流动負債	100,837
	株主資本	196,263
	資本剰余金	100
	利益準備金	196,163
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	196,163 (161,965)
	負債・純資産合計	297,101

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して、甲は乙にアパレル事業に関する権利義務を承継させて、乙はそれを承継することにいたしましたので公報に掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。乙は確定した最終事業年度は令和8年1月十五日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。乙は確定した最終事業年度は令和8年1月十五日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第9期決算公告 令和8年1月15日

東京都練馬区小竹町二丁目8番8号

変な商社株式会社

代表取締役 許榮周

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,038,738
	固定資産	278,463
	資産合計	1,317,202
負純 資 産 及 の び部	流动負債	223,032
	株主資本	391,783
	資本剰余金	702,386
	利益剰余金	100,000
	その他の資本剰余金	560,550
	利益剰余金	560,550
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	41,836 (1,833)
	負債・純資産合計	1,317,202

第15期決算公告

令和8年1月15日

東京都渋谷区渋谷一丁目16番9号

ブルジョアジー・ジャパン株式会社

代表取締役 廣田直人

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	6,335,073
	固定資産	4,090,196
	資産合計	10,425,269
負純 資 産 及 の び部	流动負債	2,588,291
	株主資本	5,700,000
	資本剰余金	2,136,978
	利益剰余金	20,000,000
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△17,863,022 △17,863,022 (12,041,786)
	負債・純資産合計	10,425,269

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第2期決算公告 令和8年1月15日

東京都練馬区小竹町二丁目8番8号

変な建設株式会社

代表取締役 許榮周

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	20,693
	固定資産	199
	資産合計	20,892
負純 資 産 及 の び部	流动負債	10,453
	株主資本	10,000
	資本剰余金	438
	利益剰余金	1,000
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△561 △561 (549)
	負債・純資産合計	20,892

第73期決算公告

令和8年1月15日

東京都大田区西糀谷四丁目31番15号

三ツ輪金属工業株式会社

代表取締役 堀口浩史

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	369,259
	固定資産	558,468
	資産合計	927,728
負純 資 産 及 の び部	流动負債	5,897
	株主資本	160,198
	資本剰余金	761,632
	利益剰余金	20,000
	その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	741,632 7,660 733,972 (18,276)
	負債・純資産合計	927,728

吸収分割公告
当社(甲)は、吸収分割により三ツ輪金属工業株式会社(乙、住所東京都大田区西糀谷四丁目三番一五号)の花巻工場に係る塗装事業に關する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

左記のとおりです。

第20期決算公告 令和8年1月15日

東京都新宿区馬場下町1番地1

ホームネットカーズ株式会社

代表取締役 江崎真一

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	2,050
	固定資産	2,149
	合計	4,199
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,609
	株主資本	687
	資本剰余金	1,903
	利益剰余金	60
	その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	1 1 1,842 30 1,812 (76)
	合計	4,199

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「商品券」、「松電商品券」、「マツヤ商品券」につきまして令和8年1月14日(水)を持ちましてご利用を終了させて頂き、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実行させて頂きます。申出期間内に申出をお願いいたします。

<払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号>

株式会社デリシア

<払戻しに係る前払式支払手段の種類>

商品券(1,000円、500円)、松電商品券(1,000円、500円)、マツヤ商品券(500円)

<払戻しの申出期間>

2026年1月15日(木)～2026年3月31日(火)各営業所営業時間終了時間迄

郵送での申出の場合は、2026年3月31日(火)消印までが有効となります。

上記の払戻期間を過ぎた場合は、当該払戻から除斥されますので、ご注意願います。

<払戻しの申出方法>

弊社営業所(デリシア・ユーバレット各店舗)での現金引換え及び、ご指定の預金取扱金融機関口座へのお振込み。銀行口座への振込手数料は当社負担です。

<本件に関するお問い合わせ>

〒390-1181 長野県松本市大字今井7155番地28 株式会社デリシア

受付時間(土日、祝日を除く平日午前9時00分から17時00分まで)

令和8年1月15日

第92期決算公告

令和8年1月15日

秋田市土崎港中央三丁目10番17号
株式会社佐川商店
代表取締役 佐川日奈子貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,194	流动負債	816
固定資産	12,860	負債	34,182
		本益準備金	△14,944
		資本	15,000
		資本	297
		資本	297
		資本	△26,541
		資本	6,000
		資本	△32,541
		その他利益	(1,254)
		自己株式	△3,700
資産合計	20,054	負債・純資産合計	20,054

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を二十九万七千九百三十円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月十五日

秋田市土崎港中央三丁目10番17号
株式会社佐川商店
代表取締役 佐川日奈子

第21期決算公告

令和8年1月15日

茨城県守谷市ひがし野1丁目29番地14ワークMKビル1F
ワークスタッフ株式会社
代表取締役 片庭綾子

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	733,742	流动負債	399,287
固定資産	283,560	引当金	3,025
		固定負債	200,694
		株主資本	417,320
		資本	30,000
		資本	37,000
		その他資本	37,000
		利益	350,320
		利益	7,500
		その他利益	342,820
		(うち当期純利益)	(8,463)
資産合計	1,017,302	負債・純資産合計	1,017,302

新設分割公告
 当社は、新設分割により新設する株式会社みらい日本語学校(住所茨城県水戸市元吉田町一〇二九番地七)に対して当社の日本語学校の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十五日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月十五日

茨城県守谷市ひがし野1丁目29番地
ワークMKビル1F
ワークスタッフ株式会社
代表取締役 片庭綾子

第25期決算公告

令和8年1月15日

広島市安芸区矢野西四丁目58番2号
株式会社ファインサポート
代表取締役 児玉 学

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の部	
流動資産	15,358
固定資産	34,770
合 計	50,128
負純資産及び部	
流動負債	1,986
固定資本	34,000
株主資本	14,142
利益	10,000
その他利益	4,142
(うち当期純損失)	4,142
合 計	(122)
	50,128

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
 (乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和8年1月十五日

広島市安芸区矢野西四丁目五八番2号
株式会社ファインサポート
代表取締役 児玉 学

(甲) 有限公司
 (乙) 代表取締役 児玉 学
 イツ
 代表取締役 児玉 民恵

第66期決算公告

令和8年1月15日

名古屋市中村区中村町五丁目50番地
木村商事株式会社
代表取締役 木村 陽一

貸借対照表の要旨 (令和7年8月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,145,110	流动負債	1,642,855
固定資産	998,191	負債	263,538
		本益準備金	1,236,908
		資本	30,000
		資本	854,335
		資本	394,997
		その他資本	459,338
		利益	352,572
		利益	4,080
		その他利益	348,492
		(うち当期純利益)	(11,443)
資産合計	3,143,301	負債・純資産合計	3,143,301

準備金の額の減少公告
 当社は、資本準備金の額を三億九千四百九十九万七千二百十八円減少し、〇円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和8年1月十五日

名古屋市中村区中村町五丁目50番地
木村商事株式会社
代表取締役 木村 陽一

第78期決算公告 令和8年1月15日
東京都千代田区神田神保町2丁目6番
株式会社医学通信社
代表取締役 小野 章

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,611,568
	固定資産 4,320,420
	合計 5,931,988
負純 資産 及の び部	流動負債 72,396
	固定負債 0
	株主資本 5,859,592
	資本剰余金 10,000
	利益剰余金 6,015,592
	(利益準備金) (22,000)
	(その他利益剰余金) (5,993,592)
	(内当期純損失) (423,181)
	自己株式 △166,000
	合計 5,931,988

第19期決算公告 令和8年1月15日
東京都新宿区四谷4-32-8 YKBサンビル6階
湘南ファンド第1号特定目的会社
取締役 矢澤 学

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産 2,190	流动負債 93	その他の資産 51	固定負債 1,943
流動資産 37	合計 2,036	投資その他の資産 13	
社員資本 204		特定優先資本 0	
資本剰余金 105		資本金 99	
当期未処分利益 99		当期純利益 99	
純資産合計 204		負債・純資産合計 2,241	
資産合計 2,241			

損益計算書の要旨(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益 219	
営業費用 114	
営業外収益 104	
営業外費用 0	
税金及び引当金 5	
事業税 99	
法人税 99	
事業税当期純利益 0	
合計 99	

第13期決算公告 令和7年12月15日
東京都港区西新橋一丁目1番1号
株式会社エモーションテック
代表取締役 今西 良光

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 232,347
	固定資産 19,660
	合計 252,007
負純 資産 及の び部	流動負債 293,345
	固定負債 89,210
	株主資本 △130,548
	資本剰余金 100,000
	資本準備金 865,295
	その他資本剰余金 464,984
	利益剰余金 400,311
	△1,095,844
	その他利益剰余金 △1,095,844
	(うち当期純損失) (127,103)
	合計 252,007

第13期決算公告 令和8年1月15日
北海道帯広市西五条南三十四丁目12番地
株式会社いちまるホールディングカンパニー

代表取締役 加藤 祐功

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 171,570
	固定資産 2,294,621
	合計 2,466,192
負純 資産 及の び部	流動負債 527,877
	固定負債 1,035,164
	株主資本 903,150
	資本剰余金 90,000
	資本準備金 1,007,574
	その他資本剰余金 1,007,574
	利益剰余金 △194,424
	その他利益剰余金 △194,424
	(うち当期純利益) (13,324)
	合計 2,466,192

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を十億七百五十七万四千六百四十六円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

北海道帯広市西五条南三十四丁目一二番地
株式会社いちまるホールディングカンパニー
代表取締役 加藤 祐功

決算公告 2026年1月15日
東京都中野区中央五丁目8番1号
株式会社アイメッド
代表取締役 河野 隆一

貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,489,505
	固定資産 388,561
	合計 1,878,605
負純 資産 及の び部	流動負債 840,956
	株主資本 1,037,649
	資本剰余金 100,000
	資本準備金 1,598,937
	その他資本剰余金 849,468
	利益剰余金 749,468
	△661,288
	繰越利益剰余金 △661,288
	(うち当期純利益) (81,916)
	合計 1,878,605

第9期決算公告 令和8年1月15日
秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字鳥屋崎15番地1
株式会社盛

代表取締役 齊藤 宏

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 53,152
	固定資産 46,973
	合計 100,125
負純 資産 及の び部	流動負債 10,855
	固定負債 68,379
	株主資本 20,890
	資本剰余金 12,000
	資本準備金 8,890
	その他資本剰余金 8,890
	(うち当期純利益) (10,983)
	合計 100,125

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百万円減少し一千円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十二月二十日であり、終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字鳥屋崎15番地1
株式会社盛

代表取締役 齊藤 宏

第15期決算公告 令和8年1月15日
茨城県守谷市ひがし野一丁目28番地4
株式会社すず商
代表取締役 鈴木 亨

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,647
	固定資産 26,505
	合計 28,152
負純 資産 及の び部	流動負債 1,434
	固定負債 98,588
	株主資本 △71,870
	資本剰余金 1,000
	資本準備金 △72,870
	その他資本剰余金 △72,870
	(うち当期純損失) (9,876)
	合計 28,152

第8期決算公告 令和8年1月15日
茨城県守谷市ひがし野一丁目28番地4
株式会社すず木

代表取締役 鈴木 亨

科 目	金額
資の 産部	流動資産 52,492
	固定資産 5,733
	合計 59,042
負純 資産 及の び部	流動負債 14,005
	固定負債 36,333
	株主資本 8,704
	資本剰余金 3,000
	資本準備金 5,704
	その他資本剰余金 5,704
	(うち当期純利益) (8,368)
	合計 59,042

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

茨城県守谷市ひがし野一丁目28番地4
(甲) 株式会社すずの木

代表取締役 鈴木 亨

第60期決算公告

令和8年1月15日
千葉市緑区椎名崎町189番地1
西岬観光株式会社
代表取締役 高木 恒明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	162,687 391,153
	合計	553,840
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	100,198 368,197 85,445 5,500 79,945 1,100 78,845 (25,442)
	合計	553,840

第50期決算公告

令和8年1月15日
千葉市美浜区幸町二丁目19番46号
あすか交通株式会社
代表取締役 吉田 平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	317,195 654,102
	合計	971,298
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 利益 及 の び部	202,924 397,963 370,410 19,500 350,910 4,875 346,035 (55,663)
	合計	971,298

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第10期決算公告 令和8年1月15日
東京都江東区辰巳一丁目7番1-713号

株式会社キッサコ
代表取締役 三羽 大介

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 資産合計	37,690
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 負債合計	23,020 19,571 42,592
	株主資本 資本利益 利益 及 の び部	△4,901 10 △4,911 △4,911 (5,742)
	純資産合計	△4,901
	負債・純資産合計	37,690

第12期決算公告 令和8年1月15日

東京都江東区辰巳一丁目7番1-713号
株式会社Kissaco
代表取締役 三羽 大介

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 資産合計	237,455 266,160
	合計	503,616
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 負債合計	20,345 218,511 238,857
	株主資本 資本利益 利益 及 の び部	264,758 9,000 255,758 255,758 (41,309)
	純資産合計	264,758
	負債・純資産合計	503,616

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第18期決算公告 令和8年1月15日
鹿児島県鹿児島市小松原二丁目1番23号**株式会社桜美**

代表取締役 大河内大輔

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	29,501 68,147
	資産合計	97,648
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	18,003 67,926 11,717 1,000 10,717 10,717 (11,099)
	負債・純資産合計	97,648

第26期決算公告 令和8年1月15日
新潟県新潟市秋葉区美幸町三丁目2番25号

株式会社ワールドラボ
代表取締役 松村 博史

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 資産合計	674,647 811,273
	合計	1,485,920
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	520,293 627,549 338,077 49,500 219,582 68,995 2,167 66,828 (45,365)
	負債・純資産合計	1,485,920

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表は左記のとおりです。

第12期決算公告 令和8年1月15日
京都府京田辺市大住大坪59番地2**株式会社DXB**

代表取締役 中村奈緒美

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	175,159 240,523
	資産合計	415,682
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	47,396 242,743 125,543 100 125,443 125,443 (68,486)
	負債・純資産合計	415,682

第12期決算公告 令和8年1月15日

京都府京田辺市大住大坪59番地2

株式会社中村リアルエステート

代表取締役 中村 重夫

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 資産合計	27,419 185,408
	合計	212,828
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	1,795 215,714 △4,681 1,000 △5,681 △5,681 (3,553)
	負債・純資産合計	212,828

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務全部を承継し乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第7期決算公告

令和8年1月15日
埼玉県川口市大字東本郷756番地
日本美容品質株式会社
代表取締役 壬井 英明

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	13,549 12,524
	合計	26,074
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (その他引当金) 固定負債 株主資本 資本利益 益剩余额 その他利益剩余额 (うち当期純損失)	6,253 (50) 250 19,570 5,000 14,570 14,570 (8,548)
	合計	26,074

第21期決算公告

令和8年1月15日
大阪市中央区本町三丁目1番6号
株式会社ピューティクリエイトジャパン
代表取締役 藤井 麻美

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	39,568 1,095
	合計	40,664
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 益剩余额 その他利益剩余额 (うち当期純損失)	11,227 29,437 3,000 26,437 26,437 (3,207)
	合計	40,664

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月十五日

大阪市中央区本町三丁目一番六号
(甲) 株式会社ピューティクリエイ
トジャパン
代表取締役 藤井 麻美

(乙) 日本美容品質株式会社
代表取締役 壬井 英明

第16期決算公告 令和8年1月15日

東京都渋谷区代々木一丁目23番7号

株式会社ジパング

代表取締役 山岸 慶介

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	13,571 666
	合計	14,237
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 益剩余额 その他利益剩余额 (うち当期純損失)	40,494 △26,257 1,000 △27,257 △27,257 (3,628)
	負債・純資産合計	14,237

第27期決算公告 令和8年1月15日

東京都渋谷区神南一丁目11番4号

シーエーシー販売株式会社

代表取締役 山岸 慶介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	44,224 8,041 790
	合計	53,055
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 益剩余额 その他利益剩余额 (うち当期純損失)	14,235 62,617 △23,797 20,000 △36,797 △36,797 (15,447)
	負債・純資産合計	53,055

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月十五日

東京都渋谷区神南一丁目11番4号
(甲) シーエーシー販売株式会社
代表取締役 山岸 慶介

(乙) 株式会社ジパング
代表取締役 山岸 慶介

第3期決算公告

令和8年1月15日
神戸市中央区坂口通七丁目2番17号

株式会社バリューフルーティ

代表取締役 井元 憲生

貸借対照表の要旨

(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	21,156 325
	合計	21,481
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 益剩余额 その他利益剩余额 (うち当期純損失)	42,088 △20,606 10,000 △30,606 △30,606 (20,113)
	合計	21,481

第3期決算公告

令和8年1月15日
神戸市中央区坂口通七丁目2番17号

株式会社バリューリアルエステート

代表取締役 井元 憲生

貸借対照表の要旨

(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	21,523 325
	合計	21,848
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 益剩余额 その他利益剩余额 (うち当期純損失)	41,741 △19,892 10,000 △29,892 △29,892 (17,186)
	合計	21,848

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月十五日

神戸市中央区坂口通七丁目2番17号
(甲) 株式会社バリューリアルエス
トモーション

(乙) 株式会社バリューリアルエス
トモーション

乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	241,051,455 575,452,033
	合計	816,503,488
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減)	56,630,649 1,288,229 198,866,952 218,681,578 58,000,000 283,036,080 (17,651,125)
	合計	816,503,488

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	579,482,058 1,707,156,468
	合計	2,286,638,526
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減)	98,128,756 54,523,081 376,058,088 533,957,799 123,735,720 1,100,235,082 (5,083,659)
	合計	2,286,638,526

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月十五日

兵庫県姫路市飾磨区阿成植木九六〇番地
(甲) 社会福祉法人幸
理事長 金治ゆかり
兵庫県姫路市大津区吉美七八〇番地
(乙) 社会福祉法人敬寿会
理事長 山野 敬祐

第13期決算公告

令和8年1月15日 東京都千代田区神田紺屋町15番地
ClipLine株式会社
 代表取締役 高橋 勇人

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	992	流动負債	295
固定資産	30	固定負債	259
		株主資本	450
		資本剰余金	100
		資本準備金	1,793
		その他資本剰余金	300
		利益剰余金	1,492
		その他利益剰余金	△914
		(うち当期純損失)	△914
		自己株式	(54)
		新株予約権	△528
資産合計	1,023	負債・純資産合計	1,023

2024年12月期決算公告

2026年1月15日 アメリカ合衆国デラウェア州19808、ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251
ロッキーード・マーティン・グローバル・インコーポレーテッド
 日本における代表者 渡部 達郎

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千米ドル)

資産の部		負債合計	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,914,797	流动負債	1,316,102
固定資産	129,641	固定負債	9,047
		負債合計	1,325,149
		株主資本	719,289
		資本金	1,700
		株式払込剰余金	15,000
		利益剰余金	693,800
		その他の包括利益累計額	8,789
		(うち当期純利益)	(99,443)
		純資産合計	719,289
資産合計	2,044,438	負債・純資産合計	2,044,438

第8期決算公告

令和7年12月23日 横浜市西区北幸二丁目15番10号
 横浜エウストサイドビル2階
トライアンフィールドホールディングス株式会社
 代表取締役社長 伊藤 正起

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債・純資産合計	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,447	流动負債	16,372
固定資産	3,978	賞与引当金	6
		固定負債	183
		株主資本	6,870
		資本金	72
		資本剰余金	923
		資本準備金	22
		その他資本剰余金	901
		利益剰余金	5,874
		その他利益剰余金	5,874
		(うち当期純利益)	(4,309)
資産合計	23,426	負債・純資産合計	23,426

第12期決算公告

2026年1月15日 東京都千代田区神田錦町二丁目7番地22
オプティメットホールディングス株式会社
 代表取締役 岩崎 清隆

貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52	流动負債	78
固定資産	108	賞与引当金	2
		役員賞与引当金	1
		固定負債	74
		株主資本	8
		資本金	10
		資本剰余金	68
		その他資本剰余金	68
		利益剰余金	△68
		繰越利益剰余金	△68
		(うち当期純損失)	(24)
		自己株式	△1
資産合計	160	負債・純資産合計	160

第42期決算公告

令和8年1月15日 広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社ウエストエネルギーソリューション
 代表取締役 江頭栄一郎

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債・純資産合計	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52,050	流动負債	20,013
固定資産	41,755	完成工事補償引当金	223
有形固定資産	32,900	固定負債	50,986
無形固定資産	459	負債合計	71,000
投資その他の資産	8,395	株主資本	22,686
		資本金	110
		資本剰余金	1,626
		資本準備金	712
		その他資本剰余金	914
		利益剰余金	20,950
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	20,942
		評価・換算差額等	118
		その他有価証券評価差額金	118
		純資産合計	22,805
資産合計	93,805	負債・純資産合計	93,805

損益計算書の要旨(自令和6年9月1日)至令和7年8月31日)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	39,244	特別利益	0
売上原価	27,656	特別損失	34
売上総利益	11,587	税引前当期純利益	3,749
販売費及び一般管理費	7,340	法人税・住民税及び事業税	1,307
営業利益	4,247	法人税等調整額	△ 367
営業外収益	36	当期純利益	2,809
営業外費用	499		
経常利益	3,784		

第7期決算公告

2026年1月15日 神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境19番地14
オプティメットあいづ株式会社
 代表取締役 岩崎 清隆

貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	37	流动負債	59
固定資産	4	賞与引当金	3
		固定負債	99
		退職給付引当金	1
		株主資本	△117
		資本金	1
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△128
		繰越利益剰余金	△128
		(うち当期純損失)	(48)
資産合計	42	負債・純資産合計	42

第2期決算公告

令和7年12月25日 神戸市西区南別府一丁目1番地の1
株式会社サンシャ
 代表取締役 濱田聰一郎

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	537,824	流动負債	149,751
固定資産	529,667	賞与引当金	8,410
		固定負債	621,034
		退職給付引当金	37,470
		株主資本	296,705
		資本金	40,000
		資本剰余金	266,000
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	265,999
		利益剰余金	△9,294
		その他利益剰余金	△9,294
		(うち当期純利益)	(18,526)
資産合計	1,067,492	負債・純資産合計	1,067,492

第35期決算公告

令和8年1月15日 富山市天正寺1083番地
株式会社アルゴ
代表取締役 牧野 健一
貸借対照表の要旨
(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	181,446
	固定資産	53,170
	合計	234,616
負純 資產 及の び部	流动負債	28,862
	固定負債	52,255
	株主資本	153,499
	資本剰余	10,000
	利息準備	143,499
	その他利益	2,500
	当期純利益	140,999
	(うち当期)	(18,006)
	合計	234,616

第 20 期 決 算 公 告

令和8年1月15日
東京都港区赤坂三丁目1番16号
株式会社ミレニアムパートナーズ
代表取締役 秦 充洋
賃借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在)				(単位:千円)
科 目				金額
資の 産部	流動資産	固定資産	合計	377,313 219,057 596,370
	流動資産	固定資産	合計	78,062 23,400 494,908 53,000 441,908 441,908 (120,909)
負純 資産 及の び部	流動資産	固定資産	合計	78,062 23,400 494,908 53,000 441,908 441,908 (120,909)
	流動資産	固定資産	合計	78,062 23,400 494,908 53,000 441,908 441,908 (120,909)

第19期決算公告

株式会社カルナヘルスサポート
代表取締役 西田 大介
貸借対照表の要旨(令和7年9月20日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	336,927
	固定資産	259,308
	合計	596,235
負純 資 債 産 及 の び部	流动負債	101,032
	賞与引当金	4,196
	固定負債	208,524
	株主資本	286,678
	資本剰余金	51,138
	資本準備金	49,418
	利益剰余金	49,418
	その他利益剰余金	186,121
	(うち当期純利益)	186,121
	合計	(23,366)
	合計	596,235

第 9 期 油 管 先

第9期決算公告
令和8年1月15日
東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社Velocity
代表取締役 池田 剛
貸借対照表の要旨

資本信託戻戻金の要旨		(令和7年9月30日現在) (単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産 合計	14,860 14,860
負純 資本 及の び部	流動資本 株主資本 剰余益 その他の利益 (うち当期純損失)	242 14,618 1,000 13,618 13,618 (507)
	合計	14,860

第 62 期 決 算 公 告

令和8年1月15日

富山県砺波市栄町 6 番27号

代表取締役 内記 正弘

貸借対照表の要旨

科 目					金額
資の 産部	流動資産	固定資産	資本	積立	
	合計				27,614
負債 及び 純資產 の部	流动負債	固定負債	資本	積立	2,687
	賞与引当金				250
	役員賞与引当金				16
	固定負債				826
	退職給付引当金				6
	役員退職慰労引当金				185
	株主資本	資本剰余金	金	金	23,947
	資本	準備金			246
	資本	余剰金			2
	資本	準備金			2
	利益	利益	金	金	23,699
	利益	利益			61
	その他利益	剩余金			23,637
	(うち当期純利益)				(2,171)
	評価	換算差額			153
	その他有価証券評価				153
	差額金				
合計					27,614

第53期決算公告 令和8年1月15日

第33期決算会計
大阪府池田市神田二丁目21番1号
NADIX株式会社
代表取締役 中村 浩
代金引換専用

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)				
科	目	金額(千円)		
資の 産部	流動資産	固定資産	合計	
	合	計	1,547,024	
負純 資産 及の び部	流動負債	定資本	債権本金	338,883
	固定負債	定資本	債権本金	185,510
	資本	余剰資本	債権本金	1,022,630
	資本	準備金	債権本金	60,000
	資本	準備金	債権本金	15,000
	資本	準備金	債権本金	15,000
	利益	準備金	債権本金	947,630
	利益	準備金	債権本金	10,123
	その他利益	準備金	債権本金	937,507
	(うち当期純利益)		債権本金	(75,613)
合計				1,547,024

第58期決算公告

令和8年1月15日
大阪府池田市神田二丁目21番1号
大兼印刷株式会社
代表取締役 荒木 亮
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	22,141
	固定資産	3,554
	合計	25,695
負純 資 債 及 の び部	流动負債	3,131
	固定負債	66,245
	资本	△ 43,682
	本益余	10,000
	利息準備	△ 53,682
	その他利益	750
利益(うち当期純利益)		△ 54,432 (2,828)
合計		25,695

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいた異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十五日
東京都港区赤坂三丁目一番一六号

(甲) 株式会社ミレニアムパートナーズ
代表取締役
東京都渋谷区上原二丁目一一番一〇号
七七一二〇二
有限会社エム・シー・スクワード
取締役 奏 充洋

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

(甲) 提出済。金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 令和八年一月十五日 東京都港区六本木三丁目二番一号
代表取締役 大塚英樹 本公司六本木三丁目二番一号
株式会社 Vellecity
代表取締役 池田剛

（乙）
東京都港区六本木三丁目二番一号
代表取締役 大塚英樹 本公司六本木三丁目二番一号
株式会社 Vellecity
代表取締役 池田剛

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続及び丙は解散することいたしました。この合併は効力発生日は令和八年三月一日です。本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十五日

大阪府池田市神田二丁目二一番一号

(甲) NADIX株式会社

大阪府池田市神田二丁目二一番一号

(乙) ナカムラシステムサービス株式

会社 代表取締役 中井 雅之

大阪府池田市神田二丁目二一番一号

(丙) 大阪大印刷株式会社

代表取締役 荒木 亮

第35期決算公告

令和8年1月15日
大阪府池田市神田二丁目21番1号
ナカムラシステムサービス株式会社
代表取締役 中井 雅之
賃貸対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目				金額
資の 産部	流動資産	固定資産	合計	227,085
	流动資本	固定資本		154,312
	合計			381,397
負純 資 債 及 の び部	流動負債	固定負債	合計	14,432
	流动资本	固定资本		22,853
	资本余剰	準備金		344,111
	利益	積立金		10,000
	その他利益	剰余金		334,111
	(うち当期純利益)			2,250
合計				331,861 (5,339)

第84期決算公告 令和8年1月15日
高知県高知市北御座3番39号
高知トヨタ自動車株式会社
代表取締役 立岡 俊祐
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,910,988
	固定資産	3,168,594
	合計	6,079,492
負純 資產 及の び部	流动負債	1,673,034
	固定負債	289,114
	资本	3,853,614
負純 資產 及の び部	利益	48,000
	利潤	3,805,614
	その他利益	12,000
評価・換算差額等	利潤準備金	3,793,614
	その他利潤剰余金	(270,127)
	(うち当期純利益)	
その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等	263,728
	その他有価証券評価 差額金	263,728
	合計	6,079,492

第61期決算公告 令和8年1月15日
高知県高知市一宮南町一丁目9番10号
トヨタカローラ高知株式会社
代表取締役 西山 正純
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	5,073,856
	固定資産	1,798,625
	合計	6,872,481
負純 資產 及の び部	流动負債	3,423,625
	固定負債	384,885
	资本	3,046,376
	本益余	48,000
	准备金	2,998,376
	利益準備金	12,000
	その他利益	2,986,376
	その他利益(うち当期純利益)	(318,248)
	評価・換算差額等	17,594
	その他有価証券評価差額金	17,594
合計		6,872,481

第69期決算公告 令和8年1月15日
高知県高知市北久保2番26号
高知トヨペツ株式会社
代表取締役 西山 正晃
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,237,284
	固定資産	1,023,045
	合計	3,260,330
負純 資産 及の び部	流动負債	1,597,777
	固定負債	150,468
	資本	1,515,837
	資本	48,000
	利益	1,467,837
	利益	12,000
	その他の利益	1,455,837
	(うち当期純利益)	(143,811)
	評価・換算差額等	△3,753
	その他有価証券評価 差額金	△3,753
	合計	3,260,330

第 97 期 決 算 公 告
令和 7 年 11 月 21 日
東京都千代田区神田神保町一丁目 1 番地

科 目		金額
資の 産部	流動資産	4,813,422
	固定資産	9,238,524
資産合計		14,051,946
負債 及び 純 資 産 の 部	流动負債	4,722,447
	(うち賞与引当金)	(18,642)
	(うちポイント引当 金)	(7,433)
	固定負債	5,675,772
	(うち退職給付引当 金)	(110,923)
	(うち役員退職慰労 引当金)	(110,580)
	(うち事業構造改革 費引当金)	(33,217)
	負債合計	10,398,220
	株主資本	3,646,437
	資本剰余金	45,000
評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	資本準備金	40,151
	利益剰余金	40,151
	利益準備金	3,561,286
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	10,200
	評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	3,551,086 (83,161)
純資産合計		3,653,725
負債・純資産合計		14,051,946

合併につき株券等提出公告
当社は、菅平牧場株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月一日までに当社にご提出下さい。

当社は、菅平牧場株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和二年三月一日

す。今後は、努力が発生日である。令和八年二月一日までに当社にご提出下さい。

墨坂南四丁目四番一号
菅平牧場観光株式会社
代表取締役 田中 敏治

第 53 期 決 算 公 告
令和 8 年 1 月 15 日
長野県須坂市墨坂南四丁目 4 番 1 号
菅平牧場観光株式会社
代表取締役 田中 敏治
貸借対照表の要旨
(令和 7 年 2 月 28 日現在) (単位: 千円)

令和7年2月28日現在)		(単位・千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	26,703
	固定資産	1,945
合計		28,648
負純 資産の び部	流動負債	2,870
	株主資本	25,778
合計		28,648
負純 資産の び部	利益剰余金	10,000
	利息準備金	15,778
合計		28,648
負純 資産の び部	その他の利益剰余金	3,475
	(うち当期純利益)	12,303
合計		(3,997)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

令和八年一月十五日

長野県須坂市墨坂南四丁目四番一号
(甲) 菅平牧場株式会社
代表取締役 田中 敏治

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

第41期 決算公告
令和8年1月15日
長野県須坂市墨坂南四丁目4番1号
菅平牧場株式会社
代表取締役 田中 敏治
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流 動 資 產 154,853
	固 定 資 產 82,750
	合 計 237,603
負純 債 資 產 及 び 部	流 動 負 債 32,607
	組 合 員 資 204,996
	出 積 資 16,900
未 払 利 益 (うち 当期 純利益)	資 立 105,870
	達 出 資 金 △1,760
	利 益 余 金 83,986
合 計	(1,028)
	237,603

第29期決算公告

2026年1月15日

新潟県長岡市関東町5番地5

株式会社サン・システム

代表取締役 岩崎 清隆